

成田市地域防災計画

資 料 編 一 資 料 集

目 次

1	防災組織に関する資料	資-1
1-1	成田市防災会議条例	資-2
1-2	成田市防災会議委員一覧表	資-4
1-3	成田市災害対策本部条例	資-6
1-4	成田市自主防災組織助成規則	資-7
2	協定・覚書	資-10
2-1	災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】	資-11
2-2	災害応援協定等一覧【ライフライン関連】	資-12
2-3	災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】	資-13
2-4	災害応援協定等一覧【医療、救護関連】	資-14
2-5	災害応援協定等一覧【避難所等関連】	資-15
2-6	災害応援協定等一覧【福祉施設関連】	資-16
2-7	災害応援協定等一覧【土木、建築関連】	資-16
2-8	災害応援協定等一覧【その他支援協定】	資-16
3	防災都市づくりに関する資料	資-18
3-1	成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則	資-19
3-2	成田市崖地整備事業補助金交付規則	資-22
3-3	成田市住宅耐震診断等補助金交付規則	資-26
3-4	成田市住宅耐震改修補助金交付規則	資-32
4	危険箇所に関する資料	資-37
4-1	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域指定箇所一覧	資-38
4-2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（崩壊対策整備箇所）一覧	資-47
4-3	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧	資-49
4-4	山地災害危険地区一覧	資-55
5	情報・通信に関する資料	資-56
5-1	成田市防災行政無線局管理運用規程	資-57
5-2	情報集約拠点一覧	資-65
6	医療救護に関する資料	資-66
6-1	救急告示医療機関一覧	資-67
6-2	トリアージタグ	資-68
7	避難・応急対策に関する資料	資-69
7-1	指定避難所等一覧	資-70
7-2	福祉避難所一覧	資-77
7-3	一時滞在施設一覧	資-78
7-4	食料・物資集配拠点一覧	資-79
7-5	備蓄倉庫一覧	資-80
7-6	備蓄物資・資機材一覧	資-82
7-7	給水・配水場、防災井戸等一覧	資-83
7-8	応急仮設住宅建設場所候補地	資-85
7-9	がれき等の仮置き場候補地	資-86

8	緊急輸送、応援受援に関する資料	資-87
8-1	自衛隊の災害派遣要請の連絡先	資-88
8-2	自衛隊の災害派遣を要請できる範囲	資-89
8-3	ヘリコプター臨時離着陸可能地点の位置基準	資-90
8-4	ヘリコプター臨時離着陸場一覧	資-94
8-5	緊急輸送道路	資-95
8-6	災害時緊急通行車両一覧	資-96
9	要配慮者に関する資料	資-100
9-1	要配慮者利用施設一覧	資-101
10	水防に関する資料	資-112
10-1	水防倉庫等一覧	資-113
10-2	水防資機材一覧	資-114
10-3	重要水防箇所評定基準	資-115
11	大規模事故災害に関する資料	資-116
11-1	成田国際空港の施設概要	資-117
12	被害情報に関する資料	資-118
12-1	災害救助法被害認定基準	資-119
12-2	災害救助法による救助の種類・方法・期間等	資-123
12-3	激甚災害指定基準	資-127
12-4	住家被害程度の認定基準	資-131

※「協定・覚書」の目次は以下のとおり。協定・覚書の番号は、資-11～資-17「本編 2 協定」の左端の番号2-1～2-8に沿って付している。

資料 2-1-1	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	資-協-1
資料 2-1-2	千葉県水道災害相互応援協定	資-協-4
資料 2-1-3	千葉県広域消防相互応援協定	資-協-6
資料 2-1-4	成田国際空港消防相互応援協定	資-協-9
資料 2-1-5	災害時相互応援に関する協定	資-協-12
資料 2-1-6	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	資-協-23
資料 2-1-7	災害時における相互応援に関する協定	資-協-26
資料 2-1-8	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	資-協-36
資料 2-1-9	緊急相互応援給水に関する協定	資-協-44
資料 2-1-10	緊急応援給水に関する協定	資-協-47
資料 2-1-11	消防相互応援協定	資-協-49
資料 2-1-12	消防相互応援協定	資-協-51
資料 2-1-13	消防相互応援協定	資-協-53
資料 2-1-14	消防相互応援協定	資-協-55
資料 2-1-15	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書	資-協-59
資料 2-1-16	災害時等の相互応援に関する協定書	資-協-63
資料 2-2-1	災害時の情報交換に関する協定	資-協-67
資料 2-2-2	非常災害時タクシー無線通信に関する協定	資-協-69

資料 2-2-3	停電時等における成田市防災行政無線の活用に関する協定	資-協-70
資料 2-2-4	大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防災行政無線の活用に関する協定	資-協-74
資料 2-2-5	災害に係る情報発信等に関する協定	資-協-77
資料 2-2-6	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	資-協-79
資料 2-2-7	災害時の相互協力に関する協定書	資-協-84
資料 2-2-8-1	石油類燃料の供給に関する協定	資-協-88
資料 2-2-8-2	石油類燃料の供給に関する協定	資-協-93
資料 2-2-8-3	石油類燃料の供給に関する協定	資-協-95
資料 2-2-9	水道復旧活動等に関する協定	資-協-98
資料 2-2-10	災害時等における水道復旧資材の供給に関する協定書	資-協-105
資料 2-2-11	災害時等における水道施設の緊急復旧工事に関する協定書	資-協-109
資料 2-2-12	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	資-協-113
資料 2-2-13	災害時における復旧支援協力に関する協定	資-協-123
資料 2-3-1	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	資-協-128
資料 2-3-2	災害時における応急生活物資等の供給援助協力に関する協定	資-協-130
資料 2-3-3	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-133
資料 2-3-4	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-135
資料 2-3-5	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-137
資料 2-3-6	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-139
資料 2-3-7	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-141
資料 2-3-8	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	資-協-143
資料 2-3-9	災害時における防災活動協力に関する協定	資-協-149
資料 2-3-10	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	資-協-153
資料 2-3-11	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	資-協-158
資料 2-3-12	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	資-協-163
資料 2-3-13	災害時における物資等の供給援助協力に関する協定	資-協-171
資料 2-3-14	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	資-協-176
資料 2-3-15	災害時の商品提供に関する覚書	資-協-180
資料 2-3-16	災害時における緊急物資輸送に関する協定	資-協-183
資料 2-3-17	災害時相互応援に関する協定	資-協-188
資料 2-3-18	災害時における物資の供給に関する協定	資-協-192
資料 2-3-19	災害時の物流に係る協力に関する協定書	資-協-198
資料 2-3-20	災害時の物流に係る協力に関する協定書	資-協-205
資料 2-3-21	災害時の物流に係る協力に関する協定書	資-協-212
資料 2-3-22	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	資-協-219
資料 2-3-23	災害時等における協力に関する協定書	資-協-226
資料 2-3-24	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	資-協-229
資料 2-3-25	災害時におけるトイレトペーパーの供給に関する協定書	資-協-237
資料 2-3-26	成田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	資-協-240
資料 2-4-1	災害時の医療救護活動に関する協定	資-協-243
資料 2-4-2	災害時の歯科医療活動に関する協定	資-協-257
資料 2-4-3	ラピッドカー運用に関する協定	資-協-271

資料 2-4-4	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	資-協-274
資料 2-4-5	災害時の助産師による妊産婦並びに乳幼児支援に関する協定書	資-協-276
資料 2-4-6	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書	資-協-280
資料 2-5-1	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	資-協-283
資料 2-5-2-1	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-285
資料 2-5-2-2	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-289
資料 2-5-2-3	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-293
資料 2-5-2-4	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-297
資料 2-5-2-5	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-301
資料 2-5-3	災害時における避難所の施設利用等に関する協定	資-協-305
資料 2-5-4	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	資-協-315
資料 2-5-5	災害時における避難所の施設利用等に関する協定	資-協-325
資料 2-5-6	災害時における一時滞在施設の提供に関する協定	資-協-329
資料 2-5-7	災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	資-協-333
資料 2-5-8	災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	資-協-338
資料 2-5-9	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協力協定	資-協-343
資料 2-6-1-1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-345
資料 2-6-1-2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-348
資料 2-6-1-3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-351
資料 2-6-1-4	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-354
資料 2-6-1-5	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-357
資料 2-6-1-6	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-360
資料 2-6-1-7	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-363
資料 2-6-1-8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-366
資料 2-6-1-9	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-369
資料 2-6-1-10	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-372
資料 2-6-1-11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-375
資料 2-6-2-1	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-378
資料 2-6-2-2	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-383
資料 2-6-2-3	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-388
資料 2-6-2-4	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-393
資料 2-6-2-5	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-398
資料 2-6-2-6	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-403
資料 2-6-2-7	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	資-協-408
資料 2-6-3-1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-413
資料 2-6-3-2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-416
資料 2-6-3-3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	資-協-419
資料 2-7-1	災害時応急工事等の協力に関する業務協定	資-協-422
資料 2-7-2	災害時応急工事等の協力に関する業務協定	資-協-431
資料 2-7-3	災害時における電気設備の応急協力に関する協定	資-協-440
資料 2-8-1	災害時における支援協力に関する協定	資-協-446
資料 2-8-2	災害時における支援協力に関する協定	資-協-451

資料 2-8-3	成田市及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定	資-協-456
資料 2-8-4	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	資-協-461
資料 2-8-5	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	資-協-466
資料 2-8-6	災害時における動物救護活動に関する協定	資-協-469
資料 2-8-7	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	資-協-473
資料 2-8-8	大規模災害時における施設等の使用に関する協定	資-協-486
資料 2-8-9	鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定	資-協-488
資料 2-8-10	大栄 J C T ～ 稲敷東 I C 首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定	資-協-497
資料 2-8-11	災害時等における避難者輸送等に関する協定	資-協-502
資料 2-8-12	災害時における支援協力に関する協定	資-協-508
資料 2-8-13	災害時等における避難者輸送等に関する協定	資-協-512
資料 2-8-14	災害発生時における成田市と成田市内郵便局の協力に関する覚書	資-協-518

1 防災組織に関する資料

1-1 成田市防災会議条例

昭和38年9月27日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、成田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 成田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員
 - (3) 千葉県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、これらの委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災対策主管課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日より施行する。

附 則(昭和41年10月7日条例第38号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月28日条例第37号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月21日条例第32号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第17号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成18年3月24日条例第105号)
この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第70号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(成田市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成26年5月31日までの間に第1条の規定による改正後の成田市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により新たに任命される成田市防災会議の委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

1-2 成田市防災会議委員一覧表

(令和4年3月31日現在)

区分	機関名	役職
会長	1 成田市	市長
1. 指定地方行政機関の職員	2 農林水産省関東農政局千葉県拠点	地方参事官
	3 国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所	所長
	4 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所酒々井出張所	所長
	5 国土交通省東京航空局 成田空港事務所	成田国際空港長
	6 銚子气象台	台長
	2. 千葉県知事部内の職員	7 千葉県印旛地域振興事務所
8 印旛保健所（印旛健康福祉センター）成田支所		支所長
9 千葉県成田土木事務所		所長
10 千葉県企業局船橋水道事務所 成田支所		支所長
3. 千葉県警察の警察官	11 千葉県成田警察署	署長
	12 千葉県成田国際空港警察署	署長
4. 市長部内の職員	13 成田市	副市長
	14 成田市企画政策部	部長
	15 成田市総務部	部長
	16 成田市財政部	部長
	17 成田市空港部	部長
	18 成田市シティプロモーション部	部長
	19 成田市市民生活部	部長
	20 成田市環境部	部長
	21 成田市福祉部	部長
	22 成田市健康こども部	部長
	23 成田市経済部	部長
	24 成田市土木部	部長
	25 成田市都市部	部長
	26 成田市水道部	部長
27 成田市教育部	部長	
5. 教育長	28 成田市教育委員会	教育長
6. 消防長・消防団長	29 成田市消防本部	消防長
	30 成田市消防団	団長
7. 指定公共機関・指定地方公共機関の職員	31 東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉支店	支店長
	32 東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	支社長
	33 東京ガス株式会社 千葉支社	支社長
	34 東日本旅客鉄道株式会社 JR 成田駅	駅長
	35 京成電鉄株式会社 成田駅	駅長
	36 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所	所長
	37 成田国際空港株式会社	空港運用部門オペ

区分	機関名	役職
		レーションセンター 一部長
	38 成田赤十字病院	事務部長
	39 印旛市郡医師会	会長
	40 印旛郡市歯科医師会	会長
	41 成田市薬剤師会	代表理事
	42 日本航空株式会社 成田空港支店	支店長
	43 全日本空輸株式会社 成田空港支店	支店長
8. 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	44 成田市婦人防火指導員協議会	会長

1-3 成田市災害対策本部条例

昭和38年9月27日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定により、成田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、災害対策主管課において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成2年6月30日条例第22号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第70号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-4 成田市自主防災組織助成規則

平成19年3月30日

規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災用資器材の支給及び防災活動に対する助成をすることにより、自主防災組織の運営の円滑化を図り、もって地震その他の災害による地域住民への被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 市民が自主的な地域の防災活動を行うため、区、自治会、町内会若しくはこれらに準ずる団体(以下「区等」という。)を単位として結成された組織又は2以上の区等(区等が当該区等の一部の区域である場合を含む。)で結成された組織であって、市長にその旨の届出をしたものをいう。

(2) 防災用資器材 初期消火用資器材、救助用資器材その他自主防災組織の整備に必要な資器材をいう。

(3) 防災訓練等 防災訓練、防災に関する講演会その他自主的な地域の防災活動をいう。

(結成の届出)

第3条 前条第1号の届出は、自主防災組織結成届(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

(1) 組織の規約

(2) 組織の防災計画書

(3) 組織の区域及び避難経路を示した地図

(支給及び助成の種類等)

第4条 支給及び助成の種類は、次のとおりとする。

(1) 防災用資器材の支給 自主防災組織がその整備に必要な防災用資器材について、1自主防災組織に対し、1回を限りとして、総額35万円の範囲内で調達可能なものを支給する。

(2) 防災用倉庫設置費助成 自主防災組織が防災用資器材を収納するための防災用倉庫の設置に要した費用(当該防災用倉庫の設置に関し建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認及び同法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査(以下「確認等」という。)を受ける必要がある場合は、当該確認等を受けるために要した費用を含む。)について、1自主防災組織に対し、1回を限りとして、助成する。

(3) 活動費助成 自主防災組織が防災訓練等を行った場合、次に掲げる費用に対して、1会計年度に1回を限りとして、助成する。

ア 防災訓練等に要した費用

イ 防災用資器材の購入に要した費用

ウ 防災用資器材の維持管理に要した費用

2 前項第2号及び第3号に規定する助成に係る助成金の額及びその限度額は、次の表のとおりとする。

助成の種類	助成金の額	限度額
防災用倉庫設置費助成	防災用倉庫の購入に要した費用に10分の8を乗じて得た額(100円未満端数切捨て)	15万円

	防災用倉庫の設置に関し確認等を受けるために要した費用に10分の8を乗じて得た額(100円未満端数切捨て)	15万円
活動費助成	前項第3号アからウまでに掲げる費用の合計額に3分の2を乗じて得た額(100円未満端数切捨て)	自主防災組織加入世帯数に100円を乗じて得た額に3万円を加えて得た額

(支給及び助成の申請)

第5条 自主防災組織の代表者は、防災用資器材の支給を受けようとするときは、防災用資器材支給申請書(別記第2号様式)により市長に申請しなければならない。

2 自主防災組織の代表者は、防災用倉庫設置費助成を受けようとするときは、自主防災組織助成金交付申請書(別記第3号様式。以下「申請書」という。)に設置場所図及び見積書を添付して、市長に申請しなければならない。

3 自主防災組織の代表者は、活動費助成を受けようとするときは、申請書に自主防災組織活動助成金事業計画書(別記第4号様式)を添付して、市長に申請しなければならない。

(助成等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、防災用資器材の支給にあつては防災用資器材支給決定・却下通知書(別記第5号様式)により、防災用倉庫設置費助成又は活動費助成にあつては自主防災組織助成金交付決定・却下通知書(別記第6号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 前条の規定により、防災用資器材の支給の決定を受けた自主防災組織の代表者は、その支給を受けたときは、速やかに防災用資器材受領書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により、防災用倉庫設置費助成又は活動費助成に係る助成金の交付の決定を受けた自主防災組織の代表者(以下「助成決定者」という。)は、当該助成に係る事業が完了したときは、速やかに自主防災組織助成金実績報告書(別記第8号様式)に事業収支決算書(別記第9号様式)及び領収書の写し並びに建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し(確認等を受けた場合に限る。)を添付して、市長に報告しなければならない。

(平27規則67・一部改正)

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、自主防災組織助成金確定通知書(別記第10号様式)により、当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成決定者は、助成金を請求しようとするときは、自主防災組織助成金交付請求書(別記第11号様式)により、市長に請求しなければならない。

(組織の変更届)

第11条 自主防災組織の代表者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに自主防災組織変更届(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の名称の変更
- (2) 自主防災組織の代表者の変更又はその住所の変更

(防災用資器材の維持管理)

第12条 自主防災組織は、支給された防災用資器材(助成金で整備した防災用資器材を含む。第14条

において同じ。)を防災用資器材管理台帳(別記第13号様式)により管理し、保守点検に努めなければならない。

(助成金等の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により、防災用資器材の支給の決定若しくは助成金の交付の決定を受け、又は防災用資器材の支給若しくは助成金の交付を受けた自主防災組織があるときは、その支給若しくは交付の決定を取り消し、又は既に支給した防災用資器材若しくは交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(譲渡の禁止)

第14条 支給された防災用資器材は、他に譲渡してはならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、自主防災組織に対する助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(成田市自主防災組織助成規則の廃止)

2 成田市自主防災組織助成規則(平成8年規則第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前の成田市自主防災組織助成規則(以下「旧規則」という。)第5条の規定により設立助成の決定を受けた自主防災組織は、第3条の届出をしたものとみなす。

4 施行日の前日までに、旧規則第3条の規定により既に防災用資器材の貸与を受けた自主防災組織は、この規則の規定により防災用資器材の支給及び防災用倉庫設置費助成を受けたものとみなす。

附 則(平成27年8月28日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

※別記様式については、省略

2 協定・覚書

2-1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内全市町村	平成8年2月23日	食料、生活物資、医療等に必要な資機材の提供及び人的等の相互支援
2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業者等	平成7年11月2日	応急給水、復旧作業及び必要資機材の提供
3	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の市町村、一部事務組合	平成18年8月22日	消防の応援
4	成田国際空港消防相互応援協定	佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港株式会社	平成18年7月12日	航空機災害の消火救難活動への相互応援
5	災害時相互応援に関する協定	北海道函館市、大阪府泉佐野市	平成29年3月18日	食料、生活物資、医療等に必要な資機材の提供及び人的等の相互支援
6	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県	平成28年3月25日	広域防災拠点の開設・運営
7	災害時における相互応援に関する協定	栃木県大田原市	平成29年5月9日	応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、必要な職員の派遣
8	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	千葉市、市川市、船橋市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合	平成25年4月10日	自動車道及びその施設における消防に関する相互応援
9	緊急相互応援給水に関する協定	富里市	平成9年3月12日	上水道の緊急相互応援給水
10	緊急応援給水に関する協定	千葉県	平成22年2月8日	水道用水の緊急応援給水
11	消防相互応援協定	栄町	平成25年1月25日	消防の応援
12	消防相互応援協定	富里町	平成11年6月1日	消防の応援
13	消防相互応援協定	芝山町、山武郡市広域行政組合	平成11年8月1日	消防の応援
14	消防相互応援協定	稲敷地方広域市町村圏事務組合	平成21年10月30日	消防の応援
15	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、	平成30年7月24日	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難の受入

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
		神崎町、茨城県ひたちなか市		
16	災害時等の相互応援に関する協定	山梨県甲斐市	令和3年7月8日	物資や資機材の提供、被災者の一時受入れ、職員の派遣等の相互応援

2-2 災害応援協定等一覧【ライフライン関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年4月1日	被害状況の情報交換、情報連絡員の派遣
2	非常災害時タクシー無線通信に関する協定	成田駅構内タクシー運営委員会	昭和55年9月1日	災害情報の収集、提供
3	停電時等における成田市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	平成28年9月	防災行政無線を活用した停電広報の実施
4	大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防災行政無線の活用に関する協定	東京ガス株式会社佐倉支社	平成28年9月1日	防災行政無線を利用したガス供給停止広報の実施
5	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成25年3月29日	情報発信等の支援
6	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	社団法人日本水道協会	平成10年5月18日	給水能力回復に関する相互応援
7	災害時の相互協力に関する協定	株式会社NTTドコモ	平成30年12月14日	通信手段の確保等
8	石油類燃料の供給に関する協定	成田市農業協同組合	平成29年4月24日	水道施設における石油類燃料の優先供給
		株式会社若葉 有限会社矢沢商事	令和2年2月27日	
9	水道復旧活動等に関する協定	成田市管工事協同組合	平成29年4月1日	水道復旧活動等
10	災害時等における水道復旧資材の供給に関する協定	明和工業株式会社 株式会社光明製作所 大成機工株式会社 コスモ工機株式会社 太三機工株式会社 富士機材株式会社 前澤給装工業株式会社	令和2年2月27日	水道管路及び給水管に関する水道復旧資機材の提供
11	災害時等における水道施設の緊急復旧工事に関する協定	株式会社日立製作所 福井電機株式会社 シンフォニアテクノロジー株式会社 シンフォニアエンジニアリング株式会社 環境テクノス株式会社 荏原商事株式会社 荏原実業株式会社	令和2年2月27日	水道施設における緊急復旧工事等

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
		株式会社クボタ 株式会社第一テクノ 株式会社明電舎 株式会社明電エンジニアリング 横河ソリューションサー ビス株式会社 東芝インフラシステムズ 株式会社 水機テクノス株式会社 司機工株式会社 理水化学株式会社 株式会社フソウ 株式会社ウォーターテッ ク 株式会社安部日鋼工業 オリエンタル白石株式会 社 アズビル株式会社 株式会社前澤エンジニア リングサービス		
12	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令和2年7月1日	広範囲の長期間停電の早期復旧および事前対応並びに停電の未然防止
13	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和3年3月31日	公共下水道施設の応急復旧の支援協力

2-3 災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	成田市食品衛生連合会	昭和56年12月4日	給食に関する原材料、設備機器、労務の提供
2	災害時における応急生活物資等の供給援助協力に関する協定	成田市農業協同組合	平成25年6月6日	物資の提供
3	災害時における物資の供給に関する協定	成田旅館組合	平成9年1月14日	物資の提供
4	災害時における物資の供給に関する協定	成田地区ホテル業協会	平成9年1月14日	物資の提供
5	災害時における物資の供給に関する協定	社団法人千葉県LPガス協会印旛支部成田地区会	平成7年6月14日	物資の提供
6	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年9月1日	物資の提供
7	災害時における物資の供給に関する協定	日本地区航空ケータリング協会成田市在籍ケータラー会員会社5社	平成9年1月14日	物資の提供
8	災害時における応急生活	生活協同組合ちばコープ	平成17年4月26日	物資の提供

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
	物資の供給に関する協定			
9	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンモール株式会社・ジャスコイオン成田店	平成18年8月28日	物資、資機材の提供、人的支援、避難場所の提供
10	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成24年9月1日	簡易水洗トイレ、発電機等のレンタル機材の提供
11	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	株式会社伊藤園	平成25年9月10日	飲料水の供給協力
12	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成26年8月6日	介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資の供給
13	災害時における物資等の供給援助協力に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成27年8月28日	物資の提供
14	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社、マックスバリュ関東株式会社	平成27年11月9日	物資の提供、一時避難場所の提供
15	災害時の商品提供に関する覚書	株式会社ユカ	平成28年3月18日	物資の提供
16	災害時における緊急物資輸送に関する協定	千葉県トラック協会印旛支部	平成28年6月30日	緊急物資の輸送の協力
17	災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	平成29年9月1日	物資の提供
18	災害時における物資の供給に関する協定	米屋株式会社	平成29年11月1日	物資の提供
19	災害時の物流に係る協力に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	平成30年3月26日	物流の協力
20	災害時の物流に係る協力に関する協定書	佐川急便株式会社	平成30年3月26日	物流の協力
21	災害時の物流に係る協力に関する協定書	日本通運株式会社	平成30年3月26日	物流の協力
22	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	セツカートン株式会社	令和元年7月1日	段ボール製品の提供
23	災害時等における協力に関する基本協定	成田国際空港株式会社	令和2年3月25日	施設の提供、食糧、生活必需品等の提供
24	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社レンタルのニッケン成田営業所	令和2年10月7日	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材の提供
25	災害時におけるトイレトペーパーの供給に関する協定書	成田市資源回収協同組合	令和2年10月23日	トイレトペーパーの提供
26	成田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社	令和4年1月20日	物資の提供

2-4 災害応援協定等一覧【医療、救護関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時の医療救護活動に	社団法人印旛市郡医師会	平成12年4月1日	医療救護活動

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
	関する協定			
2	災害時の歯科医療活動に関する協定	社団法人印旛都市歯科医師会	平成12年4月1日	歯科医療活動
3	ラピッドカー運用に関する協定	日本医科大学千葉北総病院	平成22年3月17日	ラピッドカーの出動要請
4	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	一般社団法人成田市薬剤師会	令和元年7月24日	医療救護活動と医薬品の供給
5	災害時の助産師による妊産婦並びに乳幼児支援に関する協定	一般社団法人千葉県助産師会	令和元年7月24日	妊産婦、乳幼児支援
6	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定	公益社団法人千葉県柔道整復師会	令和2年7月1日	医療救護活動

2-5 災害応援協定等一覧【避難所等関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社	平成27年10月1日	避難場所等の案内表示のための看板の掲出
2	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	私立成田高校(成田高等学校・付属中学校)、千葉県立西陵高校、千葉県立成田国際高校、千葉県立成田北高校、千葉県立下総高校、	平成27年11月30日	指定避難所又は指定緊急避難場所としての利用、運営協力
3	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団	平成28年4月1日	指定避難所又は指定緊急避難場所としての利用、運営協力
4	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	平成29年4月3日	指定避難所又は指定緊急避難場所としての利用、運営協力
5	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	アクティオ株式会社	平成29年4月1日	自主避難所としての利用、運営協力
6	災害時における一時滞在施設の提供に関する協定	公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団	平成29年3月22日	一時滞在施設としての利用、運営協力
7	災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	大清ホテルズ株式会社	平成29年3月28日	帰宅困難要配慮者支援施設としての利用
8	災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	株式会社フォーラム商事	平成29年3月31日	帰宅困難要配慮者支援施設としての利用
9	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	令和2年8月17日	移動式宿泊施設等の提供

2-6 災害応援協定等一覧【福祉施設関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	有楽苑、長寿園、名木の里、成田苑、蓬萊の杜、玲光苑、セントアンナナーシングホーム、透光苑、不二学園、しもふさ学園、十倉厚生園、協和厚生園、日吉厚生園	平成24年11月7日	福祉避難所の設置運営
2	災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定	株式会社あかうみ、有限会社ファインドランドハウス、株式会社たいが企画、株式会社高根商事、株式会社SSプランニングサービス、株式会社サンベ、ハッピーハート成田店	平成26年5月1日	要配慮者の医療機関、福祉避難所等の施設への輸送協力
3	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	まきの里、杜の家なりた、エスポワール成田	平成28年11月1日	福祉避難所の設置運営

2-7 災害応援協定等一覧【土木、建築関連】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害応急工事等の協力に関する業務協定	成田市建設業災害対策協力会	平成24年6月1日	災害応急工事等
2	災害時応急工事等の協力に関する業務協定	成田市空衛協力会	平成14年3月28日	災害応急工事等
3	災害時における電気設備の応急協力に関する協定	成田市電設事業協同組合	平成14年6月1日	電気設備の応急工事及び資機材の供給等

2-8 災害応援協定等一覧【その他支援協定】

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
1	災害時における支援協力に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成21年6月24日	遺体の収容、安置及び搬送の協力
2	災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平成21年6月24日	遺体の収容、安置及び搬送の協力
3	成田市及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定	成田国際空港株式会社	平成16年4月1日	航空機に関する消火救難活動
4	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成25年5月1日	家屋被害認定調査等
5	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成28年12月15日	災害時用公衆電話の設置及び利用・管理等
6	災害時における動物救護活動に関する協定	千葉県獣医師会印旛地域獣医師会	平成29年2月28日	ペットの救護活動等
7	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助	千葉県環境衛生促進協議会	平成9年7月31日	災害廃棄物及び一般廃棄物処理の相互援助

No	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容
	細目協定			
8	大規模災害時における施設等の使用に関する協定	成田警察署	平成24年10月5日	応援拠点として使用するための市の施設等の提供
9	鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定	鉄道軌道事業者	平成21年3月31日	消防活動と運行早期復旧における相互連携
10	大栄JCT～稲敷東IC首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定	神崎町、稲敷地方広域市町村圏事務組合	平成27年6月7日	自動車道及びその施設における消防に関する相互応援
11	災害時等における避難者輸送等に関する協定書	株式会社旅友	令和2年7月8日	避難者の輸送等
12	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	令和2年7月28日	被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営等
13	災害時等における避難者輸送等に関する協定書	東関東交通株式会社	令和2年10月14日	避難者の輸送等
14	災害発生時における成田市と成田市内郵便局の協力に関する覚書	成田市内郵便局	令和2年11月16日	災害情報の提供・広報活動、避難所における郵便物の取扱い等

3 防災都市づくりに関する資料

3-1 成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則

昭和61年11月27日

規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、危険住宅の移転を行う者(住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転を行う者」という。)が行うがけ地近接等危険住宅移転事業(以下「事業」という。)に要する経費を予算の範囲内において、当該移転を行う者に対し、補助金を交付することを目的とする。

(種目、経費及び補助金)

第2条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 移転を行う者が補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が指定する期日までにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めた条件

(承認申請)

第6条 移転を行う者が前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 移転を行う者は、事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、事業が補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 移転を行う者が補助金の交付を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けた者があるときは、その補助金の

全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則(平成元年12月26日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年12月13日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年12月26日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成6年3月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成8年3月29日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成12年12月1日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年8月23日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の成田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則の規定(別表の改正規定に限る。)は、平成13年4月1日から適用する。

(成田市行政組織規則の一部改正)

2 成田市行政組織規則(平成8年規則第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表

事業種目	経費	補助限度額
危険住宅除却等事業	危険住宅(がけ地の崩壊等による危険が著しいため、建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)第3条の2で指定した災害危険区域、同条例第4条で建築を制限している区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行ったものをいう。以下同じ。)の移転を行う者が危険住宅の除却等を行う場合に要する経費	1戸当たり 780,000円
建物建設(購入)事業	危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をする費用(当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する資金を含む。)を金融機関から借り入れた場合、当該資金の借入れに係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費	1戸当たり 4,060,000円(建物3,100,000円、土地960,000円)を限度とする。ただし、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,080,000円(建物4,440,000円、土地2,060,000円、敷地造成580,000円)を限度とする。

※別記様式については、省略

3-2 成田市崖地整備事業補助金交付規則

平成4年3月30日

規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、市内で崖地整備事業(以下「事業」という。)を行う者(以下「事業者」という。)に対し、当該事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、崖地の崩壊による災害を防止し、もって安全で住み良い住環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖地 原則として自然の力により形成された斜面地で、その傾斜度が30度以上であるものをいう。
- (2) 危険区域 崖の上にあつては崖の下端から崖の高さの1.5倍、崖の下にあつては崖の上端から崖の高さの2倍の範囲内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域内に存し、かつ、現に個人の居住の用に供している建築物で、平成3年9月9日(下総地区及び大栄地区にあつては、平成13年5月11日)以前に建築されたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 崖地の垂直の高さが3メートル以上である崖地に係る事業であること。
- (2) 崩壊により危険家屋に著しい被害を与えるおそれのある崖地に係る事業であること。
- (3) 市税を完納している者が行う事業であること。
- (4) 宅地造成工事の一環として行われる事業でないこと。
- (5) 宅地の分譲を業とする者が営業として行う事業でないこと。
- (6) 本市の工事等入札参加業者資格者又はこれと同程度の技術力があり市長が特に認める者が工事を行う事業であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、崖地の崩壊を防止するために行う擁壁の設置及び法面の整備並びに工事施工上最低限必要となる既存構造物の解体工事の工事費の額とする。

- 2 成田市崖地整備事業補助金(以下「補助金」という。)の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、750万円を限度とする。
- 3 市長は、第6条第1項本文の規定により申請された補助対象経費が、著しく適正を欠くと認めるときは、市長が適正と認められた額を補助対象経費として補助金の額を決定するものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、次条第1項本文の規定による申請を行う前に市長と事前に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、崖地整備事業事前協議書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 次条第1項第1号から第8号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に崖地整備事業補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第9号及び第10号に掲げる書類

を省略させることができる。

- (1) 工事費見積書
 - (2) 位置図
 - (3) 公図の写し
 - (4) 現況図
 - (5) 設計関係図書(構造計算書等安全が確認できる資料を含む。)
 - (6) 事業地の土地に係る登記事項証明書
 - (7) 事業地内に申請者以外の権利者がいる場合にあつては、当該権利者の工事施行承諾書
 - (8) 危険家屋に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項若しくは第7条の2第5項の検査済証の写し又は当該危険家屋の建築年月日が確認できる書類
 - (9) 住民票の写し
 - (10) 市税の納付状況を確認できる書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類2 市長は、前項の規定による申請の内容が第3条に規定する補助対象事業に該当し、かつ、次条に規定する技術基準にも適合すると認めるときは、申請者に崖地整備事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項本文の規定による申請の内容が第3条に規定する補助対象事業に該当し、かつ、次条に規定する技術的基準にも適合すると認めるときは、崖地整備事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。
- (工事の技術的基準)

第7条 事業は、次に掲げる技術的基準に適合していなければならない。

- (1) 擁壁を設置する場合にあつては、構造計算又は実験により安全が確認されていること。
 - (2) 崖面を擁壁で覆わない場合は、土質試験等に基づく安定計算により安全が確認されていること。
- 2 事業は、建築基準法又は宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に規定する技術的基準に適合していなければならない。

(事業の変更等)

第8条 事業者は、第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた後に、事業の内容を変更しようとする場合又は事業を廃止しようとする場合は、速やかに崖地整備事業補助金変更・廃止申請書(別記第4号様式)に事業の変更のときにあつては第1号、事業の廃止のときにあつては第2号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第6条第1項各号に掲げるもののうち変更に関係する図書
 - (2) 現況図、現況写真及び事業廃止後の安全確保の方法を明記した図書
- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、崖地整備事業補助金変更・廃止決定通知書(別記第5号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。
- (1) 事業の変更を目的とする申請であつて、変更後の事業が第6条第2項に規定する基準に適合すると認められるとき。
 - (2) 事業の廃止を目的とする申請であつて、事業の廃止後も事業着手前と同程度以上の安全が確保できると認められるとき。

(実績報告及び完了検査)

第9条 事業者は、補助金に係る事業を完了したときは、速やかに崖地整備事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 事業に係る主な工事の各工程の写真(工事の竣工後に外部から明視できなくなる部分の写真については、寸法等が明確に判断できるように撮影したもの)及び竣工図

(3) 事業に係る契約書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく当該報告に係る工事が申請の内容に適合しているかどうか検査しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、建築基準法第88条において準用する同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認又は宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けて施行した事業については、当該各法令に基づく検査を前項の規定による検査とみなす。

(確定通知)

第10条 市長は、前条第2項又は第3項に規定する検査の結果当該検査に係る工事が第6条第1項本文の規定による申請(第8条第2項の規定により変更の承認の通知を受けた場合にあっては、同条第1項の規定による変更の申請を含む。)の内容に適合していると認めたときは、崖地整備事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、崖地整備事業補助金交付請求書(別記第8号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第12条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、補助金に係る事業を行うため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付を請求することができる。

2 交付決定事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、崖地整備事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)にその理由書を添えて、市長に請求しなければならない。

(決定等に付する条件)

第13条 この規則の規定に基づく決定又は承認には、崖地の安全を確保する上で必要な条件を付することができるものとする。この場合において、その条件は、当該決定又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(返還等)

第14条 市長は、当該事業が虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(審査委員会)

第15条 この規則の適用を円滑に行うため、成田市崖地整備事業審査委員会を設置する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年台風15号以降の事業から適用する。

附 則(平成6年11月25日規則第46号)

この規則は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日規則第94号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(成田市行政組織規則の一部改正)

2 成田市行政組織規則(平成8年規則第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則の一部改正)

3 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則(昭和63年規則第7号)の一部を次の

ように改正する。

〔次のよう〕略

※別記様式については、省略

3-3 成田市住宅耐震診断等補助金交付規則

平成20年6月30日

規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、住宅の耐震診断等を行う者に対し、当該耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、地震に対する住宅の安全性に関し市民意識の向上を図るとともに、耐震改修を促進し、もって災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(平29規則53・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 木造住宅、非木造住宅及びマンションをいう。

(2) 木造住宅 次のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 市内に現に存するものであること。

イ 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)が木造であること。

ウ 丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)並びに建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認定及び法第68条の10第1項に規定する型式適合認定によるプレハブ工法(工場で作成された部材を現場に搬入して組み立てる工法)により建築されたものでないこと。

エ 一戸建て又は併用住宅であること。

(3) 非木造住宅 次のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 市内に現に存するものであること。

イ 主要構造部が木造以外であること。

ウ 一戸建て又は併用住宅であること。

エ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(4) マンション 次のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 市内に現に存するものであること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 地上階数が3以上であること。

エ 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する1の建築物で人の居住の用に供する専有部分(同条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)があること。

オ 1の建築物で人の居住の用に供する専有部分及び共用部分(区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の床面積の占める割合が延べ面積の2分の1を超えること。

カ 1の建築物で区分所有者が現に居住する住戸の数が全住戸の数の2分の1を超え、かつ、区分所有者が現に居住の用に供する専有部分の床面積の占める割合が人の居住の用に供する専有部分の床面積の合計の2分の1を超えること。

(5) 一戸建て 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるものをいう。

(6) 併用住宅 一戸建てで店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ面積の2分の1を超えるものをいう。

(7) 耐震診断等 耐震診断又は予備診断をいう。

(8) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。

(9) 予備診断 住宅耐震診断士が、次に掲げる調査、確認及び検討を行い、耐震診断に要する費用を算出することをいう。

ア 建築物の概要の調査

イ 耐震診断に必要な関係図書の有無の確認

ウ 建築物の規模、形式及び形状の調査

エ 使用履歴及び被災履歴の調査

オ 建築物の外観の調査

カ 経年変化等による耐震診断の可否

キ 耐震診断の必要性の検討

ク 耐震診断の方法の検討

(10) 住宅耐震診断士 第5条第1項の規定による登録を受けた者をいう。

(11) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。

(平29規則53・一部改正)

(住宅耐震診断士の要件)

第3条 住宅耐震診断士になることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士である者

(2) 建築士法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)に勤務している者

(3) 第5条第1項の規定による登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の開設者の同意を得ている者(登録を受けようとする者が当該事務所の開設者である場合を除く。)

(4) 耐震診断等を行おうとする住宅の構造に応じた都道府県が開催する建築物の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)が開催する建築物の耐震診断に関する講習会の課程を修了している者又は市長がこれらと同等と認める者

(5) 耐震診断等を行おうとする建築物に応じた必要な資格を有している者

(平29規則53・一部改正)

(登録申請)

第4条 住宅耐震診断等補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる耐震診断等を行おうとする者は、住宅耐震診断士名簿登録申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 建築士法第5条第2項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第10条の19第1項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第10条の21第1項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写し

(2) 前条第2号の登録を証する書類の写し

(3) 前条第3号の同意を証する書類

(4) 前条第4号の講習会の課程を修了したことを証する書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平29規則53・一部改正)

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該申請をした者を耐震診断等を行うことができる住宅の構造ごとに住宅耐

震診断士名簿(別記第2号様式。以下「診断士名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録をした者に対し、住宅耐震診断士登録証(別記第3号様式。以下「診断士登録証」という。)を交付するものとする。
- 3 診断士名簿の登録期間は、第1項の規定による登録をした日から3年間とする。
- 4 市長は、診断士名簿を閲覧に供するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(登録の更新)

第6条 住宅耐震診断士は、前条第3項に規定する登録期間の満了後も引き続き同条第1項の規定による登録を受けようとするときは、住宅耐震診断士名簿登録更新申請書(別記第4号様式)により当該登録期間が満了する日以前の3月以内に市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による更新の登録をするときは、現に有する診断士登録証と引換えに新たな診断士登録証を交付するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(遵守事項)

第7条 住宅耐震診断士は、耐震診断等を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 耐震診断等を誠実にすること。
- (2) 耐震診断等を行う際に、耐震診断等を受ける者に対し不当に耐震診断又は耐震改修の勧誘をしないこと。
- (3) 耐震診断等に必要な知識の習得及び技能の維持向上に努めること。
- (4) 耐震診断等を行うときは、診断士登録証を携帯し、関係人に対しこれを提示すること。

(平29規則53・一部改正)

(登録事項の変更届出等)

第8条 住宅耐震診断士は、第5条第1項の規定により登録を受けた事項に変更が生じたときは住宅耐震診断士登録事項変更届(別記第5号様式)により、登録を辞退しようとするときは住宅耐震診断士登録辞退届(別記第6号様式)により、診断士登録証を紛失したときは住宅耐震診断士登録証紛失届(別記第7号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の届出(診断士登録証に記載された内容の変更に係るものに限る。)があったときは、当該届出があった診断士登録証を提出させ、当該診断士登録証に記載された内容を書き換えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による診断士登録証の紛失の届出があったときは、当該住宅耐震診断士に対し診断士登録証を再交付するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(登録の抹消等)

第9条 市長は、第5条第1項の規定により登録された住宅耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該住宅耐震診断士の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する登録の辞退の届出があったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により第5条第1項の規定による登録を受けたとき。
 - (4) 第7条第1号及び第2号の規定に違反する行為その他住宅耐震診断士の業務に関し著しく不当な行為をしたとき。
 - (5) 第3条第1号から第3号まで及び第5号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- 2 市長は、前項第3号から第5号までの規定に該当することにより住宅耐震診断士の登録を抹消したときは、住宅耐震診断士登録抹消通知書(別記第8号様式)により当該登録を抹消された者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により住宅耐震診断士の登録を抹消された者は、速やかに診断士登録証を市長に返

還しなければならない。

(平29規則53・一部改正)

(補助対象者)

第10条 補助金の交付を受けることができるものは、この規則による補助金の交付を受けていないものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅及び非木造住宅に係る補助金 次のいずれにも該当する者
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 自ら木造住宅又は非木造住宅を所有し、かつ、居住していること。
 - ウ 住宅耐震診断士による耐震診断を受けていること。
 - エ 市税を完納していること。
- (2) マンションに係る補助金 次のいずれにも該当するもの
 - ア マンションの管理組合であること。
 - イ 予備診断の実施に関し、区分所有法第3条又は第65条に規定する集会の決議を経ていること。
 - ウ 住宅耐震診断士による予備診断を受けていること。
 - エ 市税を完納していること。

(平29規則53・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額)

第11条 補助の対象となる経費は、前条第1号に掲げる補助金にあつては耐震診断に要した費用のうち住宅耐震診断士に支払った額とし、同条第2号に掲げる補助金にあつてはマンションの予備診断に要した費用のうち住宅耐震診断士に支払った額とする。

- 2 耐震診断等を行った場合の補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額とし、前条第1号に掲げる補助金にあつては8万円、同条第2号に掲げる補助金にあつては1棟当たり10万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平29規則53・一部改正)

(交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとするものは、耐震診断等を実施する前に、住宅耐震診断等補助金交付申請書(別記第9号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号ア及びオ並びに第2号キに定める書類を省略させることができる。

- (1) 第10条第1号に掲げる補助金 次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 当該住宅に係る登記事項証明書又は当該住宅の所有者が確認できる書類
 - ウ 当該住宅に係る建築確認通知書若しくは確認済証の写し又は当該住宅の着工年月日が確認できる書類
 - エ 当該住宅の耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
 - オ 市税の納付状況を確認できる書類
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 第10条第2号に掲げる補助金 次に掲げる書類
 - ア 予備診断実施に係る集会の決議があつたことを確認できる書類又はこれに代わる書類
 - イ 管理組合の規約又はこれに代わる書類の写し
 - ウ 管理組合の代表者を確認できる書類の写し(管理組合が法人の場合にあつては、登記事項証明書)
 - エ 当該マンションに係る建築確認通知書若しくは確認済証の写し又は当該住宅の着工年月日が確認できる書類

- オ 第2条第4号ウからカまでに掲げる要件を満たすことを確認できる書類
- カ マンションの予備診断に要する費用の見積書又はその写し
- キ 管理組合の市税の納付状況を確認できる書類
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平29規則53・一部改正)

(交付決定)

第13条 市長は、前条本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、住宅耐震診断等補助金交付決定・却下通知書(別記第10号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(変更申請)

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震診断等の内容を変更しようとするときは、速やかに住宅耐震診断等補助金変更申請書(別記第11号様式)に、第12条各号に定める書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

(平29規則53・一部改正)

(変更決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、住宅耐震診断等補助金変更決定・却下通知書(別記第12号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(中止の届出)

第16条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断等を中止しようとするときは、住宅耐震診断等中止届(別記第13号様式)により市長に届け出なければならない。

(平29規則53・一部改正)

(耐震診断等の実施時期)

第17条 交付決定者は、第13条の規定による交付決定の通知を受けた日(第15条の規定による変更決定の通知を受けた場合にあつては、当該通知を受けた日)の属する年度の1月末日までに、耐震診断等を行わなければならない。

(平29規則53・一部改正)

(実績報告)

第18条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断等が完了したときは、住宅耐震診断等補助金実績報告書(別記第14号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断等の結果報告書
- (2) 耐震診断等に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断等に要した経費の領収書の写し
- (4) 第10条第2号に掲げる補助金にあつては、耐震診断に要する経費の見積書又はその写し

2 前項の規定による報告は、耐震診断等が完了した日から2週間以内に行わなければならない。

(平29規則53・一部改正)

(確定通知)

第19条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震診断等補助金確定通知書(別記第15号様式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(平29規則53・一部改正)

(交付請求)

第20条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅

耐震診断等補助金交付請求書(別記第16号様式)により市長に請求しなければならない。

(平29規則53・一部改正)

(返還等)

第21条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条から第21条までの規定は、平成20年8月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第21条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(平28規則41・一部改正)

附 則(平成20年9月30日規則第46号抄)

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第46号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第38号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月21日規則第52号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(成田市木造住宅耐震診断補助金交付規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の成田市木造住宅耐震診断補助金交付規則(以下「改正前の規則」という。)第5条第1項の規定により登録を受けている者は、第1条の規定による改正後の成田市住宅耐震診断等補助金交付規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第3号様式により交付されている木造住宅耐震診断士登録証は、改正後の規則別記第3号様式による住宅耐震診断士登録証とみなす。

(住宅耐震診断等補助金に関する準備行為)

4 市長は、この規則の施行の前においても、改正後の規則第5条第1項の規定による登録その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

※別記様式については、省略

3-4 成田市住宅耐震改修補助金交付規則

平成21年3月31日

規則第47号

(目的)

第1条 この規則は、住宅の耐震改修を行う者に対し、当該耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(平 29 規則 53 ・ 一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 木造住宅及び非木造住宅をいう。
 - ア 市内に現に存するものであること。
 - イ 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)が木造であること。
 - ウ 丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)並びに建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認定及び法第68条の10第1項に規定する型式適合認定によるプレハブ工法(工場で作成された部材を現場に搬入して組み立てる工法)により建築されたものでないこと。
 - エ 一戸建て又は併用住宅であること。
 - オ 耐震診断により地震に対して安全な構造であることが確かめられなかったものであること。
 - カ 法第3章の規定に抵触しないこと。
- (2) 非木造住宅 次のいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 市内に現に存するものであること。
 - イ 主要構造部が木造以外であること。
 - ウ 一戸建て又は併用住宅であること。
 - エ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - オ 耐震診断により地震に対して安全な構造であることが確かめられなかったものであること。
 - カ 法第3章の規定に抵触しないこと。
- (3) 一戸建て 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるものをいう。
- (4) 併用住宅 一戸建てで店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ床面積の2分の1を超えるものをいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添第1建築物の耐震診断の指針(以下「耐震診断指針」という。)に基づき地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
- (6) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修であって、耐震診断指針に基づく地震に対する安全な構造とするものをいう。
- (7) 設計 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第6項に規定する設計であって、設計者が行うものをいう。
- (8) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理であって、工事監理者が行うものをいう。
- (9) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 65歳以上の者
- イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項の規定による要介護認定又は同法第32条第6項の規定による要支援認定を受けた者
- ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級又は2級の障害のあるもの
- エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が((A)), ((A))の1, ((A))の2, Aの1又はAの2と判定された者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級又は2級の障害のあるもの
- (11) 住宅耐震診断士 成田市住宅耐震診断等補助金交付規則(平成20年規則第38号。以下「診断規則」という。)第5条第1項の規定による登録を受けた者をいう。
- (12) 設計者 住宅の耐震改修の設計を行う者であって、住宅耐震診断士であり、かつ、設計を行おうとする建築物に応じた必要な資格を有し、設計を行う住宅の構造に応じた講習会の課程を修了しているもの又は市長がこれと同等と認めるものをいう。
- (13) 工事監理者 住宅の耐震改修の工事監理を行う者であって、住宅耐震診断士であり、かつ、工事監理を行おうとする建築物に応じた必要な資格を有し、工事監理を行う住宅の構造に応じた講習会の課程を修了しているもの又は市長がこれと同等と認めるものをいう。
- (14) 施工者 住宅の耐震改修の工事を行う者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けた者
 - イ 耐震改修に係る住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者
- (15) 講習会 都道府県が開催する建築物の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)が開催する建築物の耐震診断に関する講習会をいう。

(平 29 規則 53・一部改正)

(補助対象者)

第3条 住宅耐震改修補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら住宅を所有し、かつ、居住する者
- (2) この規則による補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税を完納している者

(平 29 規則 53・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修に必要な設計、工事監理及び工事(施工者が行う工事に限る。以下同じ。)に要する額とする。

2 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費のうち設計費及び工事監理費の合計額の3分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が10万円を超える場合にあつては、10万円とする。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 住宅に高齢者等が居住し、かつ、当該住宅に居住している者の全員の市町村民税が非課税である場合 補助対象経費のうち工事費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が70万円を超える場合にあつては、

70万円とする。

イ アに規定する場合以外の場合 補助対象経費のうち工事費の3分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が50万円を超える場合にあつては、50万円とする。

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項の規定により控除される額

3 補助金の交付に当たっては、前項の規定により算出した額から前項第3号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(平 29 規則 53・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、住宅の耐震改修に係る設計、工事監理及び工事を行う前に、住宅耐震改修補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは第1号、第2号及び第10号に掲げる書類を、診断規則に基づく耐震診断を実施した住宅であつて当該耐震診断を実施した年度と同一年度において申請するときは第4号から第6号までに掲げる書類を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 市税の納付状況を確認できる書類

(3) 住宅の所有者が複数の場合にあつては、交付申請者以外の所有者の全員が耐震改修の同意をしたことを証する書類

(4) 住宅に係る登記事項証明書又は当該住宅の所有者が確認できる書類

(5) 住宅に係る建築確認通知書若しくは確認済証の写し又は当該住宅の着工年月日が確認できる書類

(6) 耐震診断の結果報告書

(7) 住宅の耐震改修に係る設計に要する費用の見積書又はその写し

(8) 住宅の耐震改修に係る工事監理に要する費用の見積書又はその写し

(9) 住宅の耐震改修に係る工事に要する費用の見積書又はその写し

(10) 前条第2項第2号アに規定する場合の補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類

ア 住宅に居住している者の全員(交付申請者を除く。)の住民票の写し

イ 住宅に居住している者の全員の市町村民税が非課税であることを証する書類

ウ 住宅に居住している高齢者等について、高齢者等であることが確認できる書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 29 規則 53・一部改正)

(交付決定)

第6条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(平 29 規則 53・一部改正)

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示することができる。

(状況報告)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震改修に係る設計(再設計を行った場合を含む。)が終了したときは、速やかに住宅耐震改修設計終了報告書(別記第3号様式)に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修の設計に係る図書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 29 規則 53・一部改正)

(変更申請)

第9条 交付決定者は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、速やかに住宅耐震改修補助金変更申請書(別記第4号様式)に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

(平 29 規則 53・一部改正)

(変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、住宅耐震改修補助金変更決定・却下通知書(別記第5号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(平 29 規則 53・一部改正)

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助金に係る耐震改修を中止しようとするときは、住宅耐震改修中止届(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。

(平 29 規則 53・一部改正)

(検査)

第12条 市長は、耐震改修の工事の内容を確認するため、当該職員に、工事着手前、施工中及び工事完了後に当該耐震改修に係る建築物に立ち入り、検査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助金に係る耐震改修が完了したときは、住宅耐震改修実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 工事監理の状況を記した書類
- (2) 工事を行う部位ごとの工事着手前、施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
- (4) 耐震改修の設計に係る契約書の写し及び当該設計に要した費用の領収書の写し
- (5) 耐震改修の工事監理に係る契約書の写し及び当該工事監理に要した費用の領収書の写し
- (6) 耐震改修の工事に係る契約書の写し及び当該工事に要した費用の領収書の写し
- (7) 施工者の要件を満たしていることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行わなければならない。

(平 29 規則 53・一部改正)

(確定通知)

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震改修補助金確定通知書(別記第8号様式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(平 29 規則 53・一部改正)

(交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅耐震改修補助金交付請求書(別記第9号様式)により市長に請求しなければならない。

(平 29 規則 53・一部改正)

(返還等)

第16条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(平 28 規則 41 ・ 一部改正)

(平成 22 年度における補助金の額の特例措置)

3 成田市木造住宅耐震改修補助金交付規則の一部を改正する規則(平成23年規則第1号)の施行の日から平成23年3月31日までに交付申請者が第5条本文の規定による申請をする場合の第4条第2項第2号ア及びイ並びに第13条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第2号ア	2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が70万円を超える場合にあっては、70万円	額又は工事費の2分の1以内の額に30万円を加えた額のいずれか低い額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が100万円を超える場合にあっては、100万円
第4条第2項第2号イ	3分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が50万円を超える場合にあっては、50万円	額又は工事費の3分の1以内の額に30万円を加えた額のいずれか低い額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。ただし、算出した額が80万円を超える場合にあっては、80万円
第13条第2項	1月末日	平成24年1月31日

4 前項の規定の適用を受けて第5条本文及び第9条の規定による申請を行う際の申請書の様式は、市長が別に定める。

附 則(平成 23 年 1 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 39 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 21 日規則第 52 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 12 日規則第 58 号)

この規則は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日規則第 53 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

※別記様式については、省略

4 危険箇所に関する資料

4-1 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域指定箇所一覧

(令和2年9月29日現在)

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
I-1509	飯岡1	飯岡字宮ノ後	急傾斜地の崩壊	平成18年3月14日	165	167
I-1510	宝田2	宝田字辺田	急傾斜地の崩壊	平成18年3月14日	165	167
I-1512	西和泉2	西和泉字東作	急傾斜地の崩壊	平成18年3月14日	165	167
I-1513	東和泉1	東和泉字城山	急傾斜地の崩壊	平成18年3月14日	165	167
I-0360	台方2	船形字城ノ越	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0363	下方1-1	下方字根古屋	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0372	北須賀	北須賀字西	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0388	八代1-1	八代	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0389	八代2	八代	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0396	和田	北須賀字和田	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0397	下方2	下方字鷺田	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-1514	八代1-2	八代字入子	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-1515	下方1-2	下方字浅間下	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0350	下福田2	下福田	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0364	大竹1	大竹字坂東	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0386	大竹2	大竹字湯本	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	212	214
I-0361	荒海1	荒海	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0377	長沼	長沼	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0399	新妻	新妻	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0402	水掛	水掛	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0342	囲護台	囲護台	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0357	郷部1	郷部	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0358	郷部2	郷部	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0366	寺台	寺台	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0368	本町	本町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0376	仲町2	仲町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0378	幸町	幸町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0379	土屋2	土屋	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0381	東町1	東町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0382	東町2	東町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0385	東和田	東和田	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0387	馬橋	馬橋	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0393	本町1	本町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0394	本町2-2	本町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0395	本町3	本町	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0412	伊能引地	伊能字引地	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0413	伊能下田	伊能字下田	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0415	臼作	臼作	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0416	横山	横山字二階	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0418	奈土	奈土字鹿駒	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0421	伊能倉ノ内	伊能字倉ノ内	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0422	村田	村田	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
I-0423	中野	中野	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0424	鶴巻	伊能字鶴巻	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0425	東	伊能字東	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0426	奈土新田	奈土字新田	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0427	南敷南作	南敷字南作	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0430	奈土房作	奈土字房作	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0431	堀籠池作	堀籠字池作	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0432	一坪田	一坪田字キサキ	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0433	柴田2	柴田	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-1516	伊能4	伊能	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-1517	津富浦4	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成19年4月24日	490	491
I-0352	花崎町2	花崎町	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
I-0405	駒井野	駒井野	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
I-0419	所1	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-1597	所2	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-1598	所3	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070012	所4	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070013	所5	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070014	所6	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070015	所7	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070016	所8	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070017	所9	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070018	所10	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070020	所11	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070021	所12	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070022	所13	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070019	所14	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070101	所15	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070102	所16	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070103	所17	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070104	所18	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070105	所19	所	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-1607	村田5	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070002	村田6	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070003	村田7	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070004	村田8	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070005	村田9	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070006	村田10	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070008	村田11	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070009	村田12	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070010	村田13	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070106	村田14	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070011	村田15	村田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070001	柴田4	柴田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070107	柴田5	柴田	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262
II-070007	堀籠1	堀籠	急傾斜地の崩壊	平成25年5月7日	259	262

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
II-1614	津富浦 5	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070046	津富浦 10	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070047	津富浦 11	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070048	津富浦 12	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070050	津富浦 14	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070064	津富浦 16	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070065	津富浦 17	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070066	津富浦 18	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070067	津富浦 19	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070068	津富浦 20	津富浦	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1603	松子	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1615	松子 2	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1616	松子 3	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1633	松子 4	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
I-070040	松子 5	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070052	松子 7	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070055	松子 8	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070057	松子 9	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	特別警戒区域なし
III-070059	松子 10	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070060	松子 11	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070061	松子 12	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
I-070062	松子 13	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070063	松子 14	松子	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1561	下方 3	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1562	下方 4	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1563	下方 5	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070073	下方 11	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070074	下方 12	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070098	下方 13	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1560	下方 14	下方	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1626	一坪田 2	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1628	一坪田 4	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1629	一坪田 5	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1630	一坪田 6	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-1631	一坪田 7	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070023	一坪田 8	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070024	一坪田 9	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070025	一坪田 10	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070030	一坪田 11	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070033	一坪田 13	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070034	一坪田 14	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070035	一坪田 15	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070036	一坪田 16	一坪田	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
III-070042	臼作 3	臼作	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10
II-070044	臼作 5	臼作	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	8	10

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
I-0390	飯岡	飯岡	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070130	飯岡2	飯岡	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070122	飯岡3	飯岡	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-070123	飯岡4	飯岡	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-0392	宝田	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1504	宝田1	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-1511	宝田3	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1507	宝田4	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1508	宝田5	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1509	宝田6	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1510	宝田7	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1527	宝田8	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1528	宝田9	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1529	宝田10	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1530	宝田11	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1531	宝田12	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-1302	宝田13	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	特別警戒区域なし
II-070125	宝田14	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070126	宝田15	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070127	宝田16	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070128	宝田17	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070129	宝田18	宝田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-0403	幡谷	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1497	幡谷5	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1498	幡谷6	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070117	幡谷7	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
III-070118	幡谷8	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070119	幡谷9	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070120	幡谷10	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
III-070121	幡谷11	幡谷	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-0417	伊能	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1604	伊能2	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-1605	伊能3	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-070116	伊能5	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-070109	伊能6	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070110	伊能7	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070111	伊能8	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070112	伊能9	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070113	伊能10	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070114	伊能11	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070115	伊能12	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070108	伊能13	伊能	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
II-070124	下福田	下福田	急傾斜地の崩壊	平成28年5月20日	299	300
I-0341	芦田	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1511	芦田1	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
II-1512	芦田 2	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1514	芦田 3	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070168	芦田 4	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070169	芦田 5	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070170	芦田 6	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070173	芦田 7	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070174	芦田 8	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070175	芦田 9	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070176	芦田 10	芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0343	押畑	押畑	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
I-0344	押畑 2	押畑	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
I-0345	押畑 3	押畑	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0373	押畑 4	押畑	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
I-0349	下福田 1	下福田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0355	台方 1	台方、下方	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1556	台方 4	台方、下方	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0362	荒海 2	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1496	荒海 3	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070191	荒海 5	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070192	荒海 6	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070193	荒海 7	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070194	荒海 8	荒海	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0369	新妻 2	新妻	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1513	新妻 3	新妻	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070171	新妻 4	新妻	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070172	新妻 5	新妻、芦田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0383	東和泉 2	東和泉、西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0384	東和泉 3	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1518	東和泉 4	東和泉、西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070185	東和泉 5	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070186	東和泉 6	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070187	東和泉 7	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070188	東和泉 8	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070189	東和泉 9	東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070190	東和泉 10	東和泉、西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0398	赤萩	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070134	赤萩 2	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070135	赤萩 3	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070136	赤萩 4	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070137	赤萩 5	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
II-070138	赤萩 6	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070139	赤萩 7	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070140	赤萩 8	赤萩	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0400	成毛 1	成毛	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0401	成毛 2	成毛	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1519	成毛 3	成毛	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070132	成毛 4	成毛	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070133	成毛 5	成毛	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-1301	大生	大生	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
I-1303	大竹 3	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1523	大竹 4	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1524	大竹 5	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1525	大竹 6	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070141	大竹 7	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070142	大竹 8	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070143	大竹 9	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070144	大竹 11	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070145	大竹 12	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070146	大竹 13	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
II-070147	大竹 14	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070148	大竹 15	大竹	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-1315	名古屋 1	名古屋	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-1373	名古屋 2	名古屋	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-1318	四谷	四谷	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
I-1508	北羽鳥 2	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1474	北羽鳥 3	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1475	北羽鳥 4	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1476	北羽鳥 5	北羽鳥、南部	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1481	北羽鳥 8	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1482	北羽鳥 9	北羽鳥、南羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070250	北羽鳥 10	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070251	北羽鳥 11	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070252	北羽鳥 12	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070253	北羽鳥 13	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070254	北羽鳥 14	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070255	北羽鳥 15	北羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1480	南羽鳥 2	南羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1483	南羽鳥 3	南羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070256	南羽鳥 7	南羽鳥	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1491	長沼 1	長沼	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1492	長沼 2	長沼	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1515	西和泉 1	西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
II-070178	西和泉 3	西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070180	西和泉 4	西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	特別警戒区域なし
II-070181	西和泉 5	西和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070182	西和泉 6	西和泉、東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070183	西和泉 7	西和泉、東和泉	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1526	松崎 1	松崎	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070149	松崎 2	松崎	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1537	北須賀 1	北須賀	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1538	北須賀 2	北須賀	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1555	北須賀 3	北須賀、船形	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1541	八代 4	八代	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1546	土屋 1	土屋	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1547	土屋 3	土屋	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1554	船形 2	船形	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1565	下方 7	下方	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1566	下方 15	下方	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1600	久井崎	久井崎、稲荷山	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1601	奈土 2	奈土	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1609	南敷	南敷、桜田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1611	南敷 3	南敷	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1636	南敷 4	南敷	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1619	伊能 1	伊能	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1635	伊能 14	伊能	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1620	馬乗里	馬乗里	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1621	横山 2	横山	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1622	横山 3	横山	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-1632	横山 6	横山	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070159	宝田 19	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070164	宝田 20	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070165	宝田 21	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070166	宝田 22	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070167	宝田 23	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070223	宝田 24	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070217	宝田 25	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070218	宝田 26	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070219	宝田 27	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070220	宝田 28	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070221	宝田 29	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070222	宝田 30	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070157	宝田 31	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070158	宝田 32	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070160	宝田 33	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76

箇所番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の種類	告示日	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
II-070161	宝田 34	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070162	宝田 35	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
II-070163	宝田 36	宝田	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	75	76
I-0351	不動ヶ岡	不動ヶ岡、 花崎町	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0359	土屋	土屋・成田	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0370	新町 1	幸町、新町、 馬橋	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0371	新町 2	新町	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0374	船形	船形	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1539	船形 1	船形、北須賀	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0375	仲町	仲町、幸町、 成田	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-1316	名木	名木	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-1317	大和田	大和田	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-1320	大和田 2	大和田	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-1319	成井	成井	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	特別警戒区域なし
II-1548	成田 1	成田、土屋	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1610	南敷 2	南敷	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1623	横山 4	横山	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1624	横山 5	横山	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1625	臼作 2	臼作	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
II-1627	一坪田 3	一坪田	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
III-1095	台方 3	台方、下方	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
III-1097	伊能 14	伊能	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
III-1098	伊能 15	伊能	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
III-1099	津富浦 9	津富浦	急傾斜地の崩壊	令和1年6月28日	81	83
I-0420	柴田 1	柴田	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1593	柴田 3	柴田、香取郡 神崎町毛成	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
I-0428	津富浦	津富浦	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
III-1100	津富浦 1	津富浦	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1599	津富浦 2	津富浦	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1612	津富浦 3	津富浦	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1486	幡谷 1	幡谷	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
III-0110	幡谷 12	幡谷	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1520	小泉 1	小泉	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1521	小泉 2	小泉	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1569	下方 9	下方	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1573	不動ヶ岡	不動ヶ岡	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535

箇所 番号	区域の名称	指定箇所	自然現象の 種類	告示日	土砂災害警 戒区域告示 番号	土砂災害特 別警戒区域 告示番号
	1					
II-1574	不動ヶ岡 2	不動ヶ岡	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
II-1602	中野2	中野	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535
III-1094	大室3	大室	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	534	535

4-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（崩壊対策整備箇所）一覽

(令和元年9月1日現在)

No.	地区名	所在地	指定面積(m ²)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	花崎	花崎町	14,920.63	S57.4.13	86	千第 338 号
				H12.7.18		千第 573 号
2	仲町	仲町	6,270.54	S58.4.30	94	千第 379 号
3	土屋	土屋	7,412.64	S58.4.30	95	千第 379 号
				H27.1.8		千第 2 号
4	押畑	押畑	26,078.96	S59.3.16	120	千第 243 号
5	高倉	高倉	15,591.66	S59.7.20	141	千第 721 号
6	押畑2	押畑	23,300.54	S60.10.1	173	千第 975 号
7	東金山	東金山	29,297.78	S60.10.15	178	千第 1016 号
8	西大須賀	西大須賀	18,139.42	S60.12.17	181	千第 1265 号
9	滑川	滑川	19,235.18	S61.7.25	193	千第 650 号
10	下金山	下金山	17,380.03	S63.12.20	242	千第 983 号
11	新町	新町	2,885.57	H1.01.31	243	千第 86 号
12	船形	船形	14,188.52	H3.6.7	275	千第 583 号
13	下門前	名古屋	9,863.42	H5.1.12	291	千第 25 号
14	下門前2	名古屋	10,445.61	H5.1.12	292	千第 25 号
15	名木	名木	5,206.39	H5.1.12	293	千第 25 号
16	大和田	大和田	4,051.59	H5.1.12	296	千第 25 号
17	四谷	西大須賀	4,229.72	H5.1.12	297	千第 25 号
18	成井	成井	4,951.59	H5.1.12	298	千第 25 号
19	伊能	伊能字御手洗水	9,949.29	H7.3.3	334	千第 187 号
20	津富浦	津富浦字根堀	16,487.18	H7.3.17	339	千第 248 号
21	柴田	柴田字大久保	11,724.37	H7.3.31	340	千第 394 号
22	宝田	宝田字後	23,761.48	H7.4.14	341	千第 475 号
23	大生	大生字宮前	11,954.86	H7.9.12	348	千第 776 号
24	芦田	芦田字海老川	12,114.93	H7.10.3	349	千第 810 号
25	押畑3	押畑字西ノ内	7,609.16	H8.1.9	350	千第 10 号
26	大和田2	大和田	1,709.47	H10.2.13	371	千第 112 号
27	田町	田町	4,647.66	H10.4.24	375	千第 454 号
28	飯岡	飯岡	8,437.42	H10.9.4	377	千第 718 号
29	所	所	4,136.56	H10.9.18	379	千第 742 号
30	宝田4	宝田	16,500.52	H11.1.5	382	千第 9 号
31	荒海	荒海	6,040.52	H11.1.18	383	千第 26 号
32	台方	台方	6,308.53	H11.3.26	389	千第 326 号
33	宝田3	宝田	17,886.17	H11.3.26	390	千第 327 号
34	関戸	関戸	25,753.37	H11.3.26	391	千第 328 号
35	幡谷	幡谷	11,820.56	H11.7.13	395	千第 647 号
36	下門前3	名古屋	4,327.13	H11.7.13	396	千第 648 号
37	下金山2	下金山	12,662.75	H11.8.3	397	千第 688 号
38	北羽鳥	北羽鳥	7,868.47	H12.7.18	411	千第 571 号
39	下金山3	下金山	8,531.80	H13.2.9	421	千第 127 号
40	花崎町2	花崎町	2,972.94	H13.2.9	422	千第 126 号
41	新町2	新町	9,097.97	H13.2.9	423	千第 128 号

No.	地区名	所在地	指定面積(m ²)	指定年月日	指定番号	告示番号
42	和田	和田	8,342.99	H13.2.9	424	千第125号
43	宝田5	宝田	7,832.78	H13.2.20	425	千第162号
44	成毛1	成毛	9,250.76	H13.6.5	437	千第668号
45	大竹2	大竹	10,964.81	H14.1.29	442	千第57号
46	成毛2	成毛	5,610.55	H14.1.29	443	千第58号
47	赤萩	赤萩	2,494.39	H14.1.29	444	千第59号
48	新妻	新妻	19,798.61	H14.3.12	446	千第137号
49	所2	所	13,682.22	H14.8.9	451	千第634号
50	宝田2	宝田	11,359.01	H14.12.20	453	千第954号
51	大竹4	大竹	5,942.22	H15.9.5	458	千第729号
52	赤萩3	赤萩	2,277.90	H16.9.28	468	千第802号
53	赤萩2	赤萩	3,232.64	H16.9.28	469	千第803号
54	東和泉2	東和泉	3,217.37	H16.9.28	470	千第804号
55	東和泉1	東和泉	9,241.55	H17.5.24	475	千第449号
56	下福田1	下福田	15,721.85	H19.1.12	488	千第30号
57	大竹1	大竹	32,169.67	H21.5.15	502	千第434号
58	寺台	寺台	7,798.54	H23.6.7	513	千第436号
59	村田	村田	15,128.44	H23.6.7	514	千第437号
60	北須賀和田1	北須賀	21,099.63	H24.3.30	517	千第231号
61	下福田2	下福田	30,024.30	H25.1.11	521	千第9号
62	一坪田1	一坪田	14,753.52	H25.2.1	522	千第42号
63	一坪田2	一坪田	11,952.59	H25.2.1	523	千第43号
64	松崎	松崎	5,169.20	H29.11.7	534	千第747号
65	北須賀和田2	北須賀	10,403.87	H30.12.18	537	千第542号
66	柴田2	柴田	11,248.00	R1.6.4	538	千第39号
67	八代1	八代	27,648.46	R1.8.27	541	千第173号
	計67箇所		789,221.15			

4-3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧

土砂災害危険箇所は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）の対象となる箇所を縮尺1/2,500～1/10,000等の地形図を基に、千葉県が机上で抽出した調査結果です。これらは、土砂災害防止法に関わる土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定対象区域となり、市では305箇所（平成30年2月27日現在）が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

○急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む）に被害を及ぼすおそれのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が

5戸以上等 → 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

1～4戸 → 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

■急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
1	I-0341	芦田	芦田	
2	I-0342	囲護台	囲護台	
3	I-0343	押畑	押畑	
4	I-0344	押畑2	押畑	
5	I-0345	押畑3	押畑	
6	I-0346	下金山	下金山	
7	I-0348	下金山3	下金山	
8	I-0349	下福田1	下福田	
9	I-0350	下福田2	下福田	
10	I-0351	花崎町	花崎町	
11	I-0352	花崎町2	花崎町	
12	I-0355	台方1	台方花輪	
13	I-0356	関戸	関戸	
14	I-0357	郷部1	郷部	
15	I-0358	郷部2	郷部	
16	I-0359	土屋	幸町	
17	I-0360	台方2	台方江川	
18	I-0361	荒海1	荒海	
19	I-0362	荒海2	荒海	
20	I-0363	下方1	下方根古屋	
21	I-0364	大竹1	大竹	
22	I-0365	宝田2	宝田	
23	I-0366	寺台	寺台	
24	I-0368	本町	本町	
25	I-0369	新妻	新妻	

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
26	I-0370	新町 1	新町	
27	I-0371	新町 2	新町	
28	I-0372	北須賀	北須賀西	
29	I-0373	押畑	押畑浅間下	土砂採取
30	I-0374	船形	舟形	
31	I-0375	仲之町	仲町	
32	I-0376	仲町 2	仲町	
33	I-0377	長沼	長沼	
34	I-0378	幸町	幸町	
35	I-0379	土屋 2	土屋	
36	I-0380	東金山	東金山	
37	I-0381	東町 1	東町	
38	I-0382	東町 2	東町	
39	I-0383	東和泉 1	東和泉	
40	I-0384	東和泉 2	東和泉	
41	I-0385	東和田	東和田	
42	I-0386	大竹 2	大竹湯本	
43	I-0387	馬橋	馬橋	
44	I-0388	八代 1	八代	
45	I-0389	八代 2	八代	
46	I-0390	飯岡	飯岡	
47	I-0392	宝田	宝田	
48	I-0393	本町 1	本町	
49	I-0394	本町 2-2	本町	
50	I-0395	本町 3	本町	
51	I-0396	和田	北須賀和田	
52	I-0397	下方 2	下方鷺田	
53	I-0398	赤荻	赤荻	
54	I-0399	新妻	新妻	
55	I-0400	成毛 1	成毛	
56	I-0401	成毛 2	成毛	
57	I-0402	水掛	水掛	
58	I-0403	幡谷	幡谷	
59	I-0405	駒井野	駒井野	
60	I-0412	伊能引地	伊能引地	
61	I-0413	伊能下田	伊能下田	
62	I-0415	臼作	臼子	
63	I-0416	横山	横山二階	
64	I-0417	伊能	伊能御手洗	
65	I-0418	奈土	奈土鹿駒	
66	I-0419	所	所	
67	I-0420	柴田	船山	
68	I-0421	伊能倉ノ内	倉ノ内	
69	I-0422	村田	村田	
70	I-0423	中野	仲野	
71	I-0424	鶴巻	伊能	

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
72	I-0425	東	東	
73	I-0426	奈土新田	奈土新田	
74	I-0427	南敷南作	南敷南作	
75	I-0428	津富浦	辺田	
76	I-0430	奈土房作	房作	
77	I-0431	堀籠池作	堀籠池作	
78	I-0432	一坪田	一坪田キサキ	
79	I-0433	柴田 2	柴田	
80	I-0516	西大須賀	西大須賀四谷	
81	I-1301	大生	大生	
82	I-1302	宝田 3	宝田	
83	I-1303	大竹 3	大竹	
84	I-1315	下門前 2	名古屋根堀	
85	I-1316	名木	名木青木	
86	I-1317	大和田	大和田堀ノ内	
87	I-1318	四谷	西大須賀渡戸	
88	I-1319	成井	成井居山	
89	I-1320	大和田 2	大和田谷ツ	
90	I-1373	抱松	名古屋	
91	I-1508	北羽鳥 2	北羽鳥長作	
92	I-1509	飯岡 1	飯岡宮ノ後	
93	I-1510	宝田 2	宝田辺田	
94	I-1511	宝田 3	宝田水堀	
95	I-1512	西和泉 2	西和泉東作	
96	I-1513	東泉 1	東泉城山	
97	I-1514	八代 1	八代入子	
98	I-1515	下方 1	下方浅間下	
99	I-1516	伊能 4	伊能	
100	I-1517	津富浦 4	津富浦	
101	II-1472	北羽鳥 1	北羽鳥長作	
102	II-1474	北羽鳥 3	北羽鳥平台	
103	II-1475	北羽鳥 4	北羽鳥北	
104	II-1476	北羽鳥 5	北羽鳥瓦作	
105	II-1477	北羽鳥 6	北羽鳥中山下	
106	II-1478	北羽鳥 7	北羽鳥中山下	
107	II-1479	南羽鳥 1	南羽鳥花輪	
108	II-1480	南羽鳥 2	南羽鳥花輪	
109	II-1481	北羽鳥 8	北羽鳥谷津	
110	II-1482	北羽鳥 9	北羽鳥谷津	
111	II-1483	南羽鳥 3	南羽鳥宮下	
112	II-1484	南羽鳥 4	南羽鳥宮下	
113	II-1485	南羽鳥 5	南羽鳥殿迎	
114	II-1486	幡谷 1	幡谷松ヶ崎	
115	II-1487	幡谷 2	幡谷山王	
116	II-1488	幡谷 3	幡谷山王	
117	II-1489	幡谷 4	幡谷山王	

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
118	II-1490	南羽鳥 6	南羽鳥正福時	
119	II-1491	長沼 1	長沼郷	
120	II-1492	長沼 2	長沼郷	
121	II-1493	荒海 1	荒海根田	
122	II-1495	飯岡 2	飯岡井戸ノ上	
123	II-1496	荒海 2	荒海表	
124	II-1497	幡谷 5	幡谷宮下	
125	II-1498	幡谷 6	幡谷宮下	
126	II-1499	土室 1	土室高崎	
127	II-1500	土室 2	土室長山	
128	II-1501	土室 3	土室長山	
129	II-1502	大室 1	大室仲妻	
130	II-1503	芝 1	芝東霜田	
131	II-1504	宝田 1	宝田砂押	
132	II-1507	宝田 4	宝田水堀	
133	II-1508	宝田 5	宝田水堀	
134	II-1509	宝田 6	宝田新作	
135	II-1510	宝田 7	宝田親作	
136	II-1511	芦田 1	芦田古市場	
137	II-1512	芦田 2	芦田海老川	
138	II-1513	新妻 1	新妻大久保	
139	II-1514	新妻 2	新妻大久保	
140	II-1515	西和泉 1	西和泉東作	
141	II-1518	東泉 2	東泉城山	
142	II-1519	成毛 1	成毛月貫	
143	II-1520	小泉 1	小泉	
144	II-1521	小泉 2	小泉	
145	II-1522	大室 2	大室関場	
146	II-1523	大竹 1	大竹花	
147	II-1524	大竹 2	大竹辺田	
148	II-1525	大竹 3	大竹惣代	
149	II-1526	松崎 1	松崎讃岐	
150	II-1527	宝田 8	宝田八反目	
151	II-1528	宝田 9	宝田八反目	
152	II-1529	宝田 10	宝田八反目	
153	II-1530	宝田 11	宝田八反目	
154	II-1531	宝田 12	宝田八反目	
155	II-1532	押畑 1	押畑西ノ内	
156	II-1533	押畑 2	押畑古代	
157	II-1534	押畑 3	押畑古代	
158	II-1535	下金山 1	下金山鍛冶	
159	II-1536	和田 1	和田十王谷津	
160	II-1537	北須賀 1	北須賀大阪	
161	II-1538	北須賀 2	北須賀大阪	
162	II-1539	船形 1	船形稻荷下	
163	II-1541	八代 2	八代入子	

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
164	II-1542	山口 1	山口大崎	
165	II-1543	山口 2	山口大崎	
166	II-1544	山口 3	山口宮田	
167	II-1545	米野 1	米野屋敷裏	
168	II-1546	土屋 1	土屋大崎	
169	II-1547	土屋 2	土屋大崎	
170	II-1548	成田 1	成田寺谷津	
171	II-1549	馬場 1	馬場大作	
172	II-1550	大山 1	大山天神台	
173	II-1551	大山 2	大山天神台	
174	II-1552	大山 3	大山居下	
175	II-1553	大山 4	大山屋敷添	
176	II-1554	船形 2	船形稲荷下	
177	II-1555	北須賀 3	北須賀宿前	
178	II-1556	船形 3	船形城ノ越	
179	II-1557	台方 1	台方千場	
180	II-1558	台方 2	台方千場	
181	II-1560	下方 2	下方浅間下	
182	II-1561	下方 3	下方鐘打	
183	II-1562	下方 4	下方鐘打	
184	II-1563	下方 5	下方南根古屋	
185	II-1565	下方 7	下方十王台	
186	II-1566	並木町 1	並木町蛭田	
187	II-1567	台方 3	台方井戸花	
188	II-1568	下方 8	下方堀尻	
189	II-1569	下方 9	下方内野	
190	II-1570	大袋 1	大袋塔之下	
191	II-1571	江弁須 1	江弁須上人塚	
192	II-1572	江弁須 2	江弁須上人塚	
193	II-1573	不動ヶ岡 1	不動ヶ岡太田	
194	II-1574	不動ヶ岡 2	不動ヶ岡中弘	
195	II-1575	川栗 1	川栗一ノ坪	
196	II-1576	川栗 2	川栗道祖神	
197	II-1577	川栗 3	川栗館の下	
198	II-1578	川栗 4	川栗池田	
199	II-1579	下方 10	下方蛭田	
200	II-1580	畑ヶ田 1	畑ヶ田仲台	
201	II-1593	柴田 3	柴田	
202	II-1597	所 2	所	
203	II-1598	所 3	所	
204	II-1599	津富浦 2	粒浦	
205	II-1600	久井崎	久井崎	
206	II-1601	奈土 2	奈土	
207	II-1602	中野 2	中野	
208	II-1603	松子	松子	
209	II-1604	伊能 2	伊能	

No.	急傾斜地崩壊危険箇所			備考
	箇所番号	箇所名	所在地	
210	II-1605	伊能 3	伊能	
211	II-1607	村田 5	村田	
212	II-1608	桜田	桜田	
213	II-1609	南敷	南敷	
214	II-1610	南敷 2	南敷	
215	II-1611	南敷 3	南敷	
216	II-1612	津富浦 3	津富浦	
217	II-1614	津富浦 5	津富浦	
218	II-1615	松子 2	松子	
219	II-1616	松子 3	松子	
220	II-1617	津富浦 6	粒浦	
221	II-1618	伊能 5	伊能	
222	II-1619	伊能 6	伊能	
223	II-1620	馬乗里	馬乗里	
224	II-1621	横山 2	横山	
225	II-1622	横山 3	横山	
226	II-1623	横山 4	横山	
227	II-1624	横山 5	横山	
228	II-1625	臼作	臼作	
229	II-1626	一坪田 2	一坪田	
230	II-1627	一坪田 3	一坪田	
231	II-1628	一坪田 4	一坪田	
232	II-1629	一坪田 5	一坪田	
233	II-1630	一坪田 6	一坪田	
234	II-1631	一坪田 7	一坪田	
235	II-1632	横山 6	横山	
236	II-1633	松子 4	松子	
237	II-1634	伊能 7	伊能	
238	II-1635	伊能 8	伊能	
239	II-1636	南敷 4	南敷	
240	II-1637	吉岡	吉岡	
241	II-7063	土室 1	土室	
242	II-7064	小泉 1	小泉	
243	II-7065	大室 1	大室	
244	II-7066	大袋 1	大袋小高田	
245	III-0110	幡谷 1	幡谷	
246	III-1093	幡谷 9	幡谷	
247	III-1094	大室 1	大室	
248	III-1095	台方 1	台方	
249	III-1097	伊能 1	伊能	
250	III-1098	伊能 2	伊能	
251	III-1099	津富浦 9	津富浦	
252	III-1100	津富浦 1	津富浦	
253	III-1101	前林 1	前林	
254	III-1114	南三里塚	南三里塚	
255	III-1130	名古屋 1	名古屋	

4-4 山地災害危険地区一覧

※山腹崩壊危険地区

地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

(平成28年4月1日現在 21箇所)

番号	大字	字
1	高	榎本
2	名古屋	愛宕台
3	冬父	台畑
4	西大須賀	谷津
5	伊能	坂崎
6	北羽鳥	上萱場
7	名古屋	助崎
8	滑河	内沼
9	中野	西ノ下
10	中野	坊ノ下
11	奈土	麦入
12	奈土	番作
13	奈土	新祈禱ヶ作
14	柴田	台
15	伊能	引地
16	津富浦	清水山
17	一坪田	一夜山
18	村田	居山
19	村田	町ノ台
20	桜田	居下
21	津富浦	根掘

出典：千葉県農林水産部森林課

5 情報・通信に関する資料

5-1 成田市防災行政無線局管理運用規程

平成5年4月26日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、成田市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する成田市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる屋外受信設備をいう。
- (4) 戸別受信機 固定系親局の通信の相手方となる屋内受信設備をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として設置する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する車載及び携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線局及び受信設備の配置)

第3条 無線局及び受信設備の配置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる所管区域以外の区域 別表第1に定める設置場所
- (2) 戸別受信機に係る下総支所の所管区域 別表第2に定める設置場所
- (3) 戸別受信機に係る大栄支所の所管区域 別表第3に定める設置場所

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災担当部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び使用管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災担当課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を行う。
- 3 通信取扱責任者は、防災担当課長が指名する者をもって充てる。

(保管責任者)

第7条 無線局に保管責任者を置く。

- 2 保管責任者は、管理責任者の命を受け、各部署に設置した無線局の維持管理を行う。
- 3 保管責任者は、各部署の課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第8条 無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うとともに、無線局(固定系)業務日誌(別記第2号様式)及び無線局(移動系)業務日誌(別記第3号様式)に記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、無線設備の操作に従事する職員とする。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第10条 総括管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(通信訓練)

第11条 総括管理者は、災害発生時に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回

(2) 定期通信訓練 四半期ごとに1回

2 通信訓練は、通信統制訓練及び伝達訓練とする。

(研修)

第12条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対し法及び関係法令並びに無線設備の取扱方法等の研修を行うものとする。

(業務報告)

第13条 無線従事者は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに管理責任者に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、無線局固定系・移動系運用状況報告書(別記第4号様式)により行うものとする。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検 無線従事者が行う。

(2) 月点検 使用管理者及び無線従事者が行う。

(3) 半年点検 管理責任者が保守点検委託業務により行う。

2 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(業務書類等の管理)

第15条 管理責任者は、法及び関係法令に基づき業務書類等を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

3 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(別記第5号様式)に関する書類を常に整理保管しておくものとする。

(委任)

第16条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年5月1日から施行する。

(廃止)

2 成田市防災行政用無線局管理運用規程(昭和59年訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成6年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日訓令第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月26日訓令第9号)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日訓令第10号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第1(19の項の改正規定を除く。)の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日訓令第7号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている帳票等は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成18年3月24日訓令第31号)

この訓令中第1条の規定は平成18年3月27日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日訓令第10号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日訓令第3号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1その2 12の項設置場所の欄の改正規定は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久住駅前特定土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成22年4月30日訓令第6号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日訓令第4号)

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日訓令第9号)

この訓令中別表第1その2の表安西共同利用施設の項の改正規定は平成25年1月1日から、同表四谷青年館の項、同表新川揚水機場の項及び同表荒神社前の項の改正規定は同年2月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日訓令第4号)

この訓令は、平成31年1月4日から施行する。

附 則(令和元年12月18日訓令第4号)

この訓令中、別表第1その2の表の改正規定(「

桜田青年館	
」を「	
桜田	
」に改める部分に限る。)は令達の日から、同表の改正規定(「	
成田市農業協同組合	成田市寺台292番地
」を「	
寺台	成田市寺台239番地1
」に改める部分に限る。)は令和2年1月21日から施行する。	

別表第1

(令元訓令4・一部改正)

その1 防災行政無線局(固定系)の設置場所

固定系親局

種別	設置場所	
親局	成田市役所	成田市花崎町760番地
遠隔制御装置	成田市消防本部	成田市花崎町760番地

その2 防災行政無線局(固定系)受信設備の設置場所

固定系子局

設置場所	
成田高等学校前	成田市田町41番地2
成田小学校	成田市幸町948番地1
成田市役所	成田市花崎町760番地
土屋	成田市土屋39番地1
土屋街区公園	成田市土屋1,341番地8
寺台	成田市寺台239番地1
郷部区民会館	成田市郷部1,219番地
不動ヶ岡	成田市不動ヶ岡1,971番地5
囀護台,新町,馬橋三区集会所	成田市囀護台1丁目10番地1
美郷台小学校	成田市美郷台2丁目19番地1
八代稲荷神社	成田市八代720番地1
印東体育館	成田市船形186番地2

設置場所	
航空局佐倉 VOR	成田市北須賀無番地
台方公民館	成田市台方 313 番地 2
下方ゲートボール場	成田市下方 977 番地 1
大袋公民館	成田市大袋 185 番地 7
江弁須区民会館	成田市江弁須 303 番地
飯田町公民館	成田市飯田町 89 番地 2
東向野街区公園	成田市飯田町 202 番地 103
日本松街区公園	成田市並木町 22 番地 1
並木町第二地区集会所	成田市並木町 25 番地 44
並木町公民館	成田市並木町 92 番地
大久保台区公民館	成田市並木町 221 番地 84
平成小学校	成田市飯仲 50 番地 1
飯仲区民会館	成田市飯仲 235 番地
宗吾霊堂	成田市宗吾 1 丁目 558 番地
琴平街区公園	成田市公津の杜 1 丁目 29 番地
公津の杜小学校	成田市公津の杜 3 丁目 2 番地
金堀街区公園	成田市公津の杜 5 丁目 31 番地 1
公津の杜公園	成田市公津の杜 6 丁目 9 番地
武蔵街区公園	成田市はなのき台 2 丁目 5 番地
八生小学校	成田市松崎 1, 468 番地
松崎保育園	成田市松崎 2, 163 番地 1
下総松崎駅前駐輪場	成田市大竹 339 番地 16
上福田消防器具庫	成田市上福田 418 番地 1
下福田区騒音地域集会所	成田市下福田 148 番地 1
宝田消防器具庫	成田市宝田 250 番地 3
宝田公民館	成田市宝田 1, 929 番地
大谷津運動公園	成田市押畑 952 番地 3
押畑区騒音地域集会所	成田市押畑 2, 214 番地
野毛平共同利用施設	成田市野毛平 71 番地 75
和田共同利用施設	成田市和田 102 番地 1
新妻共同利用施設	成田市新妻 168 番地
海老川共同利用施設	成田市芦田 857 番地 1
芦田共同利用施設	成田市芦田 1, 562 番地 2
西和泉共同利用施設	成田市西和泉 78 番地 5
赤荻共同利用施設	成田市赤荻 1, 042 番地
芝共同利用施設	成田市芝 1, 242 番地
大室共同利用施設	成田市大室 316 番地 2
大室 2 区騒音地域集会所	成田市大室 1, 767 番地 1
土室鹿島神社前	成田市土室 448 番地
久住第 2 スポーツ広場	成田市小泉 1, 131 番地
成毛共同利用施設	成田市成毛 357 番地
久住体育館前	成田市幡谷 919 番地 1
成田消防署飯岡分署	成田市飯岡 107 番地 3
水掛	成田市飯岡 465 番地 1
荒海共同利用施設	成田市荒海 163 番地 2
根木名橋右岸河川敷	成田市荒海 1, 329 番地 4

設置場所	
磯部共同利用施設	成田市磯部 1, 337 番地
野毛平工業団地	成田市新泉 19 番地
久住小学校	成田市久住中央 3 丁目 12 番地 1
北羽鳥南部共同利用施設	成田市北羽鳥 1, 488 番地
北羽鳥北部共同利用施設	成田市北羽鳥 2, 155 番地 1
長沼共同利用施設	成田市長沼 495 番地 2
豊住工業団地	成田市南羽鳥 570 番地 20
南羽鳥消防器具庫	成田市南羽鳥 1, 541 番地 1
竜台共同利用施設	成田市竜台 384 番地 2
安西共同利用施設前	成田市安西 35 番地 4
法華塚共同利用施設	成田市小菅 564 番地 1
市営東和田駐車場	成田市東和田 396 番地 3
東和田配水場	成田市東和田 618 番地 5
遠山中学校	成田市大清水 19 番地
大清水共同利用施設	成田市大清水 105 番地
三里塚消防署	成田市三里塚 2 番地
市営桜川住宅団地	成田市三里塚 248 番地
三里塚小学校	成田市本三里塚 153 番地 1
小牧第一街区公園	成田市本城 32 番地 95
本城小学校	成田市本城 178 番地 1
南三里塚共同利用施設	成田市南三里塚 128 番地
堀之内共同利用施設	成田市堀之内 323 番地 1
新駒井野共同利用施設	成田市新駒井野 72 番地
十余三運動施設	成田市十余三 27 番地 3
三里塚第 2 公園	成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 5
西三里塚共同利用施設	成田市西三里塚 1 番地 636
中央公民館	成田市赤坂 1 丁目 1 番地 3
吾妻小学校	成田市吾妻 2 丁目 6 番地
新山小学校	成田市加良部 4 丁目 23 番地
橋賀台小学校	成田市橋賀台 3 丁目 4 番地
外小代公園	成田市玉造 2 丁目 1 番地
玉造小学校	成田市玉造 3 丁目 4 番地
神宮寺小学校	成田市玉造 5 丁目 28 番地
中台小学校	成田市中台 1 丁目 4 番地
松ノ下公園	成田市中台 3 丁目 7 番地
中台運動公園	成田市中台 5 丁目 2 番地
猿山	成田市猿山 791 番地 3
下総支所	成田市猿山 1, 080 番地
大菅コミュニティセンター前	成田市大菅 170 番地 1
滑河岸	成田市滑川 872 番地 36
滑川消防器具庫	成田市滑川 1, 201 番地 3
西大須賀消防器具庫	成田市西大須賀 603 番地 4
四谷青年館	成田市四谷 934 番地 1
八幡神社	成田市西大須賀 1, 425 番地 1
新川揚水機場	成田市新川 3, 983 番地
荒神社前	成田市新川 4, 048 番地

設置場所	
内宿共同利用施設	成田市名古屋 250 番地
須賀神社前	成田市名古屋 563 番地
芙蓉邸街共同利用施設	成田市名古屋 702 番地 95
芦ヶ場集会施設	成田市名古屋 1, 053 番地 39
旧小御門小学校	成田市名古屋 1, 199 番地
外記林団地	成田市名古屋 1, 256 番地 22
日豊団地集会施設	成田市名古屋 1, 374 番地 325
北辰神社	成田市高倉 1 番地
ビバランド集会施設	成田市成井 423 番地 53
成井集会施設	成田市成井 615 番地 1
地藏原新田	成田市地藏原新田 19 番地 16
青山	成田市青山 78 番地 3
倉水第二街区公園	成田市倉水 161 番地 9
青山新田集会施設	成田市倉水 436 番地 4
鎌部	成田市名木 666 番地 5
名木	成田市名木 863 番地 1
名木西青年館前	成田市名木 1, 143 番地 1
中里	成田市中里 431 番地
七沢	成田市七沢 142 番地
真城院	成田市高岡 163 番地 1
大和田集会施設	成田市大和田 407 番地 3
大和田	成田市大和田 824 番地 1
高町田	成田市高無番地
高消防器具庫前	成田市高 690 番地 1
小野	成田市小野 744 番地 5
小浮上組	成田市小浮無番地
野馬込	成田市野馬込 533 番地 1
伊能一区公民館	成田市伊能 328 番地 1
伊能四区	成田市伊能 490 番地 2
奈土	成田市奈土 1, 040 番地 2
堀籠多目的集会施設	成田市堀籠 703 番地 1
村田ふれあいの家	成田市村田 332 番地
長泉寺	成田市所 595 番地
桜田	成田市桜田 902 番地 1
馬乗里	成田市馬乗里 193 番地
リパティヒル 500 公園Ⅱ	成田市久井崎 155 番地 76
松子	成田市松子 633 番地
商工会	成田市吉岡 4 番地 1
吉岡第三街区公園	成田市吉岡 559 番地 13
新田共同利用施設	成田市新田 85 番地
一坪田	成田市一坪田 163 番地
諏訪神社	成田市前林 658 番地 1
川上共同利用施設	成田市川上 245 番地 2, 378
多良貝共同利用施設	成田市多良貝 245 番地 1, 833
大栄十余三	成田市大栄十余三 385 番地 732

戸別受信機

設置場所	
成田市防災行政無線戸別受信機管理規則(平成5年規則第29号。以下「規則」という。)に基づき戸別受信機が設置されている世帯	

その3 防災行政無線局(移動系)の設置場所

無線局の種別		呼出名称	設置部課名	設置(常置)場所
基地局	指令局	ぼうさいなりた	総務部危機管理課	成田市花崎町760番地
陸上移動局	携帯局	なりた101	総務部危機管理課	成田市花崎町760番地
		なりた102	総務部危機管理課	成田市花崎町760番地
		なりた103	水道部業務課	成田市山口293番地1
		なりた104	市民生活部下総支所	成田市猿山1,080番地
		なりた105	市民生活部大栄支所	成田市松子366番地
	車載局	なりた1	総務部危機管理課	成田市花崎町760番地
		なりた2	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた3	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた4	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた5	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた6	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた7	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた8	総務部管財課	成田市花崎町760番地
		なりた9	水道部業務課	成田市山口293番地1
なりた10	市民生活部下総支所	成田市猿山1,080番地		
なりた11	市民生活部大栄支所	成田市松子366番地		

別表第2

その1 防災行政無線局(固定系)の設置場所(戸別受信機に係る下総支所の所管区域)
固定系親局

設置場所	
成田市下総支所	成田市猿山1,080番地

その2 防災行政無線局(固定系)受信設備の設置場所(戸別受信機に係る下総支所の所管区域)
戸別受信機

設置場所	
規則に基づき戸別受信機が設置されている世帯	

別表第3

(平30訓令4・一部改正)

その1 防災行政無線局(固定系)の設置場所(戸別受信機に係る大栄支所の所管区域)
固定系親局

設置場所	
旧成田市大栄支所	成田市松子366番地

その2 防災行政無線局(固定系)受信設備の設置場所(戸別受信機に係る大栄支所の所管区域)
戸別受信機

設置場所	
規則に基づき戸別受信機が設置されている世帯	

※別記様式については、省略

5-2 情報集約拠点一覧

➤ 無線機は、以下のとおり地区ごとにグルーピングされ、チャンネルが割り振られている。チャンネル数は「●CH」と記載する。

➤ ★印がついている○○施設は、各地区の情報を収集し、無線機またはA b※を使用して災害対策本部へ報告する。

※A b・・・Answer backの略。防災無線の子局に付属している電話機のようなもので、市役所との通話が可能。なお、A b同士での通話は不可。

●CH	
成田地区	
1	成田小学校★ (無線機により本部へ)
2	成田高等学校
3	成田国際文化会館
4	成田中学校
5	美郷台小学校

●CH	
久住地区	
1	久住小学校★ (A bにより本部へ)
2	久住体育館
3	久住中学校

●CH	
公津地区	
1	平成小学校★ (A bにより本部へ)
2	公津小学校
3	公津の杜小学校
4	公津の杜中学校
5	印東体育館

●CH	
ニュータウン地区	
1	中央公民館★ (A bにより本部へ)
2	吾妻中学校
3	吾妻小学校
4	成田国際高等学校
5	新山小学校
6	西中学校
7	加良部小学校
8	橋賀台小学校
9	玉造小学校
10	玉造中学校
11	成田北高等学校
12	神宮寺小学校
13	中台小学校
14	向台小学校
15	中台中学校
16	中台運動公園

●CH	
八生地区	
1	八生小学校★ (A bにより本部へ)
2	成田西陵高等学校

●CH	
遠山地区	
1	三里塚小学校★ (A bにより本部へ)
2	遠山中学校
3	遠山小学校
4	本城小学校
5	東小学校

●CH	
下総地区	
1	下総支所★ (A bにより本部へ)
2	滑河小学校
3	高岡小学校
4	下総中学校
5	下総高等学校
6	下総公民館

●CH	
大栄地区	
1	大栄支所★ (A bにより本部へ)
2	大須賀運動施設
3	大栄みらい学園
4	旧桜田小学校
5	旧津富浦小学校
6	大栄B&G海洋センター
7	前林運動施設
8	旧川上小学校
9	大栄公民館

●CH	
中郷地区	
1	中郷ふるさと交流館★ (新妻共同利用施設 にあるA bにより本部へ)

●CH	
豊住地区	
1	豊住ふれあい健康館★ (北羽鳥北部共同利用施設 にあるA bにより本部へ)
2	豊住小学校

★印の施設は、各CHグループの情報を取りまとめの上、災害対策本部へ報告する。

6 医療救護に関する資料

6-1 救急告示医療機関一覧

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地	医療圏	所管保健所
1	独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市鹿渡 934-5	印旛	印旛
2	医療法人平成博愛会印西総合病院	印西市牧の台 1-1-1		
3	医療法人社団樹徳会佐倉整形外科病院	佐倉市大崎台 4-3-5		
4	医療法人社団威風会栗山中央病院	四街道市栗山 906-1		
5	医療法人徳洲会成田富里徳洲会病院	富里市日吉台 1-1-1		
6	日本医科大学千葉北総病院 ^{※2}	印西市鎌苅 1715		
7	医療法人社団白翔会千葉白井病院	白井市復 1439-2		
8	医療法人沖縄徳洲会四街道徳洲会病院	四街道市吉岡 1830-1		
9	東邦大学医療センター佐倉病院 ^{※1}	佐倉市下志津 564-1		
10	医慮法人鳳生会成田病院	押畑 896		
11	医療法人社団育誠會北総栄病院	印旛郡栄町安食 2421		
12	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台 2-36-2		
13	医療法人社団樹々会日吉台病院	富里市日吉台 1-6-2		
14	医療法人社団聖仁会白井聖仁会病院	白井市笹塚 3-25-2		
15	成田赤十字病院 ^{※1}	成田市飯田町 90-1		
16	医療法人社団愛信会佐倉中央病院	佐倉市栄町 20-4		
17	医療法人甲辰会海保病院	八街市八街ほ 386		
18	医療法人みつや会新八街総合病院	八街市八街ほ 137-1		
19	医療法人社団東光会北総白井病院	白井市根 325-2-1		
20	国際医療福祉大学成田病院	畑ヶ田 852		

※1：地域災害拠点病院（高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を備えた病院）

※2：基幹災害拠点病院（地域災害拠点病院が備える機能に加え災害医療に関する研修機能を備えた病院）

6-2 トリアージタグ

トリアージ・タグ 千葉県

(災害現場用)

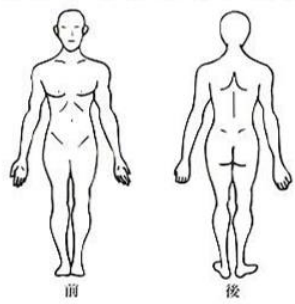
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM/PM 時 分			トリアージ実施者氏名
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
トリアージ実施機関			医師 その他 ()
傷病名			
トリアージ区分 0 I II III			

0
I
II
III

トリアージ・タグ 千葉県

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

その他の応急措置の状況等



前 後

0
I
II
III

7 避難・応急対策に関する資料

7-1 指定避難所等一覧

■指定緊急避難場所

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
1	成田高等学校 (講堂兼体育館、グラウンド)	成田 27	—	○	○	○	—	○
2	成田小学校 (体育館・校庭)	幸町 948-1	○	○	○	○	○	○
3	成田国際文化会館	土屋 303	○	○	○	○	○	○
4	成田中学校 (体育館・校庭)	土屋 928-1	○	○	○	○	○	○
5	美郷台小学校 (体育館・校庭)	美郷台 2-19-1	○	○	○	○	○	○
6	印東体育館	船形 186-2	—	○	○	○	○	○
7	公津小学校 (体育館・校庭)	台方 851	○	○	○	○	○	○
8	平成小学校 (体育館・校庭)	飯仲 50-1	○	○	○	○	○	○
9	公津の杜小学校 (体育館・校庭)	公津の杜 3-2	○	○	○	○	○	○
10	公津の杜中学校 (体育館・校庭)	公津の杜 5-29	○	○	○	○	○	○
11	成田西陵高等学校 (体育館・屋外運動場)	松崎 20	○	○	○	○	○	○
12	八生小学校 (体育館・校庭)	松崎 1468	○	○	○	○	○	○
13	中郷ふるさと交流館 (体育館・運動場)	赤荻 1574	○	○	○	○	○	○
14	Ready To Flight! NARITA (グラウンド)	大室 680	○	○	○	○	○	—
15	久住体育館	幡谷 922-6	○	○	○	○	○	○
16	久住小学校 (体育館・校庭)	久住中央 3-12-1	○	○	○	○	○	○
17	久住中学校 (体育館・校庭)	久住中央 2-1	○	○	○	○	○	○
18	豊住ふれあい健康館 (体育館・グラウンド)	北羽鳥 1975-3	○	○	○	○	○	○
19	豊住小学校 (体育館・校庭)	北羽鳥 1985-2	○	○	○	○	○	○
20	遠山小学校 (体育館・校庭)	小菅 1411	○	○	○	○	○	○
21	遠山中学校 (体育館・校庭)	大清水 19	○	○	○	○	○	○
22	三里塚小学校 (体育館・校庭)	本三里塚 153-1	○	○	○	○	○	○
23	本城小学校 (体育館・校庭)	本城 178-1	○	○	○	○	○	○
24	十余三運動施設 (体育館・グラウンド)	十余三 27-3	○	○	○	○	○	○
25	中央公民館	赤坂 1-1-3	○	○	○	○	○	○
26	吾妻中学校 (体育館・校庭)	吾妻 1-24	○	○	○	○	○	○

No	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
27	吾妻小学校 (体育館・校庭)	吾妻 2-6	○	○	○	○	○	○
28	成田国際高等学校 (体育館・屋外運動場)	加良部 3-16	○	○	○	○	○	○
29	新山小学校 (体育館・校庭)	加良部 4-23	○	○	○	○	○	○
30	西中学校 (体育館・校庭)	加良部 5-11	○	○	○	○	○	○
31	加良部小学校 (体育館・校庭)	加良部 6-8	○	○	○	○	○	○
32	橋賀台小学校 (体育館・校庭)	橋賀台 3-4	○	○	○	○	○	○
33	玉造小学校 (体育館・校庭)	玉造 3-4	○	○	○	○	○	○
34	玉造中学校 (体育館・校庭)	玉造 3-7	○	○	○	○	○	○
35	成田北高等学校 (体育館・屋外運動場)	玉造 5-1	○	○	○	○	○	○
36	神宮寺小学校 (体育館・校庭)	玉造 5-28	○	○	○	○	○	○
37	中台小学校 (体育館・校庭)	中台 1-4	○	○	○	○	○	○
38	向台小学校 (体育館・校庭)	中台 3-6	○	○	○	○	○	○
39	中台中学校 (体育館・校庭)	中台 4-2	○	○	○	○	○	○
40	中台運動公園	中台 5-2	○	○	○	○	○	○
41	滑河運動施設 (体育館・グラウンド)	滑川 1142	—	○	○	○	○	○
42	高岡運動施設 (体育館・グラウンド)	大和田 151	—	—	○	○	○	○
43	ネクスト名木小 (グラウンド)	名木 1050	○	○	○	○	○	—
44	旧小御門小学校 (グラウンド)	名古屋 1199	○	○	○	○	○	—
45	下総みどり学園 (体育館・校庭)	名古屋 1214	○	○	○	○	○	○
46	下総高等学校 (体育館・屋外運動場)	名古屋 247	○	○	○	○	○	○
47	下総運動公園 (野球場・運動広場)	高岡 1435	○	○	○	○	○	—
48	下総公民館	高岡 1435	○	○	○	○	○	○
49	大須賀運動施設 (体育館・グラウンド)	伊能 547	○	—	○	○	○	○
50	大栄みらい学園 (体育館・校庭)	伊能 125	○	○	○	○	○	○
51	旧桜田小学校 (体育館・グラウンド)	桜田 941	○	○	○	○	○	○
52	旧津富浦小学校 (体育館・グラウンド)	津富浦 1093	○	○	○	○	○	○
53	大栄 B&G 海洋センター	一坪田 388	○	○	○	○	○	○
54	大栄公民館	松子 393	○	○	○	○	○	○
55	前林運動施設 (体育館・グラウ	前林 430	○	○	○	○	○	○

No	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
	ンド)							
56	旧川上小学校（体育館・グラウンド）	多良貝 245-308	○	○	○	○	○	○

■指定避難所

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地	指定緊急避難場所との重複
1	成田高等学校（講堂兼体育館）	成田 27	○
2	成田小学校（体育館）	幸町 948-1	○
3	成田国際文化会館	土屋 303	○
4	成田中学校（体育館）	土屋 928-1	○
5	美郷台小学校（体育館）	美郷台 2-19-1	○
6	印東体育館	船形 186-2	○
7	公津小学校（体育館）	台方 851	○
8	平成小学校（体育館）	飯仲 50-1	○
9	公津の杜小学校（体育館）	公津の杜 3-2	○
10	公津の杜中学校（体育館）	公津の杜 5-29	○
11	成田西陵高等学校（体育館）	松崎 20	○
12	八生小学校（体育館）	松崎 1468	○
13	中郷ふるさと交流館（体育館）	赤荻 1574	○
14	久住体育館	幡谷 922-6	○
15	久住小学校（体育館）	久住中央 3-12-1	○
16	久住中学校（体育館）	久住中央 2-1	○
17	豊住ふれあい健康館（体育館）	北羽鳥 1975-3	○
18	豊住小学校（体育館）	北羽鳥 1985-2	○
19	遠山小学校（体育館）	小菅 1411	○
20	遠山中学校（体育館）	大清水 19	○
21	三里塚小学校（体育館）	本三里塚 153-1	○
22	本城小学校（体育館）	本城 178-1	○
23	十余三運動施設（体育館）	十余三 27-3	○
24	中央公民館	赤坂 1-1-3	○
25	吾妻中学校（体育館）	吾妻 1-24	○
26	吾妻小学校（体育館）	吾妻 2-6	○
27	成田国際高等学校（体育館）	加良部 3-16	○
28	新山小学校（体育館）	加良部 4-23	○
29	西中学校（体育館）	加良部 5-11	○
30	加良部小学校（体育館）	加良部 6-8	○
31	橋賀台小学校（体育館）	橋賀台 3-4	○
32	玉造小学校（体育館）	玉造 3-4	○
33	玉造中学校（体育館）	玉造 3-7	○
34	成田北高等学校（体育館）	玉造 5-1	○
35	神宮寺小学校（体育館）	玉造 5-28	○
36	中台小学校（体育館）	中台 1-4	○
37	向台小学校（体育館）	中台 3-6	○
38	中台中学校（体育館）	中台 4-2	○
39	中台運動公園（体育館）	中台 5-2	○

No	名称	所在地	指定緊急避難場所との重複
40	滑河運動施設（体育館）	滑川 1142	○
41	高岡運動施設（体育館）	大和田 151	○
42	下総みどり学園（体育館）	名古屋 1214	○
43	下総高等学校（体育館）	名古屋 247	○
44	下総公民館	高岡 1435	○
45	大須賀運動施設（体育館）	伊能 547	○
46	大栄みらい学園（体育館）	伊能 125	○
47	旧桜田小学校（体育館）	桜田 941	○
48	旧津富浦小学校（体育館）	津富浦 1093	○
49	大栄 B&G 海洋センター	一坪田 388	○
50	大栄公民館	松子 393	○
51	前林運動施設（体育館）	前林 430	○
52	旧川上小学校（体育館）	多良貝 245-308	○

■早期開設避難所

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地	地区
1	成田小学校（体育館）	幸町 948-1	成田
2	公津小学校（体育館）	台方 851	公津
3	八生小学校（体育館）	松崎 1468	八生
4	中郷ふるさと交流館（体育館）	赤荻 1574	中郷
5	久住体育館	幡谷 922-6	久住
6	豊住ふれあい健康館（体育館）	北羽鳥 1975-3	豊住
7	三里塚小学校（体育館）	本三里塚 153-1	遠山
8	中央公民館	赤坂 1-1-3	ニュータウン
9	下総みどり学園（体育館）	名古屋 1214	下総
10	大栄公民館	松子 393	大栄

■一次避難所

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地
1	成田小学校（体育館）	幸町 948-1
2	成田国際文化会館	土屋 303
3	成田中学校（体育館）	土屋 928-1
4	美郷台小学校（体育館）	美郷台 2-19-1
5	印東体育館	船形 186-2
6	公津小学校（体育館）	台方 851
7	平成小学校（体育館）	飯仲 50-1
8	公津の杜小学校（体育館）	公津の杜 3-2
9	公津の杜中学校（体育館）	公津の杜 5-29

No	名称	所在地
10	八生小学校 (体育館)	松崎 1468
11	中郷ふるさと交流館 (体育館)	赤荻 1574
12	久住体育館	幡谷 922-6
13	久住小学校 (体育館)	久住中央 3-12-1
14	久住中学校 (体育館)	久住中央 2-1
15	豊住ふれあい健康館 (体育館)	北羽鳥 1975-3
16	豊住小学校 (体育館)	北羽鳥 1985-2
17	遠山小学校 (体育館)	小菅 1411
18	遠山中学校 (体育館)	大清水 19
19	三里塚小学校 (体育館)	本三里塚 153-1
20	本城小学校 (体育館)	本城 178-1
21	十余三運動施設 (体育館)	十余三 27-3
22	中央公民館	赤坂 1-1-3
23	吾妻中学校 (体育館)	吾妻 1-24
24	吾妻小学校 (体育館)	吾妻 2-6
25	新山小学校 (体育館)	加良部 4-23
26	西中学校 (体育館)	加良部 5-11
27	加良部小学校 (体育館)	加良部 6-8
28	橋賀台小学校 (体育館)	橋賀台 3-4
29	玉造小学校 (体育館)	玉造 3-4
30	玉造中学校 (体育館)	玉造 3-7
31	神宮寺小学校 (体育館)	玉造 5-28
32	中台小学校 (体育館)	中台 1-4
33	向台小学校 (体育館)	中台 3-6
34	中台中学校 (体育館)	中台 4-2
35	中台運動公園 (体育館)	中台 5-2
36	滑河運動施設 (体育館)	滑川 1142
37	高岡運動施設 (体育館)	大和田 151
38	下総みどり学園 (体育館)	名古屋 1214
39	下総公民館	高岡 1435
40	大須賀運動施設 (体育館)	伊能 547
41	大栄みらい学園 (体育館)	伊能 125
42	旧桜田小学校 (体育館)	桜田 941
43	旧津富浦小学校 (体育館)	津富浦 1093
44	大栄 B&G 海洋センター	一坪田 388
45	大栄公民館	松子 393
46	前林運動施設 (体育館)	前林 430
47	旧川上小学校 (体育館)	多良貝 245-308

■二次避難所

(令和3年3月31日)

No	名称	所在地
1	成田高等学校 (講堂兼体育館)	成田 27
2	成田西陵高等学校 (体育館)	松崎 20
3	成田国際高等学校 (体育館)	加良部 3-16
4	成田北高等学校 (体育館)	玉造 5-1
5	下総高等学校 (体育館)	名古屋 247

7-2 福祉避難所一覧

No	施設名	所在地	施設種別
1	有楽苑	成田市横山 204 番地 40	介護老人福祉施設
2	長寿園	成田市長沼 1600 番地	
3	名木の里	成田市名木 192 番地	
4	成田苑	成田市大室 1783 番地 22	
5	蓬莱の杜	成田市川栗 842 番地 4	
6	玲光苑	成田市押畑 896 番地 4	
7	杜の家なりた	成田市下方 686 番地 1	
8	まきの里	成田市吉岡 1342 番地 6	
9	セントアンナナーシングホーム	成田市本三里塚 226 番地 1	介護老人保健施設
10	透光苑	成田市桜田 1137 番地	
11	エスポワール成田	成田市宝田 360 番地 1	障害児入所施設
12	不二学園	成田市新駒井野 1-3	
13	しもふさ学園	成田市名木 511 番地 15	障害者支援施設
14	協和厚生園	富里市日吉倉 1082 番地 3	
15	日吉厚生園	富里市日吉倉 1082 番地 6	
16	十倉厚生園	富里市十倉 2443	

7-3 一時滞在施設一覧

No	施設名	所在地	施設種別
1	成田市文化芸術センター	成田市花崎町 828-11	
2	中台運動公園体育館	成田市中台 5-2	

7-4 食料・物資集配拠点一覧

(平成30年2月19日現在)

No	施設名	所在地	備考
1	市営東和田駐車場	東和田 396-3	鉄骨スレート
2	下総支所	猿山 1080	鉄骨スレート、コンテナ式
3	大栄支所	松子 366	

7-5 備蓄倉庫一覧

(令和3年3月31日現在)

No	名称	倉庫形式		
		コンテナ式	簡易式	校舎等
1	成田高等学校講堂兼体育館		○	
2	成田小学校体育館	○		
3	成田国際文化会館		○	
4	成田中学校体育館		○	
5	美郷台小学校体育館	○		
6	印東体育館		○	
7	公津小学校体育館		○	
8	平成小学校体育館	○		
9	公津の杜小学校体育館	○		
10	公津の杜中学校体育館	○		
11	成田西陵高等学校体育館		○	
12	八生小学校体育館	○		
13	中郷ふるさと交流館			○
14	久住体育館	○		
15	久住小学校体育館		○	
16	久住中学校体育館		○	
17	豊住ふれあい健康館	○		
18	豊住小学校体育館			
19	遠山小学校体育館		○	
20	遠山中学校体育館	○		
21	三里塚小学校体育館	○		
22	本城小学校体育館	○		
23	十余三運動施設体育館			
24	中央公民館		○	
25	吾妻中学校体育館	○		
26	吾妻小学校体育館		○	
27	成田国際高等学校体育館		○	
28	新山小学校体育館		○	
29	西中学校体育館	○		
30	加良部小学校体育館		○	
31	橋賀台小学校体育館		○	
32	玉造小学校体育館		○	
33	玉造中学校体育館	○		
34	成田北高等学校体育館		○	
35	神宮寺小学校体育館		○	
36	中台小学校体育館		○	
37	向台小学校体育館		○	
38	中台中学校体育館	○		

No	名称	倉庫形式		
		コンテナ式	簡易式	校舎等
39	中台運動公園体育館	○		
40	滑河運動施設体育館		○	
41	高岡運動施設体育館		○	
42	下総みどり学園体育館	○		
43	下総高等学校体育館		○	
44	下総公民館		○	
45	大須賀小学校体育館			
46	大栄中学校体育館			
47	桜田小学校体育館			
48	津富浦小学校体育館			
49	大栄 B&G 海洋センター		○	
50	大栄公民館			
51	前林小学校体育館			
52	川上小学校体育館			

7-6 備蓄物資・資機材一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	備蓄物資・資機材の種類	品目例
1	発災直後の生命維持や生活に最低限必要な『食料・飲料水』	<ul style="list-style-type: none"> ・主食（アルファー化米等） ・非常用保存飲料水 ・副食・補助食（味噌汁等）等
2	発災直後の生命維持や生活に最低限必要な『生活必需物資』	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具類（毛布、ブランケット） ・衛生保健用品類（タオル、マスク等） ・食器類（紙・プラスチックコップ等）等
4	避難所運営に必要な『資機材』	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営資器材（避難所用マット、式毛布、仮設トイレ等） ・防災資機材（災害用テント、土のう袋等） ・給食・給水資機材（鍋、釜等） ・救護資機材（担架、自転車等）
5	要配慮者や女性の避難生活に必要な『食料・物資』	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（粉ミルク（アレルギー対応含）、とろみ調整食品等） ・衛生保健用品類（子ども用紙おむつ、哺乳瓶、生理用品等）

7-7 給水・配水場、防災井戸等一覧

1 県・市水道

番号	施設名称	所在地
1	成田給水場	吾妻 1-22-4
2	東町配水場	東町 86
3	並木町配水場	並木町 113-1
4	飯田町配水場	飯田町 26-5
5	公津の杜配水場	公津の杜 2-1-3
6	宗吾配水場	宗吾 2-276
7	東和田配水場	東和田 618-5
8	山口配水場	山口 293-1
9	久住配水場	久住中央 4-2-10
10	郷部配水場	郷部 1405
11	三里塚配水場	三里塚 2
12	伊能浄水場	伊能 633-14
13	下総小野浄水場	小野 890-1

2 防災井戸と給水栓

令和3年3月31日現在

No	施設名称	防災井戸	給水栓
1	成田高等学校講堂兼体育館		
2	成田小学校体育館	○	
3	成田国際文化会館		○
4	成田中学校体育館		
5	美郷台小学校体育館		○
6	印東体育館		
7	公津小学校体育館		○
8	平成小学校体育館	○	
9	公津の杜小学校体育館		○
10	公津の杜中学校体育館		○
11	成田西陵高等学校体育館		
12	八生小学校体育館	○	
13	中郷ふるさと交流館体育館	○	
14	久住体育館	○	
15	久住小学校体育館		○
16	久住中学校体育館		
17	豊住ふれあい健康館		
18	豊住小学校体育館	○	
19	遠山小学校体育館		○
20	遠山中学校体育館		○
21	三里塚小学校体育館	○	
22	本城小学校体育館		○

No	施設名称	防災井戸	給水栓
23	十余三運動施設体育館		○
24	中央公民館		
25	吾妻中学校体育館	○	
26	吾妻小学校体育館		○
27	成田国際高等学校体育館		
28	新山小学校体育館		
29	西中学校体育館	○	
30	加良部小学校体育館		○
31	橋賀台小学校体育館		
32	玉造小学校体育館		○
33	玉造中学校体育館	○	
34	成田北高等学校体育館		
35	神宮寺小学校体育館		○
36	中台小学校体育館		○
37	向台小学校体育館		○
38	中台中学校体育館	○	
39	中台運動公園体育館		○
40	滑河運動施設体育館		
41	高岡運動施設体育館		
42	下総みどり学園体育館	○	
43	下総高等学校体育館		
44	下総公民館		
45	大須賀運動施設体育館		
46	大栄みらい学園体育館		
47	旧桜田小学校体育館	○	
48	旧津富浦小学校体育館		
49	大栄 B&G 海洋センター		
50	学校給食センター大栄分所	○	
51	大栄公民館		○
52	前林運動施設体育館	○	
53	旧川上小学校体育館	○	
54	成田市役所	○	

7-8 応急仮設住宅建設場所候補地

	名称	所在地	仮設住宅建設 可能区域面積 (m ²)	建設可能戸 数 (戸)	汚水等 生放流 可否	消防水 利有無	備考
1	浅間近隣公園	郷部 1451	2,600	26	可	有	
2	遠山スポーツ広場	本城 103-22	4,000	40	可	有	ヘリポート臨時 理発着場
3	引地近隣公園	吾妻 3-53	2,300	23	可	有	
4	加良部台近隣公園	加良部 2-5	1,900	19	可	有	
5	松ノ下近隣公園	中台 3-7	3,900	39	可	有	
6	後谷津近隣公園	中台 2-23	7,000	75	可	有	ヘリポート臨時 理発着場
7	神宮寺近隣公園	玉造 7-13	3,100	31	可	有	
合計			24,800	253	—	—	—

7-9 がれき等の仮置き場候補地

※未指定。今後検討する。

8 緊急輸送、応援受援に関する資料

8-1 自衛隊の災害派遣要請の連絡先

部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行 政 無 線
		時間内 (8:30 ~ 17:00)	時間外		
陸 上 自 衛 隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047 (466) 2141 内線 218・236 (302)	632-721 (当) 632-725
	高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043 (422) 0221 内線 286・287 (302)	631-723 (当) 631-724
	第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438 (23) 3411 内線 215 (301)	633-721
	需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047 (387) 2171 内線 202・203 (302)	636-721 (当) 636-723
海 上 自 衛 隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04 (7191) 2321 内線 2420 (2424)	635-723
	第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470 (22) 3191 内線 213・413 (222)	634-721
航 空 自 衛 隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438 (41) 1111 内線 303 (225)	638-721 (当) 638-724

注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

- ・陸上自衛隊 東部方面航空隊 (東京都立川駐屯地)
- ・海上自衛隊 第21航空群 (千葉県館山市)

8-2 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

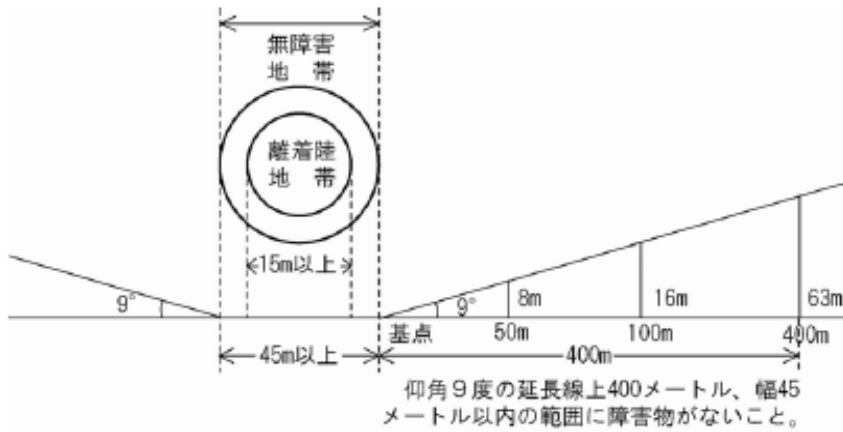
要請依頼の範囲	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
医療救護及び防疫	被災者に対し、医療救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需物資等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

8-3 ヘリコプター臨時離着陸可能地点の位置基準

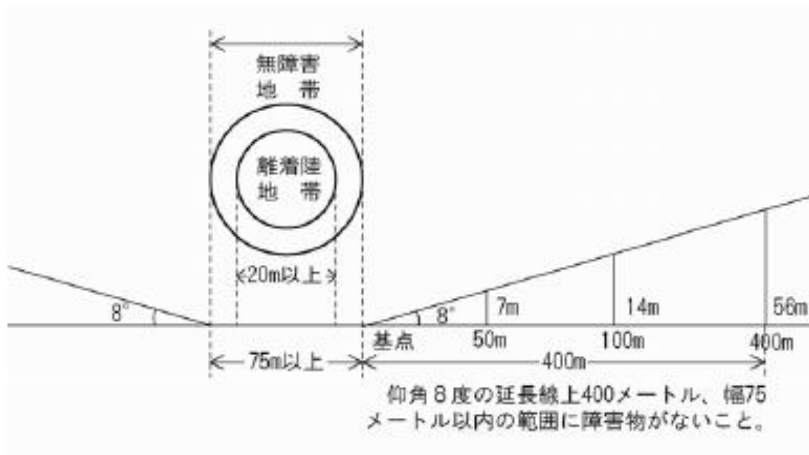
1 離着陸地帯及び無障害地帯

(1) 自衛隊のヘリコプター

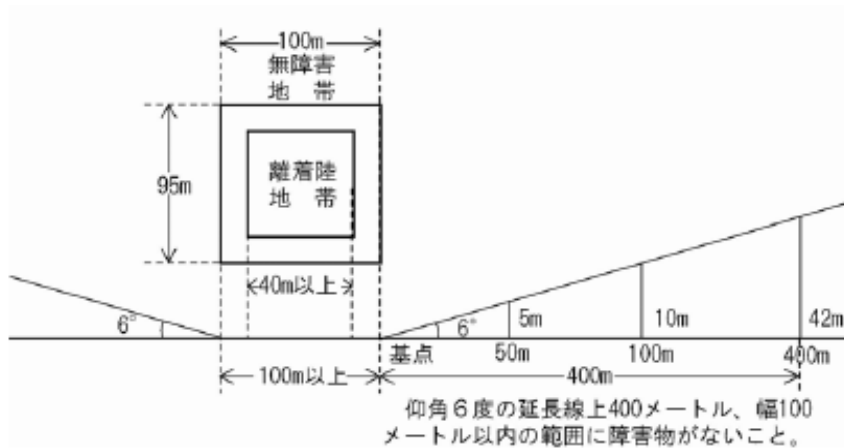
ア 小型機 (OH-6、OH-1) の場合



イ 中型機 (UH-1) の場合

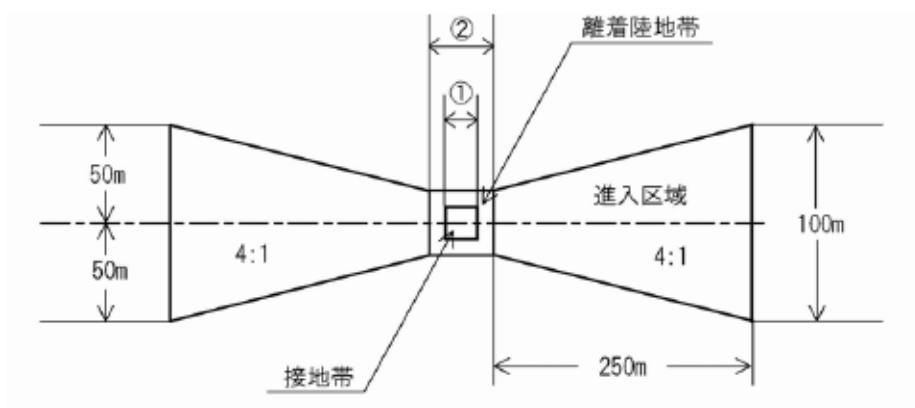


ウ 大型機 (CH-47) の場合



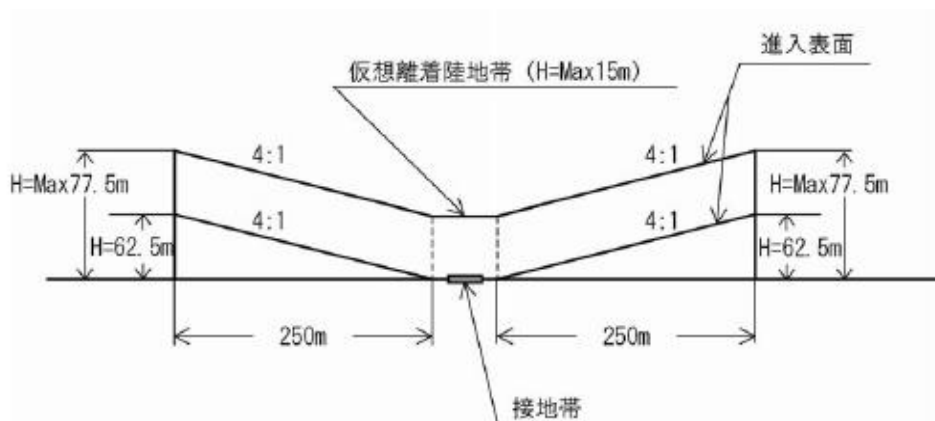
(2) 自衛隊以外のヘリコプター

ア 平面図

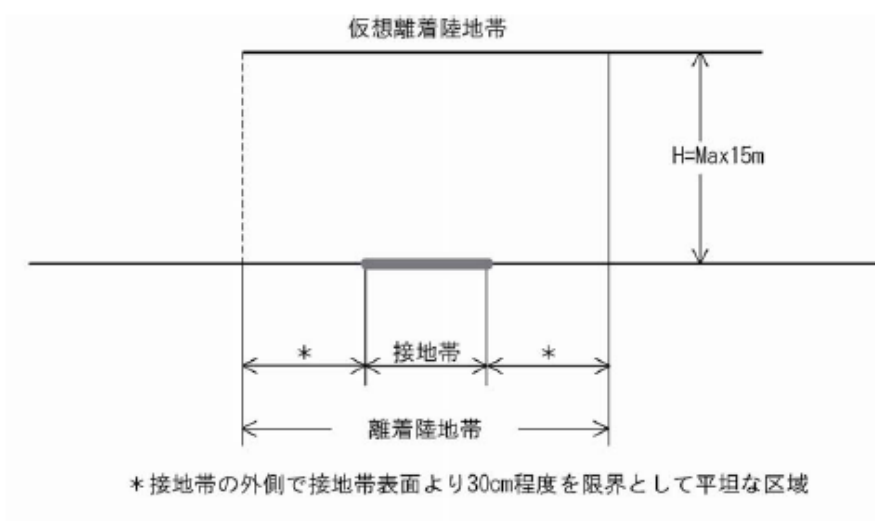


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。
 ※全長が 20m を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。
 ※離着陸地帯は原則として地上に設置する。但し、周辺環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

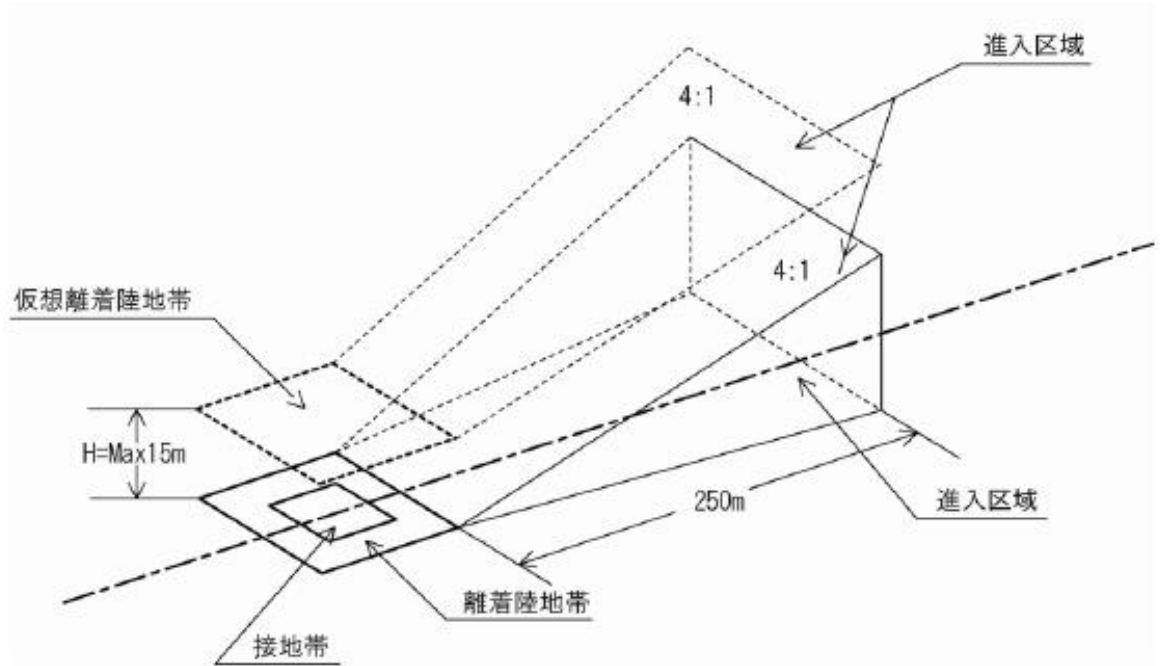
イ 進入表面断面図



ウ 転移表面断面図 (転移表面は設定せず)



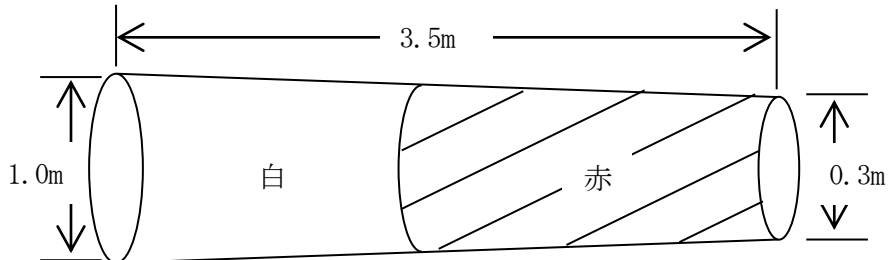
エ 立体図



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹流しまたは旗を立てること。

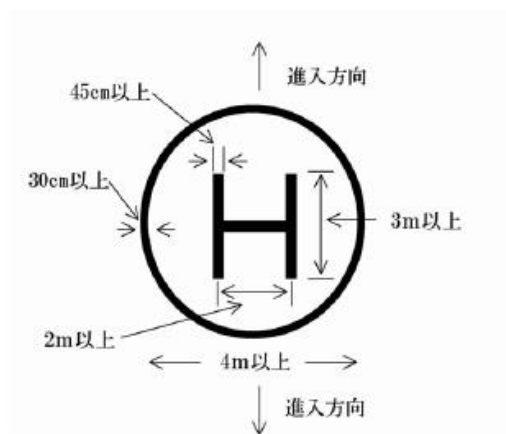
吹流しの基準



3 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心を表示すること

H記号の基準



4 着陸中心点

(1) 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

(2) 防塵措置

表土の砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

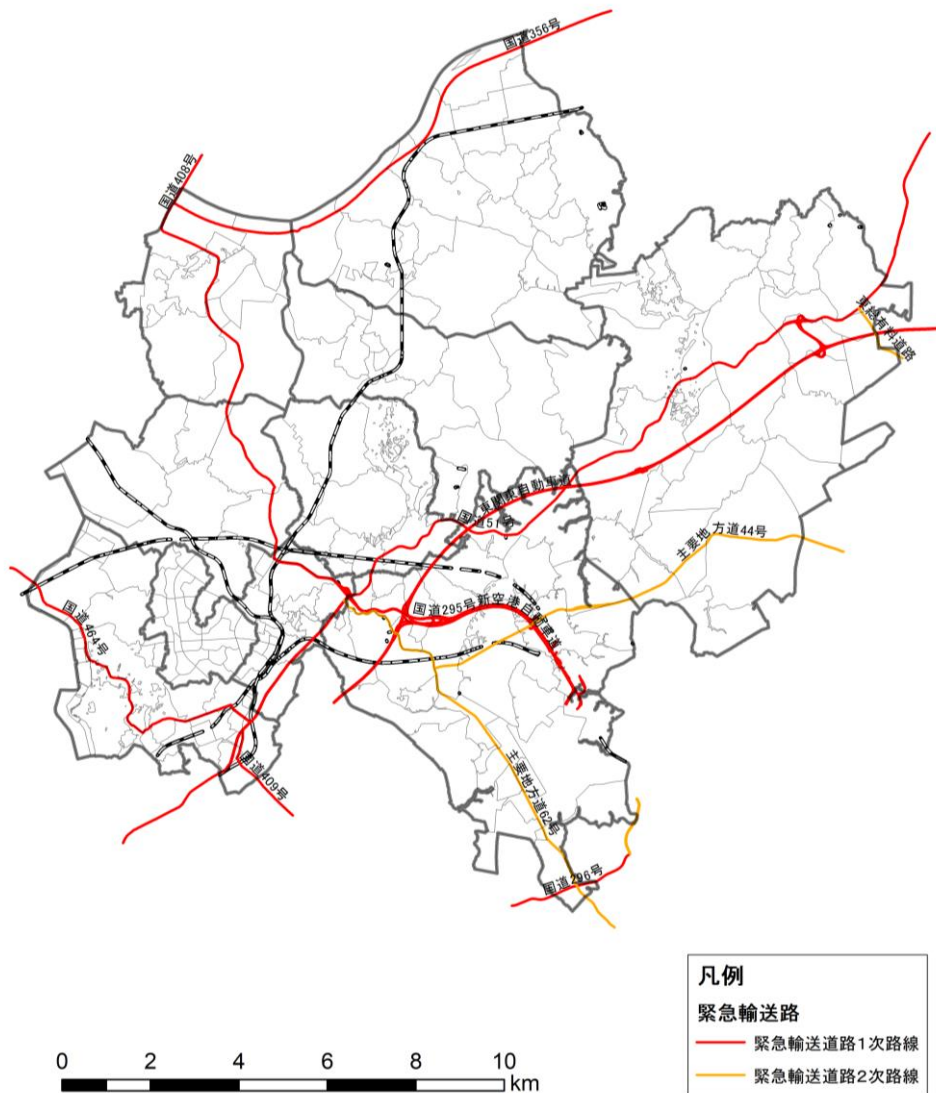
(3) 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

8-4 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

離発着場名	所在地		広さ		最寄消防署からの距離	避難所との競合
	地名・地番	座標	幅×長さ	施設区分		
八生第1スポーツ広場	宝田 1733	北緯 35, 49, 11 東経 140, 18, 03	70m×70m	中	6.7km	無
中郷スポーツ広場	新泉 19	北緯 35, 48, 33 東経 140, 21, 15	50m×70m	中	5.6km	無
久住第1スポーツ広場	久住中央 4-23-1	北緯 35, 50, 23 東経 140, 20, 07	50m×60m	中	1.9km	無
久住第2スポーツ広場	小泉 1131	北緯 35, 49, 06 東経 140, 21, 57	50m×50m	中	5.6km	無
豊住第1スポーツ広場	南羽鳥 570-20	北緯 35, 49, 46 東経 140, 17, 35	50m×60m	中	4.7km	無
遠山スポーツ広場	本城 103-22	北緯 35, 44, 23 東経 140, 22, 37	65m×65m	中	1.5km	無
後谷津公園	中台 2-23	北緯 35, 46, 59 東経 140, 17, 34	70m×90m	中	1.1km	無
大谷津運動公園多目的広場	押畑 952-3	北緯 35, 47, 55 東経 140, 18, 31	60m×80m	中	3.8km	無
成田国際空港	成田国際空港内	北緯 35, 45, 20 東経 140, 23, 25	30m×50m	小	3.8km	無
下総運動公園野球場	高岡 1435	北緯 35, 52, 31 東経 140, 21, 23	100m×100m	中	4.8km	有
利根川河川敷（高岡地先）	高岡地先	北緯 35, 52, 01 東経 140, 21, 07	100m×100m	中	4.8km	無
大栄 B&G 海洋センター	一坪田 388	北緯 35, 49, 05 東経 140, 25, 17	88m×65m	中	2.4km	有
大栄みらい学園	伊能 125	北緯 35, 49, 57 東経 140, 25, 31	90m×80m	中	1.8km	有
利根川河川敷（竜台地先）	竜台地先	北緯 35, 52, 07 東経 140, 17, 22	100m×100m	中	1.8km	無

8-5 緊急輸送道路



■ 緊急輸送道路一覧表

	路線種別	路線名		市内道路延長 (m)	車線数
1次路線	高速道路	東関東自動車道		15,131	4~6
		成田国際空港線		3,906	4
	国道	国道 51号		20,700	2~4
		国道 295号		5,716	4
		国道 296号		523	2
		国道 356号		11,827	2
		国道 408号		11,278	2~4
		国道 409号		1,260	2
	国道 464号		7,935	2~4	
2次路線	千葉県道	千葉県道 70号	大栄栗源干潟線		4
	主要地方道	主要地方道 44号	成田小見川鹿島港線	12,179	2~4
		主要地方道 62号	成田松尾線	6,451	2~4

8-6 災害時緊急通行車両一覧

		課名	申請車両	ナンバー	用途	用途の備考欄
1	企画政策部	秘書課	市長車	成田 330 つ 7601	10 緊急輸送 人	3 人
2			副市長車	成田 330 す 7603	10 緊急輸送 人	4 人
3			教育長車	成田 330 せ 7605	10 緊急輸送 人	2 人
4		広報課	9	成田 400 さ 4281	9 その他災害発生	・被害状況の記録(写真・ビデオ等) ・救援物資要請を行うための現状把握
5	総務部	危機管理課	71	成田 400 さ 654	9 その他災害発生	災害発生危険箇所等の巡視、緊急輸送(人員(最大5人)又は支援物資(飲料水、食糧等)、防災用資器材等)、情報伝達等
6	財政部	財政課	土地開発公社	成田 400 さ 902	1 警報の発令	
7		資産税課	55	成田 400 さ 5845	5 施設・設備	
8			74	成田 580 さ 3143	5 施設・設備	
9			205	成田 583 ひ 205	5 施設・設備	
10		納税課	1	成田 580 う 1660	1 警報の発令	
11	85		成田 580 う 7674	1 警報の発令		
12	シティプロモーション部	スポーツ振興課	302	成田 430 さ 1584	5 施設・設備	
13	市民生活部	保険年金課	大栄診療所	成田 500 せ 1795	3 救難(救護)	
14			62	成田 400 さ 1092	3 救難(救護)	
15		交通防犯課	防パト1号	成田 400 さ 140	7 犯罪の予防	
16			防パト2号	成田 400 さ 8994	7 犯罪の予防	
17			防パト3号	成田 400 さ 7491	7 犯罪の予防	
18			防パト4号	成田 400 さ 8576	7 犯罪の予防	
19			防パト5号	成田 400 さ 8997	7 犯罪の予防	
20			防パト6号	成田 500 た 7751	7 犯罪の予防	
21			防パト7号	成田 400 さ 9001	7 犯罪の予防	
22			防パト8号	成田 500 た 7686	7 犯罪の予防	
23			防パト9号	成田 500 た 7687	7 犯罪の予防	
24			防パト10号	成田 130 ん 110	7 犯罪の予防	
25			防パト11号	成田 584 ん 110	7 犯罪の予防	
26			57	成田 130 す 61	7 犯罪の予防	

27			30	成田 430 す 727	7 犯罪の予防		
28		下総支所	206	成田 400 さ 178	10②建築資材		
29			207	成田 500 さ 867	10①飲料水		
30		大栄支所	304	成田 500 さ 717	1 警報の発令		
31	環境部	環境計画課	96	成田 500 そ 886	6 清掃・防疫		
32		環境対策課	94	成田 400 さ 4097	9 その他災害発生	異常水質（公共用水域に流出した油の拡大防止）対応	
33		クリーン推進課	10	成田 400 さ 5064	6 清掃・防疫		
34			312	成田 400 さ 158	6 清掃・防疫		
35			22	成田 400 さ 5093	6 清掃・防疫		
36			38	成田 480 え 1539	6 清掃・防疫		
37		環境衛生課	霊柩車		成田 800 あ 396	6 清掃・防疫	
38			祭具車		千葉 45 ら 2356	6 清掃・防疫	
39			114	千葉 100 す 4579	6 清掃・防疫		
40			76	成田 400 さ 4580	6 清掃・防疫		
41			95	成田 580 う 5822	6 清掃・防疫		
42	福祉部	社会福祉課	70	成田 400 す 518	3 救難（救護）		
43			86	成田 480 い 4457	3 救難（救護）		
44			日赤車		成田 400 さ 9539	10①飲料水	10③衣料・寝具、10④日用雑貨品、10⑤医薬品も想定される。
45			ラクティス		成田 500 せ 1824	3 救難（救護）	
46		高齢者福祉課	208	成田 400 さ 4669	10③衣料・寝具	10④日用雑貨品も	
47			112	成田 400 さ 2541	10③衣料・寝具	10④日用雑貨品も	
48			6	成田 480 あ 9854	5 施設・設備		
49		障がい者福祉課	209	成田 580 す 2892	3 救難（救護）		
50			福祉のまち 3 号	成田 480 い 2779	3 救難（救護）		
51			福祉のまち成田うなり号	成田 580 か 3136	3 救難（救護）		
52	介護保険課	116	成田 580 き 1756	3 救難（救護）			
53		151	成田 580 く 6659	3 救難（救護）			
54		150	成田 580 く 6660	3 救難（救護）			
55		18	成田 580 こ 2871	3 救難（救護）			
56		314	成田 580 く 3725	3 救難（救護）			
57		福祉のまち 5 号	成田 480 い 2780	3 救難（救護）			
58		8	成田 400 さ 3518	5 施設・設備			
59	健康いっしょ部	保育課	51	成田 480 い 4456	5 施設・設備	緊急輸送として物資運搬の用途での使用も考えられる。	
60			214	成田 400 さ 8122	5 施設・設備		
61		健康増進課	29	成田 400 さ 8046	3 救難（救護）	その他の用途として、6 防疫、10 緊急	
62			35	成田 400 さ 6418	3 救難（救護）		

63			62	成田 400 さ 1092	3 救難 (救護)	輸送 (⑤医薬品) も 想定される。
64			63	成田 400 さ 5346	3 救難 (救護)	
65			64	成田 400 さ 8200	3 救難 (救護)	
66			65	成田 480 う 6603	3 救難 (救護)	
67			80	成田 580 き 9828	3 救難 (救護)	
68			212	成田 580 す 2693	3 救難 (救護)	
69			315	成田 400 さ 7489	3 救難 (救護)	
70			経済部	農政課	73	
71	27	成田 500 ち 9022			5 施設・設備	
72	17	成田 533 ほ 17			5 施設・設備	
73	203	千葉 500 も 861			5 施設・設備	
74	308	成田 400 さ 157			5 施設・設備	
75	211	千葉 41 な 9957			5 施設・設備	
76	卸売市場	4			千葉 400 さ 9653	5 施設・設備
77		34	成田 400 さ 171	5 施設・設備		
78	土木部	土木課	33	成田 300 ち 3330	5 施設・設備	
79			53	成田 400 さ 8432	5 施設・設備	
80		道路管理課	15	成田 400 さ 9044	5 施設・設備	
81			77	成田 300 ち 2017	5 施設・設備	
82		建築住宅課	16	成田 400 さ 745	5 施設・設備	
83		下水道課	68	成田 430 さ 151	5 施設・設備	
84	83		成田 400 さ 4602	5 施設・設備		
85	都市部	市街地整備課	47	成田 400 さ 4992	5 施設・設備	
86			58	成田 400 さ 175	5 施設・設備	
87		公園緑地課	307	成田 400 さ 4972	5 施設・設備	
88			58	成田 400 さ 175	5 施設・設備	
89	議会事務局	議長車	成田 330 そ 7602	10 緊急輸送 人	2 人	
90	教育部	教育総務課	3	成田 500 た 2346	3 救難 (救護)	
91			403 (成田小)	成田 480 あ 9262	4 児童・生徒	
92			三里塚小	千葉 480 あ 5639	4 児童・生徒	
93			402 (久住中)	成田 480 あ 5087	4 児童・生徒	
94			404 (西中)	成田 480 い 4181	4 児童・生徒	
95			405 (中台中)	成田 480 い 6880	4 児童・生徒	
96			401 (吾妻中)	成田 480 あ 5086	4 児童・生徒	
97			406 (玉造中)	成田 480 う 354	4 児童・生徒	
98			407 (公津の杜 中)	成田 480 う 355	4 児童・生徒	
99			下総みどり学園	成田 480 う 3217	4 児童・生徒	
100		409 (大栄中)	成田 480 え 9907	4 児童・生徒		
101		学校施設課	31	成田 400 さ 4698	5 施設・設備	
102		教育指導課	23	成田 583 あ 8002	4 児童・生徒	
103			66	成田 583 え 187	4 児童・生徒	
104	生涯学習課	12	成田 400 さ 5798	5 施設・設備		

105			44	成田 400 さ 8811	5 施設・設備	
106			59	成田 480 う 5941	5 施設・設備	
107		公民館	213	千葉 54 み 1278	5 施設・設備	
108			37	成田 400 さ 6466	5 施設・設備	
109			13	成田 400 さ 4603	5 施設・設備	
110		図書館	67	成田 400 さ 4098	5 施設・設備	
111	総務部	管財課	101	成田 400 さ 5708	9 その他災害発生	避難所開設
112			102	成田 400 さ 5705	9 その他災害発生	避難所開設
113			104	成田 400 さ 5707	9 その他災害発生	避難所開設
114			105	成田 400 さ 5816	9 その他災害発生	避難所開設
115			106	成田 400 さ 5815	9 その他災害発生	避難所開設
116			107	成田 400 さ 5819	9 その他災害発生	避難所開設
117			108	成田 300 せ 8479	9 その他災害発生	避難所開設
118			109	成田 400 さ 5706	9 その他災害発生	避難所開設
119			110	成田 400 さ 5094	9 その他災害発生	避難所開設
120			111	成田 400 さ 2770	9 その他災害発生	避難所開設
121			113	成田 580 き 7720	9 その他災害発生	避難所開設
122			114	成田 480 あ 4946	9 その他災害発生	避難所開設
123			115	成田 430 さ 746	9 その他災害発生	避難所開設
124			117	成田 400 さ 2676	9 その他災害発生	避難所開設
125			118	成田 300 せ 2338	9 その他災害発生	避難所開設
126			119	成田 400 さ 5032	9 その他災害発生	避難所開設
127			120	成田 580 け 1012	9 その他災害発生	避難所開設
128			121	成田 300 そ 8681	9 その他災害発生	避難所開設
129			122	成田 300 た 2146	9 その他災害発生	避難所開設
130			202	成田 500 そ 7054	9 その他災害発生	避難所開設
131			210	成田 480 う 9097	9 その他災害発生	避難所開設
132			306	成田 400 さ 8140	9 その他災害発生	避難所開設
133			309	成田 500 ち 8707	9 その他災害発生	避難所開設
134			97	千葉 100 さ 6966	9 その他災害発生	避難所開設および資 材運搬
135			61	成田 400 さ 2765	9 その他災害発生	避難所開設
136			28	成田 400 さ 166	9 その他災害発生	避難所開設

9 要配慮者に関する資料

9-1 要配慮者利用施設一覧

■病院等医療施設（有床）

（令和4年3月現在）

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
1	大栄病院	桜田 1137	73-2311		
2	松岸レディースクリニック	公津の杜 3-43-1	27-0303		
3	ウイング土屋レディースクリニック	ウイング土屋 163	23-4103	○	
4	みはま成田クリニック	飯田町 129-1	29-8811		
5	岩沢クリニック	飯田町 154-8	27-1122		
6	成田病院	押畑 896	22-1500	○	
7	聖マリア記念病院	取香 446	32-0711		○
8	成田赤十字病院	飯田町 90-1	22-2311		
9	国際医療福祉大学成田病院	畑ヶ田 852	35-5600		
10	成田リハビリテーション病院	南三里塚 18-1	37-4111		

■障がい者施設

(令和3年3月現在)

No	施設名	住所	電話番号	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	不二学園	新駒井野 1-3	35-2536		
2	ショートステイサービス玲光苑	押畑 896-4	24-2164		
3	しもふさ学園	名木 511-15	96-1527		
4	さわやかリビング成田	本町 590	27-7471		
5	かしの木園	大清水 206-1	49-7600		
6	しもふさ工房	中里 248	96-1527		
7	アーアンドディたいえい	津富浦 5 7 3 - 1	73-6878		
8	ネクスト名木小	名木 1050	85-5131		
9	いんば学舎・花かご クローバー	宗吾 3-464-7	28-8710		
10	生活工房	米野 207-1	28-1818		
11	デイサービスセンター 杜の家なりた	下方 686-1	20-7575		
12	就職するなら明朗アカデミー	不動ヶ岡 2152-2	24-0202		
13	ビーアンビシヤス	並木町 219-21	24-2131		
14	成田市のぞみの園	江弁須 96-3	26-1131		
15	(医)透光会ひだまり	南敷 461-5	73-4695		
16	さわやかリビング 1 番館	美郷台 3-12-6	36-5067		
17	みやしもホーム	本三里塚 202-31	49-7890		
18	本三里塚ホーム	本三里塚 176-35	36-7160		
19	宝田ホーム	宝田 362-1	23-7112	○	
20	しんまちホーム	新町 1063-5	24-4600		
21	田町ホーム	田町 73-7	36-4141		
22	あっとほーむ田町	田町 281	37-7850		
23	小野ホーム	小野 743	96-1527		
24	成井ホーム	成井 421-84	96-1527		
25	青新ホーム	倉水 443-5	96-1527		
26	高ホーム	高 304-1	96-1527		
27	中里ホーム	中里 229-1	96-1527		
28	フレンドリーホーム	猿山 734-4	96-1527		
29	うぐいすホーム	猿山 823-2	96-1527		
30	まなむすめホーム	中里 230-2	96-1527		
31	メゾン ドゥ コルザ	中里 230-2	96-1527		
32	(医)透光会 あじさい荘	南敷 460-1	73-2922		
33	(医)透光会 サザンカの里	南敷 461-5	73-4695		
34	(医)透光会 なのはな荘	桜田 1059-3	49-3075		
35	(医)透光会 さざんか荘	南敷 460-1	49-3480		
36	ホーム・しらゆり	本三里塚 223-16	35-7771		
37	ホーム・しらゆり (マリアンホ	本三里塚 226-13	35-7761		

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
	ーム)				
38	ビーアンビシャス加良部寮	加良部 4-8-3	26-9987		
39	ビーアンビシャスマごころの家	並木町 221-282	24-2798		
40	新町デイサービスセンター 玲 光苑	新町 1037-63	23-7158		
41	成田地域生活支援センター	本三里塚 226-13	35-7771		
42	幸町ルーム	幸町 403	37-4119		
43	ぬくもりの里第2たんぼぼ	松崎 2871-2	29-5298	○	
44	成田・地域でともに歩む会 か たつむり	公津の杜 2-1-5	29-4905		
45	ばすてる	吾妻 1-16-4	37-3971		
46	おもちゃ箱なりた	三里塚 245-2	40-5115		
47	成田市あじさい工房	赤坂 1-3-1	27-8211		
48	成田市こども発達支援センター	赤坂 1-3-1	26-9918		
49	本城ルーム	本城 142-4	37-3778		
50	すずらん	宝田 362-1	37-3715	○	
51	おむすびるーむ	飯田町 195 番地 1	37-8889		
52	アンダンテ成田	不動ヶ岡 2158-4	85-6003		
53	あいのて第二教室	稻荷山 401-9	0120-508- 408		
54	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-成田	公津の杜 3-33-10 フェンネ ルA2	76-9416		
55	フォーリーフナゲット 成田こみかど	名古屋 1199	080-9990- 0134		
56	みつばちナップ	宗吾 3-472-5	36-4424		
57	こどもプラス 成田教室	本三里塚 1001-488 東館 1 階	37-8182		
58	生活館	和田 100	23-5866	○	

■高齢者施設

(令和3年3月現在)

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
1	特別養護老人ホーム 有楽苑	横山 204-40	49-0322		
2	特別養護老人ホーム 長寿園	長沼 1600	37-1061		
3	特別養護老人ホーム 名木の里	名木 192	96-4165		
4	特別養護老人ホーム 成田苑	大室 1783-22	36-6311		
5	特別養護老人ホーム 蓬萊の杜	川栗 842-4	35-0380		
6	特別養護老人ホーム 玲光苑	押畑 896-4	24-2164		○
7	特別養護老人ホーム 杜の家な りた	下方 686-1	20-7575		
8	特別養護老人ホーム まきの里	吉岡 1342-6	29-5335		
9	有料老人ホーム SOMPOケ ア ラヴィーレ成田	飯仲 28-18	20-1165		
10	有料老人ホーム ニチイケアセ ンター成田	土屋 1314-4	20-0151	○	
11	有料老人ホーム ウェルライフ ヴィラ成田	飯田町 105-1	29-8208		
12	有料老人ホーム シニア町内会 NARITA 公津の杜	飯田町 33-1	20-3801		
13	有料老人ホーム モルセラ成田	加良部 5-8-5	85-6001		
14	有料老人ホーム クローバーホ ーム成田	郷部 292-1	85-8866		
15	有料老人ホーム さわやか成田 館	並木町 142-28	20-0025		
16	介護老人保健施設 百寿園	押畑 896	22-1500		
17	介護老人保健施設 セントアンナナーシングホーム	本三里塚 226-1	35-6811		
18	介護老人保健施設 透光苑	桜田 1137	73-8611		
19	介護老人保健施設 エスポワール成田	宝田 360-1	29-4601	○	
20	グループホーム サクラピア成 田	寺台 251-20	23-5767	○	
21	ゆかり成田不動ヶ岡ガーデンハ ウス さっちゃんの家	不動ヶ岡 2034-97	22-5880		
22	あずみ苑並木町	並木町 25-108	20-1657		
23	グループホーム きらら公津の 杜	公津の杜 5-5-5	20-5066		
24	グループホーム まんざきの家玲光苑	松崎 259	37-7320		
25	グループホーム いきいきの家成田	宝田 362-2	23-8711	○	
26	グループホーム なりたの憩	飯田町 177-147	36-7576		

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
27	新町デイサービスセンター 玲光苑	新町 1037-63	23-7158		
28	ゆったり文化村成田 デイサービスセンター	土屋 712-2	37-5500	○	
29	ういず・ユウホープリビング成田 デイサービス	不動ヶ岡 2154-4	37-4326		
30	J A成田市 デイサービスセンター 美郷	美郷台 1-15-10	23-7711		
31	園芸デイサービス なりた	台方 624-1	29-8900		
32	デイサービスセンター 杜の家 なりた	下方 686-1	20-7575		
33	ゆかり成田ニュータウン デイセンター	江弁須 364-1	29-7177		
34	コミュニケア 24 癒しのデイサービス 成田	飯田町 34	24-6555		
35	ケアパートナー 成田	飯田町 124-89	20-5020		
36	ニチイケアセンター 公津の杜	公津の杜 3-4-14	20-7301		
37	生活クラブ風の村 デイサービスセンター なりた	大竹 370	28-2080	○	
38	デイサービスセンター 玲光苑	押畑 896-4	24-2228		
39	デイサービス モルセラ 成田	加良部 5-8-5	85-6001		
40	デイサービスセンター 蓬萊の 杜	川栗 842-4	35-0666		
41	こすもす苑 デイサービスセンタ ー	猿山 1600	80-7300	○	
42	ゆかり成田下総デイガーデン 萩 壺番館	名古屋 1301-26	96-4400		
43	老人デイサービス事業 名木の 里	名木 192	96-4165		
44	なのはなクリニック ミモザ苑	吉岡 1342-56	73-8883		
45	成田リハステーション	田町 75	37-7765	○	
46	きたはら	南平台 1169-21	36-8811		
47	ケアビレッジごうぶ デイサービスセンター	郷部 1262-2	85-8188		
48	トータルリハセンター 成田	囀護台 3-1-19	23-0471		
49	かなでの杜 美郷台	美郷台 2-29-6	85-6035		
50	リハプライド 成田	美郷台 3-17-9	37-3310	○	
51	ウェルネスパーク 台方	台方 465-5	85-8707		
52	デイサービス 喜美笑 なりた	松崎 2614-16	37-7795	○	
53	あっとリハビリ デイサービス	宗吾 3-574-1	26-5444		
54	デイ・ハウス あゆみ	並木町 219-24	22-7544		
55	デイサービスセンター 長寿園	長沼 1600	29-5278		

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
56	スポーツデイサービス ぴっぼ	橋賀台 1-45-3 佐野田ビル1 階1号室	33-4662		
57	健康ぶらす成田	中台 4-1-94	33-7887		
58	デイサービスセンター 成田苑	大室 1783-22	36-6311		
59	デイサービスセンター エンゼル ハート	十余三 59-515	36-2611		
60	ワイズリハ下総	猿山 1354 ヤックスドラッグ 下総店内	80-7251	○	
61	さわやかリビング成田	本町 590	24-7471		○
62	セントケア公津の杜	公津の杜 2-31-3	29-1030		
63	まんざきの家 玲光苑	松崎 259	37-7320		
64	あい愛クラブ	本三里塚 151	37-6316		
65	デイサービスセンター玲光苑	押畑 896-4	24-2228		
66	園芸デイサービス くめ	久米 68	85-8608		
67	ゆかり成田下総デイガーデン萩 式番館	名古屋 1301-26	96-4400		
68	ケアセンターとこしえ美郷台	美郷台 3-8-1	37-3562		
69	ういず・ユーホープリビング成 田	不動ヶ岡 2154-4	37-3206		
70	ケアビレッジごうぶ	郷部 1262-2	85-8188		
71	ケアビレッジさんりづか	本三里塚 181-25	33-7730		
72	カレッサ成田北須賀	北須賀 33	26-3388	○	
73	ウィズワン成田	美郷台 3-8-1	37-7815		
74	小規模多機能住宅 カレッサ成 田北須賀	北須賀 22	37-3620	○	
75	かなでの杜飯田町	飯田町 143-4 クラシオン公 津の杜 101	37-3040		
76	リハ楽 公津の杜	公津の杜 2丁目 41-1	50-2644		
77	ベストライフ成田	囲護台 1155-1	29-7460		
78	指定介護老人福祉施設玲光苑な のはな館 (ユニット型)	押畑 896-4	24-2164		
79	特別養護老人ホームユニットケ ア成田苑	大室 1783-22	36-6311		
80	サンエンゼルコート	十余三 59-515	36-2811		
81	ヤックスデイサービス三里塚	三里塚 171-1	33-3951		
82	リハ楽 美郷台	郷部 1450 ファインビル1号 室	50-2633		
83	大栄リハステーション	吉岡 70-1	85-8225		

■児童福祉施設

(令和3年3月現在)

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
1	子ども館	加良部 3-3-1	20-6300		
2	三里塚なかよしひろば	三里塚 2	37-3922		
3	公津の杜なかよしひろば	公津の杜 4-8	27-7300		
4	病児保育室 ゼフィルス	吉岡 1342-57	73-8110		
5	病児保育室 成田ナーシング保 育室	押畑 896 成田病院内	22-3131		
6	めだか病児保育室	中台 6-2-1 中島医院 2 階	27-3454		
7	成田学園	玉造 1-1	27-5451		

■児童福祉施設

(令和3年3月現在)

No	施設名	住所	電話番号	浸水想定	土砂災害警戒区域
1	長沼保育園	長沼 495-3	37-0005	○	
2	松崎保育園	松崎 2163-1	26-8282	○	
3	橋賀台保育園	橋賀台 2-23-1	28-0676		
4	赤荻保育園	赤荻 1042	24-0752		
5	中台保育園	中台 3-5	27-9023		
6	吾妻保育園	吾妻 2-7	27-5773		
7	新山保育園	加良部 4-24	28-2527		
8	玉造保育園	玉造 3-3	26-8889		
9	小御門保育園	名古屋 1144-1	96-2362		
10	高岡保育園	大和田 156	96-0042	○	
11	大栄保育園	一坪田 406-1	73-3000		
12	中台第二保育園	中台 1-5	29-6676		
13	赤坂保育園	赤坂 2-1-1	20-6900		
14	成田保育園	寺台 560	22-0856		
15	つのぶえ保育園	上町 711-4	22-0867		
16	大室保育園	大室 766-2	36-0749		
17	三里塚第一保育園	三里塚 191	35-0165		
18	月かげ保育園	西大須賀 1872-4	96-0531	○	
19	宗吾保育園	宗吾 2-276	26-2472		
20	三里塚第二保育園	三里塚 263-15	35-0081		
21	公津の杜保育園	公津の杜 2-24-1	29-6551		
22	あい・あい保育園 本三里塚園	本三里塚 4-18	37-5822		
23	キートスチャイルドケア美郷台	郷部 1414-2	33-7024		
24	ハレルヤ保育園	大袋 356-1	29-6200		
25	こひつじくらぶ	並木町 175-34	22-9339		
26	ひまわり保育園	囲護台 3-6-10	22-3693		
27	キッズルームひまわり	囲護台 3-6-4	22-3692		
28	わくわく保育園 成田園	不動ヶ岡 2118-5	37-7775		
29	ことり保育園 スカイトウン園	花崎町 828-11(スカイトウン成田 2F)	37-7943		
30	わくわく保育園 並木町園	並木町 145-124	37-7065		
31	ことり保育園 公津の杜園	公津の杜 3-33-10	37-3100		
32	なかよし保育園	押畑 896-4(玲光苑内2階)	33-6711		○
33	なりた おうちほいく わたぼうし	加良部 4-9-1	26-7725		
34	成田国際こども園	大袋 379	85-6593		
35	中台児童ホーム	中台 1-4	27-1907		
36	三里塚児童ホーム	本三里塚 153-1	35-0857		

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
37	三里塚第二児童ホーム	本三里塚 153-1	35-0857		
38	玉造児童ホーム	玉造 3-4	29-3550		
39	平成児童ホーム	江弁須 617-2	27-1212		
40	平成第二児童ホーム	江弁須 617-2	27-1212		
41	新山第一児童ホーム	加良部 4-23	26-7500		
42	新山第二児童ホーム	加良部 4-23	26-7500		
43	成田児童ホーム	幸町 948-1	24-2207		
44	成田第二児童ホーム	幸町 948-1	24-2207		
45	本城第一児童ホーム	本城 178-1	35-3399		
46	本城第二児童ホーム	本城 178-1	35-3399		
47	加良部児童ホーム	加良部 6-8	28-7233		
48	加良部第二児童ホーム	加良部 6-8	28-7233		
49	橋賀台児童ホーム	橋賀台 3-4	27-3303		
50	吾妻第一児童ホーム	吾妻 2-6	26-2400		
51	吾妻第二児童ホーム	吾妻 2-6	26-2400		
52	吾妻第三児童ホーム	吾妻 2-6	26-2400		
53	川上児童ホーム	多良貝 245-308	73-6415		
54	公津の杜児童ホーム	公津の杜 3-2	27-3900		
55	公津の杜第二児童ホーム	公津の杜 3-2	27-3900		
56	公津の杜第三児童ホーム	公津の杜 3-2	27-3900		
57	美郷台児童ホーム	美郷台 2-19-1	23-4888		
58	久住児童ホーム	久住中央 3-12-1	36-2282		
59	久住第二児童ホーム	久住中央 3-12-1	36-2282		
60	津富浦児童ホーム	津富浦 1093	73-5859		
61	豊住児童ホーム	北羽鳥 1975-3	37-2610		
62	神宮寺児童ホーム	玉造 5-28	26-5115		
63	向台児童ホーム	中台 3-6	27-6651		
64	向台第二児童ホーム	中台 3-6	27-6651		
65	下総児童ホーム	名古屋 1214	96-2823		
66	遠山児童ホーム	小菅 1411	35-5353		
67	八生児童ホーム	松崎 1468	27-8533		
68	公津児童ホーム	台方 851	26-7799		
69	大栄幼稚園	臼作 115	73-8005		
70	成田幼稚園	上町 633-2	22-0059		○
71	三里塚幼稚園	三里塚御料 1-674	35-0139		
72	はぼたん幼稚園	加良部 1-11	28-1234		
73	聖徳大学附属成田幼稚園	中台 3-8	26-3371		
74	くすのき幼稚園	船形 828	26-6688		
75	はしが台幼稚園	橋賀台 3-5	26-5661		
76	はくと幼稚園	吾妻 3-51	26-2331		
77	玉造幼稚園	玉造 1-3-1	28-3131		

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
78	公津の杜幼稚園	公津の杜 4-7-1	27-6699		
79	ハレルヤこども園	並木町141-3	85-4170		
80	三里塚みらい保育園	西三里塚248-9	36-5328		
81	めぶき保育園なりた	美郷台 3-9-1	85-7971		
82	あい・あい保育園 西三里塚園	西三里塚 251-29	85-7944		
83	あい・あい保育園 久住園	久住中央 3-1-1	94-3105		
84	わくわく保育園 久住園	久住中央 4-21-10	29-5090		
85	森の保育所	吉倉 567-8	33-4236		
86	キートスチャイルドケア公津の杜	成田市公津の杜 1-26-4	37-8902		
87	家庭的保育園ここ	松崎 2018	26-6922		

■学校

(令和3年3月31日現在)

No	施設名	住所	電話番号	浸水 想定	土砂災害 警戒区域
1	公津小学校	台方 851	26-2467		
2	吾妻小学校	吾妻 2-6	27-9060		
3	玉造小学校	玉造 3-4	28-3133		
4	橋賀台小学校	橋賀台 3-4	27-2531		
5	中台小学校	中台 1-4	27-0753		
6	八生小学校	松崎 1468	26-8038		
7	神宮寺小学校	玉造 5-28	26-3677		
8	公津の杜小学校	公津の杜 3-2	29-7770		
9	豊住小学校	北羽鳥 1985-2	37-0004		
10	加良部小学校	加良部 6-8	26-3517		
11	平成小学校	飯仲 50-1	22-1361		
12	向台小学校	中台 3-6	26-4812		
13	新山小学校	加良部 4-23	26-6767		
14	美郷台小学校	美郷台 2-19-1	23-6011		
15	成田小学校	幸町 948-1	22-1334		
16	久住小学校	久住中央 3-12-1	36-0006		
17	遠山小学校	小菅 1411	35-0022		
18	本城小学校	本城 178-1	35-5533		
19	三里塚小学校	本三里塚 153-1	35-0049		
20	公津の杜中学校	公津の杜 5-29	20-5511		
21	下総みどり学園 (小学校・中学校)	名古屋 1214	96-0135		
22	玉造中学校	玉造 3-7	27-0677		
23	吾妻中学校	吾妻 1-24	26-6167		
24	西中学校	加良部 5-11	26-2606		
25	中台中学校	中台 4-2	26-4201		
26	成田中学校	土屋 928-1	22-0304		
27	久住中学校	久住中央 2-1	36-0602		
28	遠山中学校	大清水 19	35-0128		
29	大栄みらい学園 (小学校・中学校)	伊能 125	73-4820		

10 水防に関する資料

10-1 水防倉庫等一覽

種別	名称	所在地
水防倉庫	安西	安西 133-2
	荒海	荒海 917-5
	芦田	芦田 2532-4
	西大須賀	西大須賀 67-1
	押畑	押畑 314-1
	長沼	長沼 517
	飯岡	飯岡 107-3
	東和田	東和田 396-3
木調達箇所	下金山	下金山 514
土砂仮置場	下総支所	猿山 1080

10-2 水防資機材一覧

(平成29年4月1日現在)

No	水防資機材の種類	品目例
1	水防資材	<ul style="list-style-type: none">・土のう・鉄パイプ・丸太・杭・ビニールシート・縄・畳・シャベル・スコップ 等
2	水防器材	<ul style="list-style-type: none">・掛矢・ハンマー・鎌・鋸・オノ・ナタ 等

10-3 重要水防箇所評定基準

(平成18年制定)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・地すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度の洗掘がされているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・決壊跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

1 1 大規模事故災害に関する資料

1 1-1 成田国際空港の施設概要

(令和元年7月末現在)

主要施設	全体計画	2019年7月末時点供用中の施設
空港敷地面積	1,198ha	1,137ha
滑走路	A滑走路 4,000m×60m	A滑走路 4,000m×60m
	B滑走路 2,500m×60m	B滑走路 2,500m×60m
誘導路	延長 約36.4km 幅30m, 25m, 23m	延長 約3.12km 幅30m, 25m, 23m
航空保安無線施設	ILS 4式	ILS 4式
	VOR/DME 2式	VOR/DME 2式
エプロン	面積 約294ha	面積 約243ha
旅客取扱施設	3施設	第1旅客ターミナルビル (国際線、国内線機能を含む) (延床面積約 46.3 万 m ²) 第2旅客ターミナルビル (国際線、国内線機能を含む) (延床面積約 39.1 万 m ²) 第3旅客ターミナルビル (国際線、国内線機能を含む) (延床面積約 6.7 万 m ²)
貨物取扱施設	21施設	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物ターミナルビル等 (延床面積約 28.6 万 m²) ・第1～第7貨物ビル ・日航貨物ビル ・輸入共同上屋ビル ・整備地区貨物上屋 ・第1貨物代理店ビル ・第2貨物代理店ビル ・貨物管理ビル ・燻蒸倉庫 ・南部第1～第6貨物ビル その他

1 2 被害情報に関する資料

12-1 災害救助法被害認定基準

区分	項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1 当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半	

区分	項目	認定基準	備考
		壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	り災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路冠水は被害には含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	がけくずれ		
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止	

区分	項目	認定基準	備考
その他被害		害とする。	し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）

区分	項目	認定基準	備考
被害金額		設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

12-2 災害救助法による救助の種類・方法・期間等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内</p> <p>高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>(建設型応急住宅)</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 5,714,000円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50個未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>(賃貸型応急住宅)</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型応急住宅と同様。</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1 1人1日当たり 1,160円以内</p>	災害発生の日から7日以内	被災者が直ちに食することができる現物によるものとする
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2 半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は 毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材、又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、各般の事情に よりすでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者につ いて、死体に関する 処理（埋葬を除く。）を する。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
		一 時 保 存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内		
		検 案 救護班以外は慣行料金		
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が重み込まれて いるため、生活に支障を きたしている場合で自力 では除去することのでき ない者	市町村内において障害物の除 去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号まで に規定する者	災害救助法第7条第1項の規 定により救助に関する業務に 従事させた都道府県知事の総 括する都道府県の常勤の職員 で当該業務に従事した者に相 当する者の給与を考慮して定 める	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合算額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とする 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え四億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の生産する事務を行う機関以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-3 激甚災害指定基準

■激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 ……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5% ……の県が1以上 ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第 12 条	注小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%
第 13 条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上
第 15 条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	ただし、 火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補	

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

■局地激甚災害指定基準（局激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する場合</p> <p>(イ) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（1千万円以上） \gt 当該市町村の標準税収入\times50% （ただし、これに該当する市町村の当該査定事業費を合算した額が概ね1億円未満のものを除く。）</p> <p>(ロ) 標準税収入50億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（2億5千万円超） \gt 当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ) 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% + { (当該市町村の標準税収入－50億円) \times60% }</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。）。</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。）。</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。）。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金 助成法による貸付金の償 還期間等の特例 中小企業者に対する資金の 融通に関する特例	<p>(4) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

12-4 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
全壊、 全焼、 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。または、住家の損壊（ここで「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
半壊、 半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のをいう。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。</p>	

協 定 集

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第 1 条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職員等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」とい

う。) に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1条の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定よりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第 2 条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応援)

第 3 条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

県は、被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第 4 条 被災事業体等が県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第 1 号様式）により防災ファクス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第 5 条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出

前項第 1 号及び第 2 号の作業期間は、原則として 7 日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第 6 条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理のうえ、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

被応援事業体等は、資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応援事業体等が負担する。

(2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

締結 平成 4年 4月 1日

改正 平成 15年 3月 24日

改正 平成 18年 8月 22日

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査等特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消

火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害保障等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町（以下「協定市町村等」という。）の長並びに成田国際空港株式会社の代表取締役社長（以下「空港会社社長」という。）は、成田国際空港（以下「空港」という。）及び協定市町村等の区域内（以下「その周辺」という。）における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する災害又はその発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 協定市町村等の長は、当該地方団体の区域内に緊急事態が生じた場合において、当該地方団体の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認めるときは、他の協定市町村等の長及び空港会社社長に対し応援を求めることができるものとする。

（応援及びその種類）

第3条 前条の規定により応援要請があったときは、協定市町村等の長及び空港会社社長は業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）火災防御のための応援隊の派遣
- （2）救急隊の派遣
- （3）その他災害に際し必要と認めた事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして電話その他迅速な連絡方法により要請をすることができるものとする。また、事後においてすみやかにその内容を文書で提出するものとする。

- （1）緊急事態の種類、場所及び被害の状況
- （2）航空機の機種及び搭乗人員
- （3）応援を要する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- （4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- （5）その他必要な事項

2 応援要請に応じた出動隊が現場に到着したときは、すみやかに現場指揮本部の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 前条の規定により応援のために出動した応援隊の指揮は、応援を要請した協定市町村等の現場指揮者が指揮するものとする。

2 現場指揮者は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するに時間を要する場合は、直接隊員に命令することができる。

(費用の負担)

第6条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に協議して定めるものとする。

(緊急事態の通報)

第7条 空港会社社長は、空港に緊急事態が生じた場合には成田市長に対しすみやかに通報するものとし、その周辺に緊急事態が生じたとの情報を得たときは、緊急事態が生じた協定市町村等の長に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所、時刻及び被害の程度

(計画の策定及び訓練)

第8条 協定市町村等及び成田国際空港株式会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を策定し、総合訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市町村等及び成田国際空港株式会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長又は消防団長及び成田国際空港株式会社の空港運用本部保安警備部長が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定について疑義を生じたときは、その都度協定市町村等の長及び空港会社社長が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書10通を作成し、おのおの記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成17年5月18日に締結した成田国際空港消防相互応援協定は廃止する。

平成18年 7月12日

成 田 市

市 長 小 林 攻

佐倉市八街市酒々井町消防組合

組 合 長 長 谷 川 健 一

山武郡市広域行政組合

管 理 者 志 賀 直 温

四 街 道 市

市 長 高 橋 操

印西地区消防組合

管 理 者 中 村 教 彰

富 里 市

市 長 相 川 堅 治

匝瑳市横芝光町消防組合

組 合 長 江 波 戸 辰 夫

香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者

香取広域市町村圏事務組合 副管理者 岩 田 利 雄

栄 町

町 長 川 崎 吉 則

成田国際空港株式会社

代表取締役社長 黒 野 匡 彦

災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、空港が所在する函館市、成田市、泉佐野市（以下「協定市」という。）において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他の協定市に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請の理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 要請を受けた団体は、速やかに他の協定市と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下、「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他の協定市に通知する。

(応援の実施)

第4条 協定市は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 協定市は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができるものとする。この場合は、前条に規定する応援要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ団体は、協定市と緊密な連絡を取り、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体（以下「応援団体」という。）の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、協定市の活動を調整及び支援することができる。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

2 被災団体において経費を負担するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担に関し必要な事項は別に定める。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）

第8条 協定市は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（訓練の実施）

第9条 協定市は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

（協定に関する協議）

第10条 この協定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、各協定市は署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月18日

函館市長
成田市長
泉佐野市長

災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援取りまとめ団体の設置)

第2条 協定第5条に規定する応援とりまとめ団体の順位は、別表1のとおりとする。

(応援要請の手続き)

第3条 被災団体は、別表1に基づく応援とりまとめ団体に対し、協定第3条に掲げる事項を明らかにした別紙1 応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

- 第4条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ団体は、協定市に当該要請を通知する。
- 2 協定市で応援を行うもの（以下「応援団体」という。）は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。
 - 3 応援団体は、次の事項について別紙2 応援通知書により応援とりまとめ団体を經由し被災団体に連絡した上、応援を実施する。
 - (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
 - (3) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
 - (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第5条 被災団体は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ団体を經由した上、応援団体に対し別紙3 応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第6条 応援団体は、応援が終了したときは、応援取りまとめ団体を經由した上、被災団体に対し別紙4 応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 協定市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を協定市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第6条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災団体が負担する経費の額は、応援団体が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたときは応援団体が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災団体と応援団体の協議により定める。

平成29年3月18日

函館市長 工藤 壽樹

成田市長 小泉 一成

泉佐野市長 千代松 大耕

別表 1

申し合わせ書第 2 条に規定する応援とりまとめ団体は、次のとおりとする。

被災団体	応援とりまとめ団体	
	1 位	2 位
函館市	成田市	泉佐野市
成田市	泉佐野市	函館市
泉佐野市	函館市	成田市

別紙1（第3条関係）

文 書 番 号

年 月 日

（応援する協定市長） 様

（災害を受けた協定市長） 印

応 援 要 請 書

災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由

- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

- 4 連絡先
（担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）

別紙2（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（災害を受けた協定市長） 様

（応援する協定市長） 印

応 援 通 知 書

災害時相互応援に関する協定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

- 1 物的応援（物資等の品目及び数量）

- 2 人的応援（活動内容、派遣人数及び期間）

- 3 その他の応援（応援の内容及び期間）

- 4 連絡先
（担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）

別紙3（第5条関係）

文 書 番 号

年 月 日

(応援する協定市長) 様

(災害を受けた協定市長) 印

応 援 物 資 等 受 領 書

災害時相互応援に関する協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担 当 者 名 :)

(電 話 番 号 :)

(F A X :)

文 書 番 号
年 月 日

（災害を受けた協定市長） 様

（応援した協定市長） 印

応 援 終 了 報 告 書

年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

- 1 物的応援

- 2 人的応援

- 3 その他の応援

（担当部課名）

（担当者名）

（電話番号）

（FAX番号）

千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と成田市（以下「乙」という。）は、乙が所有又は管理する施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、乙が所有又は管理する施設を利用して、甲が「千葉県大規模災害時における応援受入計画（以下「応援受入計画」という。）」に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

（1）名称：北羽鳥多目的広場

（2）所在地：成田市北羽鳥139番地1

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。

（2）甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。

（3）甲は、広域防災拠点を閉鎖したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還するものとする。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、応援受入計画に定める救援部隊、医療救護、救援物資、ボランティアのいずれか又は複数の拠点として、被災地の支援機能を担うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、乙が所有又は管理する施設を広域防災拠点施設として利用する必要があると認めるときは、乙に対して文書により要請するものとする。

(連絡体制)

第5条 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害時の対応)

第6条 乙は、災害時において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点における施設利用の調整は、乙の広域防災拠点施設に派遣した甲の職員が責任をもって行うものとする。

4 広域防災拠点施設の利用にあたって、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な範囲で甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の閉鎖については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用したことにより生じた費用（乙の増加費用等、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。）のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第8条 甲は、広域防災拠点を閉鎖し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等に

より第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(継続)

第12条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定廃止の申出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年 3月25日

甲 千葉県
千葉県中央区市場町1番1号
千葉県知事 鈴木 栄治

乙 成田市
千葉県成田市花崎町760番地
成田市長 小泉 一成

災害時における相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関する協定書

成田市と大田原市（以下「協定市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市いずれかの区域において、地震、風水害等の大規模な災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）自らでは十分な被災者の救助等の応急措置及び復旧対策を実施することができない場合に、被災市からの要請により、被災していない市（以下「応援市」という。）が被災市の行う応急措置及び復旧対策の円滑な遂行を応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請の理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の実施）

第4条 応援市は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 応援市は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、被災市に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができるものとする。この場合は、前条に規定する応援要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市が負担する。

2 被災市において経費を負担するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担に関し必要な事項は別に定める。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第7条 協定市は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第8条 協定市は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月9日

千葉県成田市花崎町760番地

成田市長 小泉 一成

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市長 津久井 富雄

災害時における相互応援に関する協定申し合わせ書

災害時における相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援要請の手続き)

第2条 被災市は、協定第3条に掲げる事項を明らかにした別紙1 応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

第3条 応援市は、次の事項について別紙2 応援通知書により被災市に連絡した上、応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第4条 被災市は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市に対し別紙3 応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第5条 応援市は、応援が終了したときは、被災市に対し別紙4 応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第6条 協定市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第7条 協定第5条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務

の従事中に生じたときは被災市が、被災市への往復の途中において生じたときは応援市が賠償責任を負う。

- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災市と応援市の協議により定める。

平成29年5月9日

千葉県成田市花崎町760番地

成田市長 小泉 一成

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市長 津久井 富雄

別紙1（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

（応援市長） 様

（被災市長） 印

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由

- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

- 4 連絡先
（担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）

別紙2（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（被災市長） 様

（応援市長） 印

応 援 通 知 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

- 1 物的応援（物資等の品目及び数量）

- 2 人的応援（活動内容、派遣人数及び期間）

- 3 その他の応援（応援の内容及び期間）

- 4 連絡先
（担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）

別紙3（第4条関係）

文 書 番 号

年 月 日

(応援市長) 様

(被災市長) 印

応 援 物 資 等 受 領 書

災害時における相互応援に関する協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担 当 者 名 :)

(電 話 番 号 :)

(F A X :)

文 書 番 号
年 月 日

（被災市長） 様

（応援市長） 印

応 援 終 了 報 告 書

年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

- 1 物的応援

- 2 人的応援

- 3 その他の応援

（担当部課名）

（担当者名）

（電話番号）

（FAX番号）

東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市及び鹿行広域事務組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち東関東自動車道及び新空港自動車道並びにその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

ただし、船橋市にあつては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出動する市町村等(以下「出動市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必

要と認めるときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以上「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
 - (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
 - (3) その他活動内容等必要な事項
- (出場)

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応

援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補充もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

- (4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、その賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、平成 25 年 4 月 10 日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 14 通を作成し、各々記名押印の上各 1 通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成 18 年 8 月 24 日に締結した東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定は廃止する。

平成 25 年 4 月 10 日

千 葉 市

千葉市長 熊谷 俊人

市 川 市

市川市長 大久保 博

船 橋 市

船橋市長 藤代 孝七

成 田 市

成田市長 小泉 一成

佐 倉 市

佐倉市長 蕨 和雄

習 志 野 市

習志野市長 宮本 泰介

浦 安 市

浦安市長 松崎 秀樹

四 街 道 市

四街道市長 佐渡 齊

印旛郡酒々井町

酒々井町長 小坂 泰久

富 里 市

富里市長 相川 堅治

香取広域市町村圏事務組合

管理者 宇井 成一

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 蕨 和雄

潮 来 市

潮来市長 裕田 千春

鹿行広域事務組合

管理者 鬼沢 保平

別表

応援出動区域表		
出 動 市 町 村 等	出 動 区 域	
	上り線	下り線
浦 安 市	—————	浦安ランプから 湾岸市川インターチェンジまでの区間
市 川 市	湾岸市川インターチェンジから 浦安ランプまでの区間	湾岸市川インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間
習 志 野 市	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸市川インターチェンジまでの区間	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸千葉インターチェンジまでの区間
千 葉 市	千葉北インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間	湾岸千葉インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間
四 街 道 市	四街道インターチェンジから 千葉北インターチェンジまでの区間	四街道インターチェンジから 佐倉インターチェンジまでの区間
佐倉市八街市酒々井町 消 防 組 合 消 防 本 部	酒々井インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間	佐倉インターチェンジから 富里インターチェンジまでの区間
富 里 市	富里インターチェンジから 酒々井インターチェンジまでの区間	富里インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間
成 田 市	大栄インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間 新空港自動車道の終点から 富里インターチェンジまでの区間	成田インターチェンジから 新空港自動車道の終点までの区間 成田インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間
香 取 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	佐原香取インターチェンジから 大栄インターチェンジまでの区間	佐原香取インターチェンジから 潮来インターチェンジまでの区間
鹿 行 広 域 事 務 組 合	潮来インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間	—————

協 定 書

富里町（以下「甲」という。）と成田市（以下「乙」という。）は、両市町における上水道の緊急相互応援給水に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協議は、甲及び乙の上水道に災害・事故等が生じたとき緊急連絡管を使用し相互応援給水により断水を防止することが目的とする。

（管の接続）

第2条 管の接続地点は、別表のとおりとする。

（維持補修）

第3条 前条において接続した緊急連絡管の維持補修は、甲・乙双方において行うものとする。

（閉 栓）

第4条 接続した配水管は、日常閉栓するものとする。

（相互応援給水）

第5条 災害・事故等が生じ、相手方より給水を受ける必要が生じたときは、必ずその旨を相手方に通知し、双方立ち合いのうえ開栓するものとする。

(費用の負担)

第6条 前条において給水を受けたときは、その使用水量に応じて相手方の水道料金(一般用)により算出した金額を負担するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上、協議の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ1通を保有する。

平成9年3月12日

甲 富里町長 相川 義雄

乙 成田市長 小川 国彦

別 表

区分	接続地点	備考
甲	富里町根木名字浅間台 130-11	VP $\Phi=100$
乙	成田市西三里塚 1-139	DIP $\Phi=100$

緊急応援給水に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と成田市（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行う水道用水の緊急応援給水に関し、次のとおり協定を締結する。

（緊急応援給水）

第1条 緊急応援給水とは、地震その他の災害による水道施設の破損等のほか異常渇水等の緊急事態における応援給水（以下「給水」という。）をいう。

（給水量）

第2条 給水量は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（給水方法）

第3条 給水は、甲乙双方の所有する配水管を連絡管により接続し、甲から乙に直接行うものとする。

（給水地点）

第4条 給水地点は、成田市玉造1丁目45-2の甲の配水管からの分岐拠点とする。

（施工）

第5条 給水に係る施設の設置は、甲の立ち合いのもと乙が行うものとする。
2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

（計量）

第6条 給水の計量は、原則として乙の設置する量水器により、甲乙立ち合いのうえ行うものとする。

（給水の対価）

第7条 給水の対価は有償を原則とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（水質）

第8条 甲が給水する水質は、水道法第4条及び同法第22条の規定による

ものとし、水質の責任分界点は、第4条の給水地点とする。

(施設の維持管理)

第9条 乙が設置した施設の維持管理は、乙が行うものとする。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

(給水の要請)

第10条 給水の要請及びその回答は、文章によるものとする。ただし、文章によることができない場合は、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに文章を送付するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲又は乙から文書による改廃の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年2月8日

甲 千葉市花見川区幕張町5丁目417番地24
千葉県
千葉県水道局長 重田雅行

乙 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

成 田 市
栄 町
消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、成田市（以下「甲」という。）と栄町（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）に関し、甲と乙が相互に応援しその消防力を活用することにより、災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

（1）普通応援 甲又は乙がその管轄区域外において、当該管轄区域に接する甲又は乙の地域及びその周辺部で災害の発生を受報し、又は覚知した場合に、その発生地を管轄する長又は消防長（以下「要請側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

なお、この応援における隊数等は、その状況により応援側において決定するものとする。

（2）特別応援 甲又は乙が、その管轄区域外において災害が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、電話その他の方法により要請するものとする。

- （1）災害の種類
- （2）災害の発生場所
- （3）応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- （4）応援隊の受入場所
- （5）その他の必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の長又は消防長（以下「応援側の長」という。）は、直ちに要請側の長に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、その管轄区域内の業務に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣し難いときは、その旨を、遅滞なく要請側の長に通報するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定による相互応援に要した費用については、千葉県広域消防相互応援協定書第8条第1号から第3号までの規定を準用する。

(資料の交換)

第6条 甲と乙は、この協定による相互応援に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項又はこの協定について疑義を生じた事項は、甲と乙で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年1月25日から施行する。
- 2 この協定は、甲又は乙のいずれかにより解除の申出のない限り、存続する。
- 3 平成4年5月2日に締結した成田市・栄町消防業務応援協定は、廃止する。
- 4 この協定の締結を証するため、本書2通を作成して、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成25年1月25日

千葉県成田市花崎町760番地

甲 成 田 市
成田市長 小 泉 一 成

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

乙 栄 町
栄町長 岡 田 正 市

成 田 市
富 里 町
消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、成田市（以下「甲」という。）と富里町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）を甲及び乙の相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の方法）

第2条 この協定による相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援 甲及び乙は管轄区域外において、当該管轄区域に接する地域及び当該地域周辺部で災害の発生を受報又は覚知した場合に、発生地甲及び乙の長又は消防長（以下「要請側の長」という。）の要請を待たずに出動するものとする。

この場合における応援隊数等は、その状況によりその都度、応援側において決定するものとする。

（2）特別応援 甲及び乙は当該管轄区域外において災害が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて出動するものとする。

（応援要請の方法）

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、電話、その他の方法により要請する。

- （1）災害の種類
- （2）災害発生の場所
- （3）応援を要する人員、機械器具の数
- （4）応援隊受入れ場所
- （5）その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の甲及び乙の長又は消防長（以下「応援側の長」という。）は、直ちに要請側の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の業務に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときはその旨を、遅滞無く要請側の長に通報するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく応援に要した費用は千葉県広域消防相互応援協定書第8条第1項第1号から第3号を準用する。

(資料の交換)

第6条 甲及び乙は応援に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について、必要な事項又は疑義を生じた場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この協定について、甲・乙いずれかにより申し出のないかぎり協定は存続する。
- 3 この協定の締結により、昭和55年3月1日に締結した消防業務協定は廃止する。
- 4 以上の協定締結を証し、本書2通を作成して、甲・乙記名押印の上各1通を所持するものとする。

平成11年6月1日

成田市長 小川国彦

富里町長 相川義雄

資料 2-1-13 消防相互応援協定

成 田 市
芝 山 町 消防相互応援協定書
山武郡市広域行政組合

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、成田市（以下「甲」という。）と芝山町（以下「乙」という。）及び山武郡市広域行政組合（以下「丙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）を甲と乙及び丙の相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の方法）

第 2 条 この協定による相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援 甲と乙及び丙は管轄区域外において、当該管轄区域に接する地域及び当該地域周辺部で災害の発生を受報又は覚知した場合に、発生地の甲と乙及び丙の長又は消防長（以下「要請側の長」という。）の要請を待たずに出動するものとする。

この場合における応援隊数等は、その状況によりその都度、応援側において決定するものとする。

なお、この場合、出動した応援側の甲と乙及び丙の長又は消防長（以下応援側の長という。）は、直ちに要請側の長に連絡するものとする。

(2) 特別応援 甲と乙及び丙は当該管轄区域外において災害が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて出動するものとする。

（応援要請の方法）

第 3 条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、電話、その他の方法により要請するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具等の数
- (4) 応援隊の受け入れ場所
- (5) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第 4 条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の業務に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。

但し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞無く要請側の長に通報するものとする

(費用負担)

第 5 条 この協定に基づく応援に要した費用は、千葉県広域消防相互応援協定書第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号を準用する。

(資料の交換)

第 6 条 甲と乙及び丙は応援に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の実施について、必要な事項又は疑義を生じた場合は、甲・乙・丙で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この協定について、甲・乙・丙いずれかより申し出のないかぎり協定は存続する。
- 3 以上の協定締結を証し、本書 3 通を作成して、甲・乙・丙記名押印の上各 1 通を所持するものとする。

平成 11 年 8 月 1 日

成 田 市 長

小 川 国 彦

芝 山 町 長

相 川 勝 重

山武郡市広域行政組合管理者 志 賀 直 温

消防相互応援協定書

成 田 市

稲敷地方広域市町村圏事務組合

消 防 相 互 應 援 協 定 書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、成田市（以下「甲」という。）と稲敷地方広域市町村圏事務組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、消防組織法第 39 条に規定する消防相互応援に関し協定区域において火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、相互の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援隊の派遣）

第 2 条 前条の目的を達成する為、その区域内の業務に支障のない範囲において次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

(1) 普通応援 隣接する地域で 災害を覚知した場合に要請を待たずに
出動する応援

(2) 特別応援 要請に基づいて出動する応援

2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動車両、人員及び到着予定時刻を要請側消防機関に通報するものとする。

3 普通応援で出動した場合、応援側消防機関は直ちに管轄する消防機関に連絡するものとする。

4 前各項の場合において、災害発生その他の理由により応援出動させることができない場合は、その旨を要請側消防機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続）

第 3 条 応援の要請を行う場合、要請側消防機関は次に掲げる事項を明らかにして、応援側消防機関に電話又はその他の方法により要請するものとする。

(1) 災害種別

(2) 発生場所

(3) 応援車両及び人員

(4) 応援部隊の集結場所

(5) その他必要事項

（受援担当者の派遣）

第 4 条 応援要請を行った要請側消防機関は、集結場所に受援担当者を派遣し、応援隊の受入れ及び誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第 5 条 応援のため出動した場合においては、消防組織法第 47 条に基づき応援を受けた消防長又は消防署長、その他代理者（以下「現地指揮者」という。）の指揮の下に行動するものとし、応援各部隊の指揮は応援隊の長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合、現地指揮者は直接応援隊の隊員に対して行うことができるものとする。

(現場到着時の指示及び報告)

第 6 条 応援隊の長は、現場到着及び応援部隊の編成について現地指揮者に

報告をするものとする。

2 現地指揮者は、現場に到着した応援隊の長に対し、情報提供及び活動指示を行うものとする。

(現場引揚げ時の指示及び報告)

第 7 条 現地指揮者は、応援の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに応援隊の長に対し現場引揚げの指示を行うものとする。

2 応援隊の長は、現場引揚げ及び活動内容を現地指揮者に報告するものとする。

(費用の負担) ,

第 8 条 応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

2 要請に基づく応援の場合

(1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は隊員及びその他関係者等の死傷による療養費等の負担に関しては、甲乙相互において協議のうえ決定する。

(2) 応援出動した車両の燃料及び消火薬剤等は、原則として応援側消防機関の負担とする。ただし、応援の活動が長期にわたるときは、甲乙相互において協議のうえ決定する。

(3) 応援出動した職員の諸手当及び被服等の損料等は応援側消防機関の負担とする。

3 前項以外の出動の場合

(1) 応援に要した費用は、原則として応援側消防機関の負担とする。

(2) 前号以外の場合については、甲乙相互においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定実施についての必要な事項及び協定書に改廃する事項が生じたときは、協定者協議のうえ決定するものとする。

第 10 条 この協定は、消防組織法第 44 条の規定以前の応援隊のものである。

第 11 条 この協定の締結を証するため、甲乙は正本 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、甲乙いずれかより申し出のないときは、この協定は存続するものとする。

平成 21 年 10 月 30 日

千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
甲 成田市
成田市長 小 泉 一 成

茨城県龍ヶ崎市 3 5 1 7 番地の 1
乙 稲敷地方広域市町村圏事務組合
管理者 串 田 武 久

原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書

千葉県成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び神崎町（以下「甲」という。）と茨城県ひたちなか市（以下「乙」という）は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う乙の市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で乙の市民の生命又は身体を災害から保護するため、県外広域避難の必要があると乙が認めたときは、甲は、自らが被災するなど正当な理由がある場合を除き、乙の市民を受け入れるものとする。

2 甲は、その指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に、甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難に当たっては、乙は、茨城県及び千葉県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入れの要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び千葉県に報告するものとする。

2 前項の要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合には、速やかに当該受入れの準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の受入れ状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、当該受入れ期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県、千葉県及び甲と協議して決定する。

(避難退域時検査(スクリーニング)等)

第5条 県外広域避難を行う乙の市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、乙が茨城県と協力し確保する。

2 必要物資が不足する場合には、乙は、甲に対し、必要物資の一部の貸与又は提供を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙のそれぞれの防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月24日

甲 千葉県 成田市 市長 小泉 一成

佐倉市 市長 巖 和雄

四街道市 市長 佐渡 斉

八街市 市長 北村 新司

印西市 市長 板倉 正直

白井市 市長 伊澤 史夫

富里市 市長 相川 堅治

酒々井町長 小坂 泰久

栄町長 岡田 正市

神崎町長 石橋 輝一

乙 茨城県 ひたちなか市長 本間 源基

災害時等の相互応援に関する協定書

千葉県 成田市

山梨県 甲斐市

災害時等の相互応援に関する協定書

千葉県成田市と山梨県甲斐市（以下「協定市」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、協定市の区域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、法第 67 条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあっせん
- （4）被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供及びあっせん
- （5）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- （6）医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- （7）救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
（応援要請の手続き）

第 3 条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、速やかに災害応援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第 4 号に掲げる被災者の状況及び人員
- （4）前条第 5 号及び第 6 号に掲げる被災児童、生徒、入所者等の状況及び人員
- （5）前条第 7 号に掲げる職員の状況及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
(職員の派遣)

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。

2 応援のための職員を1月以上派遣しようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき派遣するものとし、別途職員派遣に関する協定を締結するものとする。

(応援の実施)

第5条 第3条の規定により要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 第3条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第6条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれその賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

(災害補償等)

第7条 第1条及び第2条の規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(応援職員の指揮)

第8条 応援職員は、現地到着後は被災自治体の指揮のもとに活動するものとする。

(連絡担当部署)

第9条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部署をそれぞれ定めるものとする。

(情報等の交換)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回以上定期的に必要な資料及び情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定市のどちらか一方からの申出のない限り継続するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 7 月 8 日

千葉県成田市花崎町 760 番地
成田市
成田市長

山梨県甲斐市篠原 2610 番地
甲斐市
甲斐市長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修(以下「甲」という。)と、成田市長 小泉一成(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、成田市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という)について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 成田市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 成田市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、砂防、都市施設、航空関係施設等)の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員(リエゾン)を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日とする。ただし、甲または乙からの協定解除の申し出がない場合は、自動的に協定は継続するものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 千葉県成田市花崎町760

成 田 市

成 田 市 長 小 泉 一 成

非常災害時タクシー無線通信に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田駅構内タクシー運営委員会（以下「乙」という。）との間において、非常災害時の無線利用に関して次のとおり協定する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、成田市内に、電波法（昭和26年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集について、乙に協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項による甲からの要請があった場合には災害情報の収集に協力するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に協力を要請する場合の手続きは、甲の災害対策本部が担当する。

（職員の派遣）

- 第2条 甲は、災害の状況により前条の要請と併行し、甲の職員を乙に加盟する各社の無線室に派遣し、災害情報の収集にあたらせるものとする。

（補則）

- 第3条 この協定に定めない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定める。

この協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

昭和55年9月1日

甲 成田市長

乙 成田駅構内タクシー運営委員会 会長

停電時等における成田市防災行政無線の 活用に関する協定書

成 田 市
東京電力パワーグリッド株式会社

停電時等における成田市防災行政無線の活用に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、電力供給に係る大規模事故が発生した場合や、需給の逼迫などによる広範囲にわたる停電、電力需要の急増による節電のお願いの実施および甲にて避難勧告・避難指示等を発令した場合における成田市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線を通じて停電情報の提供を行い、市民生活の安全・安心の確保および秩序の維持に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において停電とは、次のとおりとする。

- （1）電源の計画外停止等により発生する停電
- （2）需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電

（運用）

第3条 防災無線の運用にあたり、乙は、次の各号に掲げる事項を、可能な範囲で別紙の連絡体制により、甲に連絡するものとする。

- （1）通報依頼者の所属および氏名
- （2）事故原因
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）避難時の注意事項
- （6）その他必要な事項

2 乙は、前項を連絡後、新たな情報が判明したときは、速やかに甲に対して連絡を行うものとする。

3 甲は、第1項および前項により乙から連絡を受けた場合、当該停電が住民の生活に影響を及ぼすと判断したときは、防災無線を活用し、速やかに市民に対して情報提供を行うものとする。

- 4 甲は、避難勧告・避難指示等を発令した場合において、市民の安全・安心確保の観点から、電気安全についてもお知らせが必要と判断した場合は、市民に対し、電気に係る情報を併せて提供するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1か年とする。ただし、この協定に関し、期間満了の1か月前までに、甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この協定はさらに1か年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の改定)

第5条 この協定は、甲乙いずれかの申し出により、双方協議のうえ改定することができる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の失効)

第7条 甲乙間において、平成20年7月4日付けで締結した「成田市防災行政無線の活用に関する協定書」は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月 日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
千葉県成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市花崎町822番地1
東京電力パワーグリッド株式会社成田支社
支社長 嶋津 康

別紙 連絡体制（第3条第1項、第2項）

1. 平日の午前8時30分から午後5時15分までの場合

成田市役所 危機管理課	
電 話：	(0476) 20-1523
F A X：	(0476) 20-1687



東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社 企画総括G	
電 話：	(0476) 55-5154
F A X：	(0476) 22-8210

2. 上記以外の場合

成田市役所 代表	
電 話：	(0476) 22-1111



東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	
電 話：	080-5042-7991 (支社長代理)

大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防 災行政無線の活用に関する協定書

成 田 市
東京ガス株式会社

大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における 防災行政無線の活用に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模ガス供給停止及びガス漏洩（以下「大規模ガス停止」という。）時における甲所有の防災行政無線の活用に関し、次のとおり協定書を締結する。

（大規模ガス停止の定義）

第1条 本協定書における大規模供給停止時とは、乙が所有するガス導管が切断等の原因により、ガスの供給が不可能となった需要家宅が概ね 5,000 世帯を超え、ガス供給の回復に1時間以上を要することが予想される場合、若しくは 5,000 世帯以下であっても、複数の広い地域で同時に停止し、乙独自では速やかな広報ができず、市民の生活への影響が懸念される場合をいう。

（防災行政無線を活用した大規模ガス停止に関する広報の依頼）

第2条 乙は、大規模ガス停止が発生し、乙独自では速やかなガス供給停止に関する広報ができないと判断した場合には、甲に甲所有の防災行政無線を活用したガス供給停止に関する広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容の連絡）

第3条 乙は、前条の依頼に際して、甲乙間で事前に確認した連絡体制に基づき、次に掲げる広報内容を、甲に速やかに連絡するものとする。

- （1）ガス供給停止発生時刻
- （2）ガス供給停止地域
- （3）ガス供給停止の原因（ただし、原因が判明している場合）
- （4）復旧の見通し
- （5）その他ガス供給停止に関して必要な需要家広報
- （6）依頼者の所属及び氏名

2 乙は、前項の連絡後に、新たな情報が判明したときは、速やかに甲に対して連絡するものとする。

(防災行政無線を活用したガス供給停止広報の実施)

第4条 甲は、前条第1項及び第2項により乙から連絡を受け、当該大規模ガス停止が住民の生活に影響を及ぼすと判断したときは、防災行政無線を活用し、速やかに市民に対して情報提供を行うものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(旧協定の失効)

第7条 甲乙間において、平成14年3月28日付けで締結した「大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防災行政無線の利用に関する協定書」は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

成田市花崎町760番地
甲 成田市
成田市長 小泉 一成

佐倉市栄町21-1
乙 東京ガス株式会社 佐倉支社
支社長 吉村 恒

災害に係る情報発信等に関する協定

成田市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害の際、成田市が市民等に対して必要な情報を迅速かつ確実に提供し、市民サービスの低下を軽減させるため、成田市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みは、次の項目の中から可能なものについて実施するものとする。

- (1) ヤフーが、成田市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、成田市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 成田市が、成田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 成田市が、成田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 成田市が、災害発生時の成田市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに成田市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 成田市が、成田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 前項の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、成田市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
 - 3 成田市およびヤフーは、第 1 項の取組みが円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 - 4 第 1 項に関する事項および同項に記載のない事項についても、成田市およびヤフーは、両者で随時協議を行い、決定した取組みを実施するものとする。

(費用)

第 3 条 前条に基づく成田市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第 4 条 ヤフーは、成田市から提供を受ける情報について、成田市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、成田市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間効力を有するものとし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様その効力を有するものとする。

(協議)

第 7 条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、成田市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、成田市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 25 年(2013 年) 3 月 29 日

成田市：千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

社団法人日本水道協会千葉県支部 災害時相互応援に関する協定

平成 10 年 5 月

社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の千葉県支部に属する会員（以下「県支部会員」という。）間における相互応援活動及び関東地方支部に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動並びに日本水道協会の他の地方支部（以下「他の地方支部」という。）と関東地方支部との間における相互応援活動に係る千葉県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 千葉県支部内において災害が発生した場合、当該災害に被災した県支部会員は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の県支部会員に対する応援要請
- (2) 都県支部長に対する応援要請
- (3) 他の地方支部長に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、千葉県支部長（以下「県支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を県支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、県支部長の要請についてこれを準用する。

4 県支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、関東地方支部長又は他の地方支部長へ応援を要請するものと

する。

- 5 県支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、県支部会員に対し応援体制を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、県支部幹事都市がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

- 2 県支部幹事都市は、県支部幹事都市である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理する事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部会員は県支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援聴員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた県支部会員は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した事業体に協力するものとする。

- 2 応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した県支部会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた事業体が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した事業体と応援を受けた事業体が協議して定めることができる。

2 応援を受けた事業体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援活動に協力した事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 県支部長及び県支部会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が、発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(連絡協議会の設置)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長及び県支部幹事都市は、前条の連絡担当者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(関東地方支部及び他の地方支部への応援)

第12条 県支部長が都県支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合又は関東地方支部長が他の地方支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合、当該協定に基づき都県支部長又は他の地方支部長から関東地方支部長を通じて県支部長に応援活動の要請があった場合は、この協定に基づく応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、県支部長及び県支部幹事都市が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、県支部会員を「甲」とし、県支部長を「乙」として本書56通を作成し、県支部長及び各県支部会員記名押印の上、各自その1

通を保有する。

平成10年5月18日

甲

千葉県水道事業管理者
水道局長

時 谷 暢 明

銚 子 市 長

大 川 政 武

旭 市 長

加 瀬 五 郎

我孫子市水道事業管理者
水道局長

土 屋 忠 男

市原市水道事業管理者

伊 藤 禎 洋

成 田 市 長

小 川 国 彦

野田市水道事業管理者

戸 邊 陽 介

富津市水道事業管理者

石 渡 正 利

松戸市水道事業管理者

中 村 實

八街市長

長 谷 川 健 一

八千代市水道事業管理者

奥 山 智

災害時の相互協力に関する協定書

成 田 市

株式会社NTTドコモ

災害時の相互協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和32年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等（以下「支援」という。）に関し必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し支援を要請することができる。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から支援を要請された場合

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、支援要請書（別紙第1号様式）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに支援要請書を交付するものとする。

2 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、支援通知書（別紙第2号様式）により速やかに通知をするものとする。

（支援）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる支援について、協力するものとする。なお、甲及び乙は、災害を考慮し、協議のうえ、事前に支援の詳細を決定できるものとする。

- （1）携帯電話サービスの維持及び復旧（移動基地局車、可搬型無線装置等の提供）
- （2）避難所への無料充電及びWi-Fiサービスの提供
- （3）携帯電話等の貸与

(4) その他甲が必要とする支援

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、平時または災害時において、防災・災害情報等を共有することができるものとする。

(災害対策における相互連携)

第6条 甲及び乙は、災害時における取組みの円滑な実施を目的に、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むこととする。

- (1) 防災訓練への参加等
- (2) 災害に関する計画及び各種マニュアルの策定支援
- (3) 災害対策本部と避難所との連絡手段
- (4) 市民等への情報伝達
- (5) その他前各号に付随する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、支援を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。この規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成30年12月14日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月14日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市

成 田 市 長 小泉 一成

乙 千葉県千葉市中央区新町1000番地
株式会社NTTドコモ

千 葉 支 店 長 坪谷 寿一

石油類燃料の供給に関する協定書

平成 29 年 4 月

成田市水道部
成田市農業協同組合

石油類燃料の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市農業協同組合（以下「乙」という。）は、成田市水道事業及び成田市簡易水道事業（以下「事業」という。）の災害時等における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要旨）

第 1 条 この協定は、地震及び風水時並びに停電発生時（以下「災害時等」という。）において、事業活動を継続するための燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第 2 条 甲は、災害時等において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に燃料の供給を要請できるものとする。

（供給の協力）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、燃料を優先的に供給するものとする。

（燃料の種類）

第 4 条 乙が甲に供給をする燃料の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) A 重油
- (2) 軽油
- (3) ガソリン

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、燃料の種類、数量、引渡し場所等を記載した書面（様式 1）をもって行うものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、電話等で要請することができるものとする。

（燃料の引渡）

第 6 条 燃料を引渡す場所及びその種類は、引渡し場所等一覧表（別紙 1）による。

（請求及び支払い）

第 7 条 第 2 条の要請により、乙が供給した燃料の対価（以下「対価」という。）及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価は、要請時における燃料単価を基準として決定し、費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとする。

(対応窓口)

第 8 条 この協定に係る対応は、甲の窓口を水道部業務課とし、乙の窓口を成田市農業協同組合燃料事業所 N A C S 美郷店として行うものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 24 日

甲 千葉県成田市山口 293 番地 1
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市寺台 292 番地
成田市農業協同組合
代表理事組合長 設 楽 憲 一

様式 1 (第 5 条関連)

成田市農業協同組合 燃料事業所 NACS 美郷店 御中

FAX 宛先 0476-22-7575

電話 0476-22-7788

石油類燃料要請書

平成 年 月 日

燃料の種類	1. A重油	L
	2. 軽油	L
	3. ガソリン	L
引渡し場所		

成田市水道部 担当者名

電話 0476-22-0269

FAX 0476-22-6122

※ A4 サイズとする

引渡し場所等一覧表

区分	番号	施設等名称	引渡し場所 (市内)	燃料の種類
非常用発電機燃料				
	1	山口配水場	山口293番地1	A重油
	2	並木町配水場	並木町113番地1	
	3	野毛平配水場	野毛平742番地	
	4	東町配水場	東町86番地	軽油
	5	飯田町配水場	飯田町26番地5	
	6	三里塚配水場	三里塚2番地	
	7	東和田配水場	東和田618番地5	
	8	宗吾配水場	宗吾2丁目276番地4	
	9	公津の杜配水場	公津の杜2丁目1番地3	
	10	郷部配水場	郷部1405番地	
	11	久住配水場	久住中央4丁目2番地10	
	12	伊能浄水場	伊能633番地14	
車両燃料				
	1	庁用車、給水車	燃料事業所 NACS 美郷店 に来店し給油	ガソリン

※配水場、浄水場の位置は、別添参考資料のとおり

石油類燃料の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社 若葉（以下「乙」という。）は、地震及び風水害並びに停電発生時（以下「災害等発生時」という。）、成田市下水道事業（以下「事業」という。）が保有する施設及び車両（以下「施設等」という。）への石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給及び運搬（以下「供給等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要旨）

第1条 本協定は、災害等発生時において、甲が事業の活動を継続するための燃料の供給等について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、施設等で使用する燃料の供給等について、書面（様式1）により、乙へ協力を要請することができる。ただし、書面による要請が困難なときは、口頭により要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、燃料の優先的な供給等について、可能な限り協力するものとする。

（燃料の供給）

第3条 乙が甲に供給をする燃料の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） A重油
- （2） 軽油
- （3） ガソリン

（燃料の引渡し）

第4条 燃料を引渡し場所及びその種類は、引渡し場所等一覧表（別紙1）による。

(請求及び支払い)

第5条 第2条第1項の要請により乙が供給した燃料の対価（以下「対価」という。）及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

- 2 対価は、災害等発生時直前における価格を基準として決定し、費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 月 日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉県成田市花崎町787番地の7
株式会社 若葉
代表取締役 中嶋好子

石油類燃料の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と有限会社 矢沢商事（以下「乙」という。）は、地震及び風水害並びに停電発生時（以下「災害等発生時」という。）、成田市下水道事業（以下「事業」という。）が保有する施設（以下「施設」という。）への石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給及び運搬（以下「供給等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要旨）

第1条 本協定は、災害等発生時において、甲が事業の活動を継続するための燃料の供給等について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、施設で使用する燃料の供給等について、書面（様式1）により、乙へ協力を要請することができる。ただし、書面による要請が困難なときは、口頭により要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、燃料の優先的な供給等について、可能な限り協力するものとする。

（燃料の供給）

第3条 乙が甲に供給をする燃料の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） A重油
- （2） 軽油

（燃料の引渡し）

第4条 燃料を引渡し場所及びその種類は、引渡し場所等一覧表（別紙1）による。

(請求及び支払い)

第5条 第2条第1項の要請により乙が供給した燃料の対価（以下「対価」という。）及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 対価は、災害等発生時直前における価格を基準として決定し、費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 月 日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉県成田市奈土1409番地30
有限会社 矢沢商事
代表取締役 佐藤文郎様式1（第2条関連）

年 月 日
有限会社 矢沢商事 御中

FAX : 0 4 7 6 - 7 3 - 6 6 3 4 電話 : 0 4 7 6 - 7 3 -
3 5 3 5

石油類燃料供給等要請書

このことについて、石油類燃料の供給に関する協定書第2条第1項に
基づき、下記のとおり石油類燃料の供給等を要請します。

記

燃料の種類	1. A重油 L
	2. 軽油 L
引渡し場所	※該当箇所に○をする。 1. 土屋726番(根木名川中継ポンプ場) 2. 玉造1丁目12番(玉造中継ポンプ場) 3. 本城82番23号(本城中継ポンプ場) 4. 宗吾4丁目14番2号(宗吾中継ポンプ場) 5. 公津の杜3丁目29番(公津の杜中継ポンプ場) 6. ウィング土屋272番(土屋調整池)

以上

成田市土木部下水道課 担当者名 _____

FAX : 0 4 7 6 - 2 4 - 1 6 5 5

電話 : 0 4 7 6 - 2 0 - 1 5 5 2 (直通)

0 4 7 6 - 2 2 - 1 1 1 1 (代表)

水道復旧活動等に関する協定書

平成 29 年 4 月

成田市水道部

成田市管工事協同組合

水道復旧活動等に関する協定書

成田市長（以下「甲」という。）と成田市管工事協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、災害時等における水道復旧活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要旨）

第1条 この協定は、災害時等による被害を早期に復旧させ、市民生活を確保するため、甲の要請により、乙が協力して実施する水道復旧活動等に必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この協定書に掲げる災害時等とは、次の場合をいう。

- (1) 震災時等の水道施設事故が起こったとき。
- (2) 風水害等による水道施設事故が起こったとき。
- (3) 平常時の断水・減水を伴う水道施設事故が起こったとき。
- (4) 水質事故が起こったとき。
- (5) 渇水による受水制限を受けたとき。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し水道復旧活動等の内容を記載した水道復旧活動等指示書（様式1）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに水道復旧活動等指示書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた時は、乙の組合員を招集し速やかに水道復旧活動等に協力するものとする。

（活動の内容）

第4条 乙の水道復旧活動等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配水管等修繕工事
- (2) 配水管等応急復旧工事（仮設配水管の設置等）
- (3) 水質事故等に伴う排水作業
- (4) 断水・減水に伴う水圧測定作業
- (5) 応急給水補助作業

(6) 前5項に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項
(事前準備)

第5条 水道復旧活動等に対応するため、甲及び乙は日頃より動員体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、水道復旧活動等に対応のため、必要な資機材の備えに努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に係る連絡責任者は、甲が工務課整備係長又は維持管理係長とし、乙が成田市管工事協同組合理事長とする。

(指示)

第7条 甲は第4条の活動を実施するため、水道復旧活動等指示書(様式1)により指示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により指示を行うことができるものとし、後日速やかに水道復旧活動等指示書を送付するものとする。

(完了の報告)

第8条 乙は、水道復旧活動等が完了したときは、遅滞なくその結果を水道復旧活動等処理台帳(様式2)により、甲に報告するものとする。

(完了の確認)

第9条 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙の立会いの上、水道復旧活動等の完了を確認するものとする。

(費用の算出)

第10条 水道復旧活動等に要した費用の算出は、復旧活動の実施時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づき乙が行った水道復旧活動等に要した費用については、甲が負担する。

(支払)

第12条 水道復旧活動等に要した費用について、甲乙協議の上、別途工事請負契約を締結し、成田市水道事業会計規程(平成18年3月24日水道事業管理規定第8号)に基づき支払うものとする。

2 水道復旧活動等に要した費用の請求事務は、乙が水道復旧活動等に協力し

た乙の組合員を集約の上、執り行うものとする。

(損害補償、事故の報告)

第 13 条 水道復旧活動等において従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労災保険により補償するものとする。

2 水道復旧活動等において第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

3 前 2 項に掲げる事態が発生し場合は、速やかに水道復旧活動等事故報告書(様式 3)により報告するものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第 15 条 甲乙が平成 17 年 1 月 5 日に締結した「災害時応急工事等の協力に関する協定書及び業務細目」は、締結日の前日をもって廃止する。

本協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

成田市山口 293 番地 1

甲 成田市水道事業・成田市簡易水道事業
成田市長 小 泉 一 成 ㊟

成田市北羽鳥 2184 番地 2

乙 成田市管工事協同組合
理事長 鈴 木 康 正 ㊟

水道復旧活動等指示書

このことについて、「水道復旧活動等に関する協定書」第3条第1項及び第7条により、下記のとおり指示等を行います。

指 示 日 時	年 月 日 : ~
対 応 箇 所	
指 示 事 項	<input type="checkbox"/> 配水管等修繕工事 <input type="checkbox"/> 配水管等応急復旧工事（仮設配水管の設置等） <input type="checkbox"/> 水質事故等に伴う排水作業 <input type="checkbox"/> 断水・減水に伴う水圧測定作業 <input type="checkbox"/> 応急給水補助作業 <input type="checkbox"/> その他
指 示 詳 細	

成 田 市		
工務課長	水道技術 管理者	連絡 責任者

成 田 市 管 工 事 協 同 組 合	
現場 責任者	連絡 責任者

様式 2

年 月 日

(あて先) 成田市長

成田市管工事協同組合
理事長

水道復旧活動等処理台帳

このことについて、「水道復旧活動等に関する協定書」第8条により、下記のとおり報告します。

No.	年月日	開始時間 終了時間	処 理 内 容 等				検印
			対応箇所	施工事業者	指示内容	対応内容	
		： ～ ：					
		： ～ ：					
		： ～ ：					
		： ～ ：					
		： ～ ：					

(添付書類)

位置図・写真 (着手前・施工中・完了後・使用材料)

様 式 3

年 月 日

(あて先) 成田市長

成田市管工事協同組合
理事長

水道復旧活動等事故報告書

このことについて、「水道復旧活動等に関する協定書」第 13 条第 3 項により、
下記のとおり事故の報告をします。

氏 名		性別	男・女	歳	住所	
職 種				施工業者名		
傷病名				程 度	重症・中等症・軽症	
外来・入院 (月 日)			診療 (入院) 医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日		午前・午後		時	分
受傷 (発病) 場所						
受傷 (発病) の状況						

災害時等における水道復旧資材の供給 に関する協定書

成 田 市

株 式 会 社 ○ ○ ○

災害時等における水道復旧資材の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時等における水道復旧資材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害及び水道施設事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う水道復旧活動に必要な資材を、乙から迅速かつ円滑に供給を受けるために必要な事項を定めるものとする。

（調達資材の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請する資材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

（2）その他甲が指定する資材

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において水道復旧活動に必要な資材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な資材の供給を要請することができる。

（要請の方法）第4条 前条の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要性が認められた場合は、甲は、電話等で要請し、その後速やかに協力要請書を交付するものとする。

（資材の供給）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り甲に協力し、資材の優先供給に努めるものとする。

2 資材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定位置までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、資材の引渡し場所において、甲又は甲が指名する者が資材を確認の上、受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 前条の規定により、乙が供給する資材の代金及び乙が行う運搬の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害等発生直前における販売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第5条の規定により乙から資材の供給を受けるときは、成田市水道事業管理規程（平成18年水道事業管理規程第3号）第10条の規定により、甲及び乙において、契約を締結するものとする。

(資材供給の報告)

第8条 乙は、資材の供給を行ったときは、供給報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿（様式第3号）を作成し、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県成田市山口293番地1成田市
成田市長 小泉一成

乙 住所株式会社 ○○○
○
代表取締役 △△△△

災害時等における水道施設の緊急 復旧工事に関する協定書

成 田 市
株 式 会 社 ○ ○

災害時等における水道施設の緊急復旧工事に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震等の自然災害及び緊急事故等（以下「災害時等」という。）に伴い発生する水道施設（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）における緊急復旧工事に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における水道施設（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の緊急復旧工事を迅速かつ的確に行うため、緊急復旧工事に関する基本事項を定めるものとする。

（緊急復旧工事の範囲）

第2条 緊急復旧工事の範囲は、破損を含む水道施設（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の故障又は不具合に係る、状況調査、復旧計画の作成、応急措置及び復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、緊急復旧工事の必要があると認めるときは、協力要請書（別記第1号様式）を乙に送付することにより、水道施設（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の緊急復旧工事について協力要請を行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要性が認められた場合は、甲は、電話等の通信手段により協力要請を行うことができる。この場合において、甲は、速やかに協力要請書を乙に対して送付するものとする。

（協力要請への回答）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受け、その内容に承諾できる場合は、回答書（別記第2号様式）により、速やかに回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要性があると認められた場合は、乙は、電話等の通信手段により、甲に対して回答を行うことができる。この場合において、乙は、遅滞なく回答書を甲に対して送付するものとする。（調査及び調査結果の報告）

第5条 前条の回答書において、協力要請を承諾した場合、乙は、速やかに、破損を含む水道施設の故障又は不具合に係る、状況調査を行い、調査結果を甲に報告するものとする。

（復旧計画の検討及び提出）

第6条 前条の規定による調査結果の報告がなされた後、乙は、甲乙協議の上、緊急復旧工事に関する復旧計画を作成し、速やかに、甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、甲乙協議の上、速やかに設計書を作成し積算するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により積算した金額に基づき、成田市水道事業管理規程（平成18年水道事業管理規程第3号）第10条の規定により、契約を締結するものとする。

3 甲は、施工すべき工事内容と当初設計に差異が生じた場合、速やかに、変更設計書を作成し積算するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により積算した金額に基づき、契約を変更するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、要請及び回答に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿（別記第3号様式）を作成し、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した連絡責任者名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の変更又は終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県成田市山口 293 番地 1 成
田市

成田市長 小泉一成 印○

乙 住所株式会社 ○○

○○

代表取締役社長 △ △ △ △ 印○

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

成田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、成田市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応並びに停電の未然防止についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合に備え、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材・情報等の資源提供を要請するとともに、連携して活動することができる。

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、成田市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ情報を提供するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ情報を提供する。

4 甲は、成田市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、成田市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

(重要施設の優先復旧)

第5条 甲は、成田市内の電力復旧を優先すべき重要施設について、千葉県に提出した施設リストを乙に提供する。

- 2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県および甲と連携の上、調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、広範囲の長時間停電が発生した場合は、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。また、必要に応じ広報車による住民向け広報活動を行う。

- 2 乙は、前項の規定による広報手段では、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(平時における連携)

第7条 災害時における倒木による停電被害の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時における計画的な樹木伐採等については相互で可能な限り連携して取り組むこととする。

なお、計画的な樹木伐採等の実施にあたっては、別途具体的な内容を定めた協定等を締結するものとする。

(覚書の締結)

第8条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を定める。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第11条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

成田市花崎町760番地
甲 成田市
成田市長 小泉 一成

成田市花崎町822番地1
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
成田支社長 石部 晴久

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

成田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

4 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

5 第1項又は第3項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第3項に基づき手続きを行う。

6 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第3項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第3項に基づき手続きを

行う。

- 7 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施する場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。
- 8 乙は、前項の規程に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

- 第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
 - 3 第3条第4項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
 - 4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
 - 5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

- 第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。
- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

- 第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。
- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(その他)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

成田市花崎町760番地

甲 成田市

成田市長 小泉 一成

成田市花崎町822番地1

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

成田支社長 石部 晴久

災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

成田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を協議の上、甲に派遣し甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に協議のうえ出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 連絡調整員を通じ、甲及び乙は、次の各号に定める主な情報について、可能な限り提供する。

（1）乙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

ウ プレスリリースの内容

（2）甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

イ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

ウ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

3 連絡調整員を通じ甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙による甲への主な要請

ア 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

イ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

ウ 復旧作業・啓開作業の協力要請

（2）甲による乙への主な要請

復旧作業・啓開作業の協力要請

(情報の共有)

- 第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。
- 2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。
 - 3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。
 - 4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

(費用の負担)

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和2年7月1日

成田市花崎町760番地
甲 成田市
成田市長 小泉 一成

成田市花崎町822番地1
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
成田支社長 石部 晴久

災害時における電源車の配備に関する覚書

成田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

（適用）

第1条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生した場合に適用するものとする。

- 2 前項の長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。ただし、基本協定第5条に規定する重要施設に影響が生じるおそれがある場合はこの限りではない。

（配備の手続き）

第2条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

- 2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、電源車を配備する施設を決定する。ただし、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電が発生した時には、乙は千葉県と協議の上、電源車を配備する施設を決定する。
- 3 乙は、電源車を配備する施設が決定した際は、速やかに甲に連絡を行う。
- 4 乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。
- 5 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。
- 6 依頼等に関する双方の連絡先は別途定める。

（電源車の運転と取外し）

第3条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

- 2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

（自衛措置）

第4条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

成田市花崎町760番地
甲 成田市
成田市長 小泉 一成

成田市花崎町822番地1
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
成田支社長 石部 晴久

災害時における復旧支援協力に関する協定

成 田 市

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

災害時における復旧支援協力に関する協定

千葉県成田市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象等）第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（1） 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑り
その他の異常な自然現象

（2） その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、次のとおりとする。

（1） 公共下水道管路施設

（2） 農業集落排水管路施設

3 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であり、前項第2号についても同法を準用する。

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

（1） 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

(2) その他甲と乙で協議し、必要とされる業務

- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は千葉県成田市土木部下水道課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部千葉県部会とする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用の負担)

第4条 甲は、この協定に基づき乙が行った復旧支援に要した費用を負担するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(協定下水道施設データの提供)

- 第6条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。
- 2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に管理しなければならない。
 - 3 甲は、協定下水道施設に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(協定下水道施設データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙で災害復旧に関する合同訓練を実施する場合は、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災) 第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合は、下水道対策本部による活動を優先する。

(労災及び損害賠償等) 第9条 支援業務において、乙の会員及びその従業員に労務災害等が発生した場合は、乙の会員の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、または乙に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙の両者が協議の上、対処するものとする。

(個人情報等の保護) 第10条 甲及び乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(協定期間) 第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(その他) 第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙双方の協議により決定するものとする。

2 甲または乙が、この協定の定めに違反した場合、甲または乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定書

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、成田市地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、成田市（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、成田市食品衛生連合会（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙の協力の内容は、次の範囲とする。

- イ 米飯等の給食に関する原材料の提供
- ロ 米飯等の給食に関する設備機器の提供
- ハ 米返答の給食に関する労務の提供

（要請の手続）

第 3 条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第 4 条 乙は甲から要請を受けた事項に関する特別な理由がない限り必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第 5 条 乙の協力に係る指揮命令および連絡調整については甲の災害対策本部が担当する。

（費用弁償）

第 6 条 甲は乙の協力に係る原材料の提供しようについてその実費を弁償するものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、昭和 56 年 12 月 4 日から昭和 57 年 12 月 3 日までとする。

ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲、乙なんらの申し出がないときは更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第 8 条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙協定細目のとおりとする。

(疑義の決定等)

第 9 条 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定書は 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 56 年 12 月 4 日

甲 成田市花崎町 760 番地
成田市長 長谷川 録太郎

乙 成田市花崎町 839 番地
成田市食品衛生連合会
会長 加藤 登

災害時における応急生活物資等の 供給援助協力に関する協定書

成 田 市

成田市農業協同組合

災害時における応急生活物資等の供給援助協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）白米、イモ類、野菜、乾物、食料品、保温シート、ブルーシート、灯油、軽油、ガスコンロ、ボンベ等
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(対応窓口)

第10条 災害時の対応窓口として、甲は、災害対策本部又は総務部危機管理課、乙は、企画管理部総務課とする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 6月 6日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市市長 小泉一成

乙 千葉県成田市寺台292番地
成田市農業協同組合
代表理事組合長 岩館信康

災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため物資の必要が生じた場合、成田市（以下「甲」という。）と成田旅館組合（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

第1条 （物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

第2条 （供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

第3条 （引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を引渡す物とする。

第4条 （費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の適正な価格とする。

第5条 （期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

第6条 （協議）

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年 1月 14日

甲 住 所 成田市花崎町760番地
成田市
氏 名 成田市長 小川 国彦

乙 住 所 成田市幸町474番地
成田旅館組合
氏 名 組合長 大木 健彌

災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため物資の必要が生じた場合、成田市（以下「甲」という。）と成田地区ホテル業協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

第1条 （物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

第2条 （供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

第3条 （引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を引渡す物とする。

第4条 （費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の適正な価格とする。

第5条 （期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

第6条 （協議）

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年 1月 14日

甲 住 所 成田市花崎町760番地
成田市

氏 名 成田市長 小川 国彦

乙 住 所 成田市取香560番地
成田旅館組合

氏 名 会 長 野間口 勉

災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため物資の必要が生じた場合、成田市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県LPガス協会印旛支部成田地区会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

第1条 （物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

第2条 （供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

第3条 （引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を引渡す物とする。

第4条 （費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の適正な価格とする。

第5条 （期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

第6条 （協議）

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年 6月 14日

住 所 成田市花崎町760番地
甲 成田市
氏 名 成田市長 小川 国彦

住 所 成田市上町671番地
乙 社団法人 千葉県LPガス協会印旛支部
氏 名 成田地区会 地区長 岩澤 省一

災害時における物資供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 9月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため物資の必要が生じた場合、成田市（以下「甲」という。）と日本地区航空ケータリング協会成田市在籍ケータラー会員会社5社（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

第1条 （物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

第2条 （供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

第3条 （引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を引渡す物とする。

第4条 （費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の適正な価格とする。

第5条 （期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

第6条 （協議）

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年 1月 14日

甲 住 所 成田市花崎町760番地
成田市
氏 名 成田市長 小川 国彦

乙 住 所 成田市三里塚光ヶ丘1番地455
大和食材(株)内
氏 名 日本地区航空ケータリング協会
成田市在籍ケータラー会員会社5社

住 所 成田市新東京国際空港内
氏 名 株式会社ティエフケー
代表取締役社長 野間口 勉

住 所 成田市小菅井戸尻1120番地
氏 名 ゲートグルメジャパン株式会社
代表取締役社長 浜田 徹男

住 所 成田市新東京国際空港内
氏 名 コスモ企業株式会社
代表取締役社長 楠 茂博

住 所 成田市堀之内68番地
氏 名 成田全日空エンタプライズ株式会社
代表取締役社長 萩原 淳一

住 所 成田市三里塚字御料牧場1番地720
氏 名 ジャルロイヤルケータリング株式会社
代表取締役社長 青盛 喜代太

災害時における応急生活物資の供給に関する
協定書

生活協同組合ちばコープ

成 田 市

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、成田市域に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、成田市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給等の協力に関する事項について、定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲の要請により乙が供給する応急生活物資の主なものは、別表のとおりとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項に規定する応急生活物資以外の物資の供給について協力を要請することができる。

(協力体制)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、乙に対する要請を行うときは、災害応急生活物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請することができる。この場合において、事後速やかに災害応急生活物資供給要請書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

(運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定した者が行うものとする。

2 甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第7条 第4条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との連携を強化し、災害時における生活協同組合相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において市民に対して応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給を行い、物価の高騰を抑止し、市民生活の早期安定に寄与するよう努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲は、これに協力するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第20号）その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからもなんら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は継続されるものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成17年 4月 26日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小林 攻

乙 千葉市若葉区桜木町526番地1
生活協同組合ちばコープ
理事長 国井 修司

別表 応急生活物資

食料品	生活用品	
水	トイレトペーパー	裁縫キット
牛乳	ウェットティッシュ	ガムテープ
緑茶・コーヒー・紅茶	ティッシュペーパー	ゴミ袋文房具
果実飲料	紙おむつ	使い捨てカイロ
レトルト食品	生理用品	蚊取り線香
インスタントラーメン	洗濯・洗面用具	
調理パン	石鹸	
菓子パン	マスク	
食パン	下着・靴下	
弁当	シューズ	
離乳食	タオル	
粉ミルク	紙コップ・紙皿	
缶詰	なべ	
果物	卓上コンロ	
米	ほ乳瓶	
麺類	刃物	
切り餅	ラップ類	
肉・魚	割り箸	
卵	スプーン・フォーク	
野菜	布団	
しょう油	懐中電灯	
味噌	電池	
塩	バケツ	
バター・ジャム	軍手	

応急生活物資は、概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

別記様式

第 号
年 月 日

災害応急生活物資要請書

様

成田市長

印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定にもとづき、下記のとおり
応急生活物資の供給を要請します。

記

1. 供給場所

名 称			
住 所			
電話番号		担当者氏名	

2. 物資品目

No.	物資品目	規格	数量	備考

災害時における防災活動協力に関する協定書

イオンモール株式会社
ジャスコイオン成田店
成 田 市

災害時における防災活動協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びジャスコイオン成田店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、成田市の地域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う応急救助等に対して、乙及び丙が行う防災活動協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対して、次の事項について協力要請することができる。

- (1) 災害時応急活動に係る活動要員を甲に派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- (2) 乙及び丙の所有する災害活動用資機材及び駐車場を使用すること。
- (3) 丙の店舗及び丙の関係機関において保有する次の物資を甲に供給すること。
 - ア 飲料品
 - イ 食料品
 - ウ 日用生活品
 - エ その他甲が指定する物資
- (4) 乙及び丙の店舗において被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙及び丙の店舗において被災者に対してテレビ、ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 乙及び丙は、前項の規定による甲からの要請に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（支援要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者等)

第 4 条 協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙丙それぞれの連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

(経費の負担)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて丙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲と丙が協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第 6 条 甲は、物資の納入を受けた後、丙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を丙に支払うものとする。

(損害補償)

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定により、甲が行う応急救助等に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がない場合、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 5 2 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）の規定により損害補償を行うものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲乙丙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(協議事項)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙三者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 18 年 8 月 28 日から平成 19 年 8 月 27

日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙丙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その
1
通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 28 日

甲 成田市花崎町 760 番地
成田市
成田市長 小林 攻

乙 成田市ウイング土屋 24 番地
イオンモール株式会社
イオン成田ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 古木 繁

丙 成田市ウイング土屋 24 番地
ジャスコイオン成田店
店長 稲野 正信

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、要請書（様式第1号）をもって乙に提供の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 提供を必要とするレンタル機材の名称及び数量
- (3) レンタル機材の提供を必要とする場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかにレンタル機材を提供するものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（レンタル機材の種類）

第4条 乙が提供するレンタル機材は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易水洗トイレ（汲み取り式）
- (2) 発電機
- (3) 前各号に掲げるものの他、乙の取扱商品

（運搬）

第5条 レンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定によりレンタル機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、レンタル機材の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲乙が協議して定めるものとする。

（請求及び支払）

第7条 乙は、レンタル機材の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格

による代金について明細書等を作成し甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、要請と提供に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、これをお互いに通知するものとする。

- 2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前30日までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年 9月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 東京都中央区日本橋3-12-2
朝日ビルディング7F
株式会社 アクティオ
代表取締役 小沼光雄

年 月 日

要 請 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条に基づく要請をいたします。

株式会社アクティオ 様

成田市長 小泉 一成

1 災害の状況及び要請する事由		
2 提供を必要とする物品名・数量		
3 提供を必要とする場所		
4 提供を必要とする期間	年 月 日 ~	年 月 日
5 その他必要事項		
6 担当者・連絡先	担当者	連絡先（電話）

年 月 日

報 告 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第3条に基づく報告をいたします。

成田市長 小泉 一成 様

株式会社アクティオ

1 提供した物品名・数量	物品名		数量	
2 提供場所				
3 提供日時	年 月 日 時			
4 報告者	氏名 連絡先			
5 その他必要事項				

平成 年 月 日

連絡責任者名簿

成田市

名 称	連絡先（電話）
成田市 総務部 危機管理課	0476-20-1523（危機管理課）または、 要請時に成田市が示した連絡先

株式会社 アクティオ

名 称	住 所	連絡先（電話）
1 成田営業所	成田市飯仲字向台 1-152	0476-23-1410
2 千葉支店	千葉市中央区中央 3-10- 6 北野京葉ビル 7F	043-221-1411
3 本社／総務部	東京都中央区日本橋 3- 12-2 朝日ビルヂング 7F	03-6854-1430

災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

成田市

株式会社伊藤園

災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水の供給協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の供給協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震・噴火・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた時を指す。

（災害時における飲料水の供給協力及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料水供給協力の要請があった場合、その要請に応えるようにするものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を、飲料水供給協力要請書（第1号様式）により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに飲料水供給協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの供給協力の要請に基づき、飲料水を供給したときは、飲料水供給協力報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（飲料水供給協力の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給協力を要請する飲料水は、次に挙げるもののうち、要請時点で乙が供給協力可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

（飲料水の運搬、引渡）

第5条 飲料水の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料水内容を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第 6 条 この協定に基づき、乙が甲に供給協力した飲料水の対価及び運搬費用等の乙が供給協力を要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規程による費用は、飲料水供給協力終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者の報告)

第 7 条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び飲料水の供給協力等についての情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日より 1 年間とする。有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれよりも書面による協定解除の申し入れがない場合は、本協定は更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、有効期間中であっても書面による 1 ヶ月前の予告をもって、この協定を解除出来るものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定締結を証するため、本証 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 9 月 10 日

千葉県成田市花崎町 760 番地
甲 成田市
成田市長 小 泉 一 成

東京都渋谷区本町三丁目 47-10
乙 株式会社 伊藤園
総務部長 川 本 正 人

第1号様式(第3条関係)

要請番号 第 号
平成 年 月 日

株式会社 伊藤園 様

成田市長

飲料水供給協力要請書

災害時における飲料水の供給協力に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請いたします。

記

要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分
要請内容 種類及び数量	
搬入希望日時	平成 年 月 日 () 時
搬入希望場所	
要請担当者 氏名・電話番号	所属 部 課 氏名 電話番号
備考	

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

成田市長 様

株式会社伊藤園

飲料水供給協力報告書

災害時における飲料水の供給協力に関する協定第3条の規定により、下記のとおり飲料水の供給協力をいたしましたので報告します。

記

要請書番号 及び日付等	第 号 平成 年 月 日付
供給内容	
履行期日	平成 年 月 日
履行の場所	
備 考	

災害時における福祉用具等物資の 供給等の協力に関する協定書

成 田 市

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請及び協力）

第3条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要のあるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第6条 乙は、物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、当該場所において、甲又は甲が指定する者が物資を確認のうえ、受け取るものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等などの関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料や車両などの輸送手段の確保が困難な場合には可能な限り協力を行うものとする。

(報告)

第8条 乙は、供給を実施したときは、「物資供給報告書」(様式第2号)により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用)

第9条 乙が甲に供給した物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づく供給の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は、供給に要した費用について、第8条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、災害時における要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、毎年4月に連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、これを互いに通知して情報連絡体制を確認するものとする。
2 この協定に基づく乙の実務については、一般社団法人日本福祉用具供給協会東京支部において行うものとする。
3 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。
(1) 甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練への参加
(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定書の有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 8月 6日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 末 島 賢 治

別表（第4条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、電動ベッド、エアーマット、歩行器、電動リフト、車椅子、ポータブルトイレ、寝台、マットレス、医療関連用品 等
------------	--

平成 年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

成田市長

物資供給要請書

災害時における福祉用具等の供給に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

	品目	数量	品目	数量
1. 提供希望物資	電動ベッド (マットレス・サイドレール)		自走用 車椅子	
	エアーマット		介助用 車椅子	
	歩行器(キャスター付)		リクライニング車椅子	
	電動リフト		電動 車椅子	
	その他()		その他()	
	その他()		その他()	
2. 提供希望場所	施設名・住所			
3. 受入可能日時	第1希望	平成 年 月 日 時～ 時		
	第2希望	平成 年 月 日 時～ 時		
	第3希望	平成 年 月 日 時～ 時		
4. その他連絡事項				
5. 担当者				

(一社) 日本福祉用具供給協会東京支部災害対策本部

FAX

電話番号

様式第2号（第8条関係）

平成 年 月 日

成田市長 様

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

物資供給報告書

災害時における福祉用具等の供給に関する協定書第8条に基づく報告をいたします。

	品目	数量	品目	数量
1. 提供した物資	電動ベッド (マットレス・サイドレール)		自走用 車椅子	
	エアーマット		介助用 車椅子	
	歩行器(キャスター付)		リクライニング車椅子	
	電動リフト		電動 車椅子	
	その他()		その他()	
	その他()		その他()	
2. 提供場所	施設名・住所			
3. 提供日時	平成 年 月 日 時			
4. 報告者				
5. その他 必要事項				

平成 年 月 日

連絡責任者名簿

成田市

名 称	連絡先（電話）
(要請時に成田市が示した連絡先)	0476-20-1523（総務部 危機管理課） 0476-20-1536（福祉部 社会福祉課） 090-8021-0043（災害時優先電話1） 090-8021-0044（災害時優先電話2）

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

名 称	住 所	連絡先（電話）
1		
2		
3		

災害時における物資等の供給援助協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給援助協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資等供給要請書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資等供給要請書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資等供給報告書」により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報提供)

第10条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「災害時供給援助協力連絡体制表」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第12条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は、早期営業再開を要請することが出来る。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成27年8月28日から平成28年8月27日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月28日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市

成田市長 小泉 一成

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 〇〇〇

井 阪 隆 一

成 危 第 号
平成 年 月 日

物資等供給要請書

災害時における物資等の供給援助協力に関する協定書第2条に基づく要請をいたします。

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 様

成田市長

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

2. 要請する物資

物資名	数量	必要とする場所	運搬要請

3. 現場責任者

職・氏名	電話番号・FAX

4. その他必要事項等

物資等供給報告書

平成 年 月 日

成田市長 様

株式会社セブン - イレブン・ジャパン
担当部署
成田地区

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

成 田 市

イオンタウン株式会社

マックスバリュ関東株式会社

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）とイオンタウン成田富里を経営するイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）とマックスバリュ成田富里店を経営するマックスバリュ関東株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、
又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙及び丙の協力を得て市民生活の安定を図るため、迅速かつ円滑に物資の供給等ができるよう必要事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資等を必要とする時は、乙及び丙に対して物資等の供給について協力を要請することができる。

（支援協力の内容）

第3条 乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が災害等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。なお、本条第1号については、甲が乙又は丙へ協力要請の手続きを要するものとする。

- （1） 丙は甲に対し、食料・生活物資等を提供すること。
- （2） 乙又は丙の所有または管理する施設等を一時避難場所として提供すること。
- （3） 乙又は丙の店舗において、避難者及び被災者に水道水、トイレ等を提供すること。
- （4） 乙又は丙の店舗において、避難者及び被災者にテレビ・ラジオ等で知りえた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（支援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条第1号の支援協力を受けようとする場合には、支援協力の種類、数量、受け渡し場所、方法、日時等を明らかにし、別に定める「物資等供給要請書」をもって乙又は丙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後「物資等供給要請書」を提出するものとする。

2 乙は、甲より第1項の要請があったときは、丙に速やかに甲の要請事項を伝達

すること。

3 甲乙丙は、連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく措置)

第5条 丙は、前条第1項及び第2項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資の運搬、受渡し)

第6条 丙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 乙又は丙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙丙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は災害発生時直前における適正価格とする。

(連絡先等確認)

第8条 物資の要請及び供給 C を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者を定め「災害時供給援助協力連絡体制表」により甲乙丙において報告するものとする。なお、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲乙丙に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年11月17日から効力を有するものとし、効力を有する日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙丙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成27年11月9日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンタウン株式会社
代表取締役 大門 淳

丙 東京都江東区亀戸5丁目30番3
マックスバリュ関東株式会社
代表取締役 後藤 清忠

覚 書

成田市（以下、「甲」という）と株式会社ユカ（以下、「乙」という）との間において、災害時の商品提供に関する定義を以下の通り覚書（以下、「本覚書」という）にて締結する。

第一条（本覚書の目的）

災害時における商品の無償提供に関する定義を明確にすることを目的とするものである。

第二条（災害の定義）

- 1、自然災害：「異常な自然現象を起因とする災害」暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波噴火、冷害、干害、雹害、霜害、旋風、地滑り、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈降等による被害。
- 2、社会災害：「人的事故等を発端とする災害」大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数者の遭難を伴う船舶沈没、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等による被害。

第三条（ライフラインの定義）

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

第四条（商品無償提供定義）

乙は甲に対して第二条で定める災害時、自動販売機に入っている商品を緊急飲食料として無償で提供するものとする。但し、商品は災害時に自動販売機に入っている商品のみとする。

第五条（対象自動販売機定義）

甲・乙間で交わした本覚書に基づく自動販売機をいう。（「資料 1」に記載）

第六条（商品無償提供判断定義）

第二条に定める災害により第三条のライフラインがストップした場合において、甲の判断で商品を自動販売機から取り出し被災者に対して提供する事が出来るものとする。但し、商品は災害時に自動販売機に入っている商品のみとする。

第七条（商品提供後の連絡定義）

甲は乙に対して商品の無償提供を行った場合は、必ず報告をするものとする。

第八条（協議事項）

本覚書に定めない事項又は契約条項の解釈疑義が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議し、その解決に当るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 住 所 千葉県成田市花崎町760番地

会社名 成田市役所

代表者 成田市長 小泉 一成

乙 住 所 東京都目黒区南2丁目1番30号

会社名 株式会社 ユカ

代表者 代表者取締役社長 白鳥 文治郎

資料 1

住所：千葉県成田市花崎町 760 成田市役所内

設置フローア	設置場所詳細	機種	台数
B1 階	市議会棟 B1 売店跡	オリジナル飲料機	1 台
B1 階	市議会棟 B1 売店跡	オリジナル飲料機	1 台
B1 階	市議会棟 B1 売店跡	食品自動販売機	1 台

災害時における緊急物資輸送に関する協定書

成 田 市

千葉県トラック協会印旛支部

災害時における緊急物資輸送に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県トラック協会印旛支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、若しくはそのおそれがある場合、又は他の市町村の区域内において災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）における乙の会員の輸送車両による迅速かつ円滑な緊急物資輸送（以下「緊急輸送」という。）に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、防災資機材等を緊急輸送することに関し必要な事項を定めることにより、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（要請手続等）

第2条 甲は、災害時において緊急輸送を求める場合は、緊急物資輸送協力要請書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合はファクシミリ等で要請することができることとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

3 乙は、緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急物資輸送実施報告書（別記第2号様式）により甲へ報告するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第3条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した次の各号に掲げる経費について、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃及び料金
- (2) 輸送の実施に係わる高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の料金
- (3) その他甲が負担すべき費用

2 支払い等に係る事務手続きについては、甲が別途定める諸規定に基づき行うものとする。

（事故等）

第4条 乙は、緊急輸送に際し事故が発生した時、また、故障その他の理由により中断した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し、乙又は乙の会員の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、緊急輸送中に発生した事故・盗難等により、輸送物資の一部又は全部を滅失もしくは損壊した場合、悪意又は重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

4 甲は、その責に帰する理由により、使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害時の情報提供)

第5条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、緊急輸送に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、災害時に物資の円滑な輸送を行うため、物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等に関する事項の調整を行うものとする。

3 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(訓練)

第7条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙は業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年 6月30日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 佐倉市表町4丁目2番地10号
千葉県トラック協会印旛支部
支部長

第1号様式（第2条第1項）

緊急物資輸送協力要請書（第 号）

年 月 日

千葉県トラック協会印旛支部長 様

成田市長

年 月 日に締結した災害時における緊急物資輸送に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急物資輸送の協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
電話等による 要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
車両の種別	大型 ・ 中型 ・ 小型トラック (平ボディ・バンボディ・ウイングボディ・その他)
物資数量及び 要請台数	台
輸送区間	物資積み込み先： 物資搬送先：
現地までの状況	道路状況： 気象状況：
履行の期日	年 月 日（ ）
備考 ※輸送物資名	

第2号様式（第2条第3項）

緊急物資輸送実施報告書

年 月 日

（あて先）成田市長

千葉県トラック協会印旛支部長

年 月 日に締結した災害時における緊急物資輸送に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送を実施したので報告します。

記

要請書の番号 及び日付	年 月 日付け 第 号
車両の種別	
物資数量及び 輸送台数	台
輸送区間	物資積み込み先： 物資搬送先：
運転手会社氏名	
履行の期日	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
備考 ※車両番号を記載 ※輸送物資名を記載	

全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第 2 号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第 3 号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第 4 条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第 5 条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第 7 条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

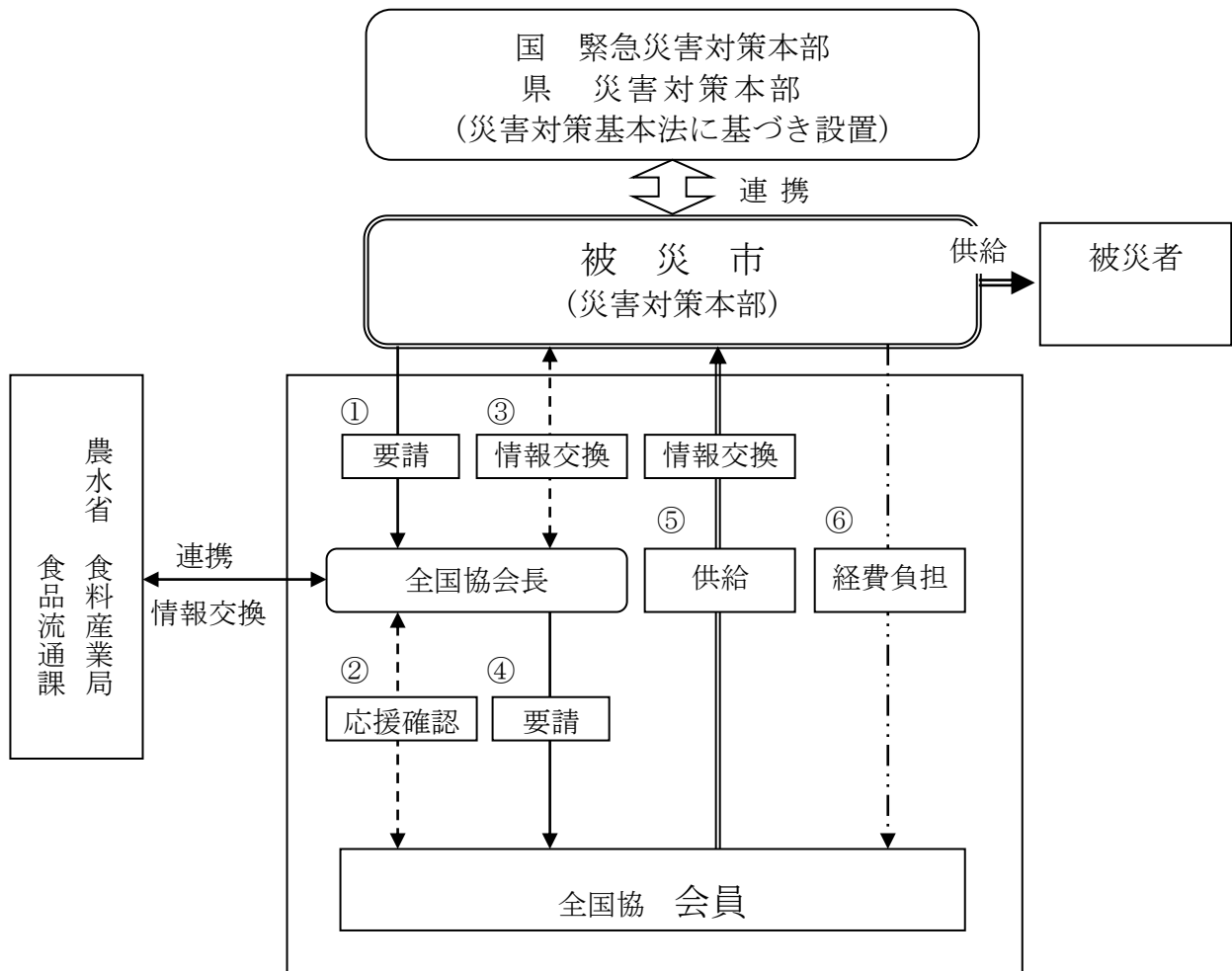
この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

平成 29 年 月 日

全国公設地方卸売市場協議会会長

豊田市長 太田稔彦

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【応援手順の概要】

要請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
供給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

災害時における物資の供給に関する協定書

成 田 市

米屋株式会社

災害時における物資の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と米屋株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、迅速かつ円滑に物資の供給等ができるよう必要事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を必要とする場合は、乙に対し物資の供給を要請することができる。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から物資の調達を要請された場合

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、別紙物資等供給要請書によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに物資等供給要請書を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる物資の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

- （1）乙が取り扱う和菓子
- （2）その他甲が指定する物資

2 前項の物資は、原則として、米屋第二工場から供給するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が物資を確認の上、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は甲に対して、必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する物資の引渡し完了したときは、別紙物資等供給報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金及び費用は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定による代金及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別紙連絡体制表により定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市

成 田 市 長

乙 成田市上町500番地
米屋株式会社

代表取締役社長

成 危 第 号
平成 年 月 日

物資等供給要請書

災害時における物資の供給に関する協定に基づく要請をいたします。

米屋株式会社

代表取締役

様

成田市長

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

2. 要請する物資

物資名	数量	必要とする場所	運搬要請

3. 現場責任者

職・氏名	電話番号・FAX

4. その他必要事項等

物資等供給報告書

平成 年 月 日

(あて先) 成田市長

米屋株式会社

代表取締役

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品目	数量	搬入場所	搬入日時
特記事項			
担当者			
所属	氏名	電話・FAX	メールアドレス

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成 田 市

ヤマト運輸株式会社

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成田市(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは他の市町村において災害が発生し、甲が応援を行う場合(以下「災害時等」という。)において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
- (3) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
- (4) 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として災害時の物流に係る協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、災害時の物流に係る協力通知書(別記第2号様式)により速やかに通知をするものとする。

4 乙は、前項の通知に基づき、乙が可能と認める範囲内で活動を行うものとする。

(活動報告)

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、活動報告書(別記第3号様式)により甲

へ報告するものとする。ただし、次に掲げる事項について記載があるものについては甲の指定する様式によらないものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

- (1) 従事日、従事者、走行距離
- (2) 使用した車両、資機材等
- (3) 活動に要した経費
- (4) その他必要な事項

(燃料)

第4条 甲は、乙が第2条の規定による活動を実施する場合において、燃料の確保が困難な場合、燃料の確保に際し、協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決にあたるものとする。

(準用)

第8条 この協定は、成田市国民保護計画においても準用する。

(連絡調整等)

第9条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定

に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 千葉市花見川区犢橋町1676番地1
ヤマト運輸株式会社千葉主管支店
支店長

災害時の物流に係る協力要請書

年 月 日

〇〇〇〇（物流事業者名） 様

成田市長

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図るために、下記のとおり協力をお願いいたします。

記

1 協力要請の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営（〇名を想定）
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇（物流事業者名）が必要と認める事項 詳細：〇〇業務への協力を依頼する。

2 成田市担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
経済部・〇〇〇課・〇〇〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

災害時の物流に係る協力通知書

年 月 日

(あて先) 成田市長

〇〇〇〇 (物流事業者名)

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力いたします。

記

1 協力の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営 (〇名を想定)
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇(物流事業者名)が必要と認める事項 詳細：〇〇業務へ協力する。

2 担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
〇〇部・〇〇〇課・〇〇 〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

第3号様式

活動報告書

従事日	従事者名	走行距離	使用車両	使用資機材	活動に要した経費	備考

資-協-204

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成 田 市

佐川急便株式会社

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成田市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは他の市町村において災害が発生し、甲が応援を行う場合(以下「災害時等」という。)において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
- (3) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
- (4) 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として災害時の物流に係る協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、災害時の物流に係る協力通知書(別記第2号様式)により速やかに通知をするものとする。

4 乙は、前項の通知に基づき、乙が可能と認める範囲内で活動を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、その旨を通知する。

(活動報告)

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、活動報告書(別記第3号様式)により甲へ報告するものとする。ただし、次に掲げる事項について記載があるものについては甲の指定する様式によらないものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

- (1) 従事日、従事者、走行距離
- (2) 使用した車両、資機材等
- (3) 活動に要した経費
- (4) その他必要な事項

(燃料)

第4条 甲は、乙が第2条の規定による活動を実施する場合において、燃料の確保が困難な場合、燃料の確保に際し、協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。ただし、乙は、甲の協力要請が1か月以上継続した場合は、月次で経費の支払を請求することができる。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決にあたるものとする。

(準用)

第8条 この協定は、成田市国民保護計画においても準用する。

(連絡調整等)

第9条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 千葉県船橋市潮見町42-5
佐川急便株式会社 東関東支店
支店長

災害時の物流に係る協力要請書

年 月 日

〇〇〇〇（物流事業者名） 様

成田市長

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図るために、下記のと通りの協力を要請いたします。

記

1 協力要請の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営（〇名を想定）
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇（物流事業者名）が必要と認める事項 詳細：〇〇業務への協力を依頼する。

2 成田市担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
経済部・〇〇〇課・〇〇〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

災害時の物流に係る協力通知書

年 月 日

(あて先) 成田市長

〇〇〇〇 (物流事業者名)

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力いたします。

記

1 協力の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営 (〇名を想定)
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇(物流事業者名)が必要と認める事項 詳細：〇〇業務へ協力する。

2 担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
〇〇部・〇〇〇課・〇〇 〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

第3号様式

活動報告書

従事日	従事者名	走行距離	使用車両	使用資機材	活動に要した経費	備考

資-協-211

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成 田 市

日本通運株式会社

災害時の物流に係る協力に関する協定書

成田市(以下「甲」という。)と日本通運株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは他の市町村において災害が発生し、甲が応援を行う場合(以下「災害時等」という。)において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
 - (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
 - (3) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
 - (4) 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 協力要請は、原則として災害時の物流に係る協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、災害時の物流に係る協力通知書(別記第2号様式)により速やかに通知をするものとする。
- 4 乙は、前項の通知に基づき、乙が可能と認める範囲内で活動を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、その旨を通知する。

(活動報告)

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、活動報告書(別記第3号様式)により甲へ報告

するものとする。ただし、次に掲げる事項について記載があるものについては甲の指定する様式によらないものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

- (1) 従事日、従事者、走行距離
- (2) 使用した車両、資機材等
- (3) 活動に要した経費
- (4) その他必要な事項

(燃料)

第4条 甲は、乙が第2条の規定による活動を実施する場合において、燃料の確保が困難な場合、燃料の確保に際し、協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。ただし、乙は、甲の協力要請が1か月以上継続した場合は、月次で経費の支払を請求することができる。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決にあたるものとする。

(準用)

第8条 この協定は、成田市国民保護計画においても準用する。

(連絡調整等)

第9条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 千葉市中央区今井1丁目14番22号
日本通運株式会社千葉支店
支店長

災害時の物流に係る協力要請書

年 月 日

〇〇〇〇（物流事業者名） 様

成田市長

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図るために、下記のと通りの協力を要請いたします。

記

1 協力要請の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営（〇名を想定）
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の貴社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇（物流事業者名）が必要と認める事項 詳細：〇〇業務への協力を依頼する。

2 成田市担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
経済部・〇〇〇課・〇〇〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

災害時の物流に係る協力通知書

年 月 日

(あて先) 成田市長

〇〇〇〇 (物流事業者名)

災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力いたします。

記

1 協力の内容

該当 に○	要請項目	内容等
○	(1) 救援物資の配送	市の管理する施設、市の指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への物資輸送の配送 詳細：〇〇〇集配拠点から〇〇避難所への配送
○	(2) 物流集配拠点等の運営	市の管理する施設及び市が指定した物流集配拠点等の運営 詳細：〇〇〇集配拠点の運営 (〇名を想定)
○	(3) 倉庫施設の賃借	救援物資の一時保管のための倉庫施設の賃借 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の賃借
○	(4) 資機材の提供	物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 詳細：市内〇〇地区の弊社〇〇倉庫の物資搬入出用資機材の提供
○	(5) 他、必要と認める事項	(1)～(4)に掲げるもののほか、成田市及び〇〇〇〇 (物流事業者名) が必要と認める事項 詳細：〇〇業務へ協力する。

2 担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
〇〇部・〇〇〇課・〇〇 〇〇	*** - *** - *****

3 その他必要事項等

〇〇〇〇

第3号様式

活動報告書

従事日	従事者名	走行距離	使用車両	使用資機材	活動に要した経費	備考

資-協-218

災害発生時における
段ボール製品の調達に関する協定書

成田市

セツカートン株式会社

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、成田市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1項に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

(物資の引渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

- 2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。
- 3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。
- 4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

- 2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。
- 3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（別記第3号様式）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、

可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年7月1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹 羽 俊 雄

第1号様式（第2条）

第 号
年 月 日

様

成田市長



物資供給要請書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1. 災害時の状況及び応援を必要とする状況
2. 応援を必要とする物資の内容等

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

※ 要請数量は、1日当たりの数量とする。

問合せ先
成田市
担当
TEL
Fax
E-Mail

第2号様式（第4条）

年 月 日

成田市長 様

㊞

措置状況報告書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書第4条第4項の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

記

措置の状況

実施期間	出荷物資	出荷数量	搬入場所
月 日 ～ 月 日			

問合せ先

担当

TEL

Fax

E-Mail

第3号様式（第6条）

災 害 時 緊 急 連 絡 先

年 月 日現在

企業名：

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
御担当者		御担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
代表者様の職・氏名			
御担当者の部署・職・氏名			
備 考			

成田市

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	

※夜間及び休日の場合は、休日夜間受付で対応後、担当部署へ連絡

成田市 職員一覧			年 月 日現在		
職名	氏名	内線	職名	氏名	内線

災害時等における協力に関する基本協定

(目的)

第1条 成田空港圏自治体連絡協議会を構成する成田空港周辺9市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町をいい、以下総称して「甲」という。）と成田国際空港株式会社（以下

「乙」という。）とは、甲の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害等が発生した場合における、協力に関する基本的な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(協力の種類) 第2条 本協定による協力の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(協力要請)

第3条 甲のうち協力を要請しようとする市町は乙に対し、電話等により協力を要請するものとする。

2 協力を要請した市町は、乙に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 協力要請を受けた乙は、協力可能な内容を電話等により要請した市町に連絡し、その後直ちに協力を実施するものとする。協力できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主協力)

第5条 甲から協力要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急

に協力することを必要と認めた場合、乙は、自主的に協力を行うものとする。

- 2 前項の場合において、協力を行おうとする際、乙は、協力の内容をあらかじめ電話等により甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条により協力を要請した場合の協力に要した費用は、原則として、協力を受けた市町が負担するものとする。

- 2 前項の費用の支弁時期、費用の請求及び支払いに関する事務手続きについては、協力を受けた市町と乙の間で協議して定める。

- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、協力を受けた市町と乙の間で協議して定める。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項については、別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、本協定は、有効期間満了の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

附則

- 1 本協定締結を証するため、甲及び乙は、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年3月25日

甲 千葉県成田市花崎町760番地成田市
成田市長 小泉 一成

千葉県富里市七栄652番地1 富里市
富里市長 五十嵐 博文

千葉県山武市殿台296番地山
武市山武市長 松下 浩明

千葉県香取市佐原口2127番地香取市
香取市長 宇井 成一

千葉県香取郡多古町多古584番地多古町
多古町長 所 一重

千葉県山武郡芝山町小池992番地芝山町
芝山町長 相川 勝重

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地横芝光町
横芝光町長 佐藤 晴彦

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番地栄町
栄町長 岡田 正市

千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地神崎町
神崎町長 椿 等

乙 千葉県成田市成田国際空港内N A Aビル成田国際空港株式会社
代表取締役社長 田村 明比古

災害時におけるレンタル機材の提供に関する
協定書

成 田 市

株式会社レンタルのニッケン成田営業所

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン成田営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、成田市域で、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（レンタル機材の種類）

第2条 乙が提供するレンタル機材は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ（汲取式）
- （2）冷暖房機械（スポットクーラー、ストーブ等）
- （3）発電機
- （4）照明器具（投光機）
- （5）コードリール
- （6）その他乙の取扱い商品

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、要請書（様式第1号）をもって乙に提供の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び要請する事由
- （2）提供を必要とするレンタル機材の名称及び数量
- （3）レンタル機材の提供を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

(提供の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、甲に対し、優先的かつ速やかにレンタル機材を提供するものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(運搬)

第5条 レンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定によりレンタル機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、レンタル機材の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲乙が協議して定めるものとする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、レンタル機材の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による代金について明細書等を作成し甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1

号)の規定により損害補償を行うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、要請と提供に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前30日までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年10月7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市大清水223番地47
株式会社レンタルのニッケン成田営業所
営業所長 総 武 太 郎

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

要 請 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第3条に基づく要請を
いたします。

株式会社レンタルのニッケン 様

成田市長

1 災害の状況及び要請 する事由		
2 提供を必要とする 物品名・数量		
3 提供を必要とする場所		
4 提供を必要とする期間	年 月 日～ 年 月 日	
5 その他必要事項		
6 担当者・連絡先	担当者	連絡先（電話）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

報 告 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第3条に基づく報告を
いたします。

成田市長 様

株式会社レンタルのニッケン

1 提供した物品名・数量	物品名		数量	
2 提供場所				
3 提供日時	年 月 日 時			
4 報告者	氏名 連絡先			
5 その他必要事項				

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

連絡責任者名簿

成田市

名 称	連絡先（電話）

株式会社レンタルのニッケン

名 称	住 所	連絡先（電話）

災害時におけるトイレトペーパーの供給に
関する協定書

成 田 市

成田市資源回収協同組合

災害時におけるトイレトペーパーの供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市資源回収協同組合（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、避難所等における市民生活の安定を図るため、迅速かつ円滑にトイレトペーパーが供給できるよう必要事項について定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対してトイレトペーパーの供給を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第3条 トイレトペーパーの引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

3 乙は、甲に対する引渡しが完了したときは、後日甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 本協定に基づき乙が供給したトイレトペーパーの代金及び運搬に要した費用は、無償とする。ただし、供給が長期、大量にわたる場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、要請及び供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別紙連絡体制表により定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月23日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市小泉344番地1
成田市資源回収協同組合
代表理事 太田 豪

成田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

成田市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(首都圏第一支店扱い：以下「乙」という。)とは、甲における共助社会の実現に向け、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康づくりや食育の推進に関する事項
- (2) スポーツの振興、青少年の育成や教育の推進に関する事項
- (3) 災害時における被災者への支援や協力に関する事項
- (4) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(了承事項)

第6条 甲は、乙が第2条第1項第3号の規定に基づく取組みについて、事業に支障のない範囲で協力するよう努力するものであることを予め承知する。

(解約)

第7条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかわらず、この協定を解約しようとするときは、甲乙協議の上、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第8条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちにこの協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月20日

甲：千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙：東京都千代田区神田司町2-9
大塚製薬株式会社
首都圏第一支店長

災害時の医療救護活動に関する協定書

社団法人印旛市郡医師会
成 田 市

災害時の医療救護活動に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社団法人印旛市郡医師会（以下「乙」という。）は、成田市において、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、成田市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護チームの派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護チームを編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の医療救護活動を実施するため、印旛市郡医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護チームの編成）

第4条 医療救護チームは、医師と次に掲げる者のうち、状況に応じ必要な者をもって編成する。

（1）看護師

（2）事務員 等

(医療救護チームの活動場所)

第5条 医療救護チームは、甲が学校、公民館及び現地等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護チームの業務)

第6条 医療救護チームの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 後方医療施設に対する傷病者の受け入れの要請
- (4) 助産
- (5) 死亡の確認
- (6) その他

(指揮命令及び連絡調整)

第7条 医療救護チームの救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

(医薬品、医療材料品等)

第8条 医療救護チームが使用する医薬品、医療材料品等は、原則として甲が備蓄し、又は確保するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。
- 3 医薬品、医療材料品等の輸送は、甲が行うものとする。

(後方医療施設への搬送)

第9条 甲は、救護所等において後方医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合、収容する医療施設を確保し搬送するものとする。

(医療費)

第10条 甲の設置する救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲の実施する合同訓練に参加の要請があったときは、これに参加するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が実施した医療救護活動で次の各号に掲げる費用及び合同訓練の参加に要した費用は甲の負担とする。

(1) 医療救護チームの編成及び派遣に要した費用

(2) 使用した医薬品及び医療材料品等並びに損傷等した医療器材（医療救護チームが携行したものに限る。）の実費

(3) 医療救護チームの医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病し、又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争の措置)

第13条 この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と密接な連帯のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後に

おいてもまた同様とする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年 4月 1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小川 国彦

乙 成田市加良部3丁目17番地2
社団法人印旛市郡医師会
会 長 追川 孝雄

災害時の医療救護活動実施細目

平成12年4月1日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第14条の規定による細目は、次のとおりとする。

(医療救護チームの緊急活動)

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の規定による甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

2 前項の規定により報告があった医療救護活動は、甲から要請があったものとみなす。

(費用弁償等)

第2条 救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に要する費用は甲の負担とする。

(費用弁償等の請求・報告)

第3条 乙は、協定書第12条及び前条に規定する費用弁償等について、事後速やかに一括して、次の各号に掲げる書類により、甲に請求報告しなければならない。

(1) 医療救護チームの派遣に要した費用

- ア 費用弁償等請求書(様式1)
- イ 医療救護活動報告・医療救護チーム員報告書(様式2)
- ウ 医療救護診療記録(様式3)

(2) 使用した医薬品及び医療材料品等並びに損傷した医療器材の実費

- ア 費用弁償等請求書(様式1)
- イ 医薬品・医療材料品等使用報告書(様式4)

(3) 医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- ア 事故報告書(様式5)
- イ 事故傷病者概要(様式6)

- (4) 甲が実施する合同訓練の参加に要した費用は、前各号の規定を準用する。
- (5) 救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕に要する費用
- ア 費用弁償等請求書（様式1）
- イ 物件損傷等報告書（様式7）
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和23年規則第19号）に規定する様式を準用するものとする。

（経費等の支払い）

第4条 甲は、前条の規定により請求報告があったときは、その内容を調査し、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

平成12年 4月 1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小川 国彦

乙 成田市加良部3丁目17番地2
社団法人印旛市郡医師会
会 長 追川 孝雄

様式 1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日

成田市長 様

社団法人印旛市郡医師会
会長 (印)

年 月 日から 年 月 日までにおける災害・訓練時
医療救護活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医療救護チーム 費用弁償					延 チーム 詳細は別紙の とおり
	小 計				
医 薬 品 医 療 材料品実費弁償					詳細は別紙の とおり
施設・設備 実費弁償					同上
計					

様式 2

医療救護チーム活動報告・医療救護チーム員報告書

地区医師会名	医療救護 チーム 責任者 名	医療救護チーム員名		救護活動 場所	救護活動期間	救護実績				
		職種	氏名			死亡	重症	中等	軽症	計
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					

様式3

医療救護チーム診療記録

月日	医療救護チーム 責任者名	救護活動 場所	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病者名	程度	処置概要	備考
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		
					男 女				重 中 軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入する。

様式 4

医薬品・医療材料品等使用報告書

医療救護チーム 責任者名	提供医療機関名・ 責任者名	品名	使用量		薬価基準・購入金額		備 考
			単位	数量	単価	金額	

様式5

事故報告書

年 月 日

成田市長 様

社団法人印旛市郡医師会

会長



年 月 日から 年 月 日までにおける 災害・訓練 時医療救
護活動において、別紙のとおり事故が発生しましたので、報告します。

様式6

事故傷病者概要

氏名		性別	男 女	年齢	歳	住 所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名				程度	重症・中等症・軽症		転帰	
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）医療機関名						
受傷（発病）日時		年 月 日 午前・午後 時 分						
受傷（発病）場所								
受傷（発病）時の状況								

様式7

物件損傷等報告書

医療機関名 及び所在地	物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

- 注 1. 医療機関毎に記入する。
 2. 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入する。
 3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入する。
 4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入する。
 5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入する。

災害時の歯科医療活動に関する協定書

社団法人印旛郡市歯科医師会

成 田 市

災害時の歯科医療活動に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社団法人印旛郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、成田市において、大規模な災害が発生した場合に迅速な歯科医療活動を実施するため、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、成田市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療チームの派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき歯科医療活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害歯科医療活動組織に基づき歯科医療チームを編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

（災害医療計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の歯科医療活動を実施するため、印旛郡市歯科医師会災害歯科医療計画（以下「災害歯科医療計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害歯科医療計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（歯科医療チームの編成）

第4条 歯科医療チームは、歯科医師と次に掲げる者のうち、状況に応じ必用な者をもって編成する。

- （1）歯科衛生師
- （2）看護師
- （2）事務員 等

(歯科医療チームの活動場所)

第5条 歯科医療チームは、甲が学校、公民館及び現地等に設置する救護所において、歯科医療活動を実施するものとする。

(歯科医療チームの業務)

第6条 歯科医療チームの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科医療に係る応急処置
- (2) 傷病者の後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 歯科診療記録等による被災者の身元確認

(指揮命令及び連絡調整)

第7条 歯科医療チームの医療活動に係る指揮命令及び連絡調整は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

(医薬品、医療材料品等)

第8条 歯科医療チームが使用する医薬品、医療材料品等は、原則として甲が備蓄し、又は確保するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。
- 3 医薬品、医療材料品等の輸送は、甲が行うものとする。

(後方歯科医療施設への転送)

第9条 甲は、第6条第2号の規定による歯科医療チームの決定に従い、傷病者を後方歯科医療施設に対し、受け入れ等を要請するとともに転送するものとする。

(医療費)

第10条 甲の設置する救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲の実施する合同訓練に参加の要請があったときは、これに参加す

るものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が実施した歯科医療活動で次の各号に掲げる費用及び合同訓練の参加に要した費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要した費用
- (2) 使用した医薬品及び医療材料品等並びに損傷等した医療器材（歯科医療チームが携行したものに限る。）の実費
- (3) 歯科救護チームの歯科医師、歯科衛生士等が歯科医療活動において負傷し、疾病し、又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争の措置)

第13条 この協定により実施した歯科医療活動に関して、傷病者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と密接な連帯のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有す

る。

平成12年 4月 1日

甲 成田市花崎町760番地

成田市

成田市長 小川 国彦

乙 成田市玉造6丁目34番地

社団法人印旛郡市歯科医師会

会 長 笠井 精一

災害時の歯科医療活動実施細目

平成12年4月1日付をもって締結した「災害時の歯科医療活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第14条の規定による細目は、次のとおりとする。

(歯科医療チームの緊急活動)

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の規定による甲からの要請を待たずに歯科医療活動を実施した場合は、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

2 前項の規定により報告があった歯科医療活動は、甲から要請があったものとみなす。

(費用弁償等)

第2条 救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に要する費用は甲の負担とする。

(費用弁償等の請求・報告)

第3条 乙は、協定書第12条及び前条に規定する費用弁償等について、事後速やかに一括して、次の各号に掲げる書類により、甲に請求報告しなければならない。

(1) 歯科医療チームの派遣に要した費用

- ア 費用弁償等請求書(様式1)
- イ 歯科医療活動報告・歯科医療チーム員報告書(様式2)
- ウ 歯科医療診療記録(様式3)

(2) 使用した医薬品及び医療材料品等並びに損傷した医療器材の実費

- ア 費用弁償等請求書(様式1)
- イ 医薬品・医療材料品等使用報告書(様式4)

(3) 歯科医師等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- ア 事故報告書(様式5)
- イ 事故傷病者概要(様式6)

(4) 甲が実施する合同訓練の参加に要した費用は、前各号の規定を準用する。

(5) 救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕に要する費用

ア 費用弁償等請求書(様式1)

イ 物件損傷等報告書(様式7)

(6) その他歯科医療活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年規則第19号)に規定する様式を準用するものとする。

(経費等の支払い)

第4条 甲は、前条の規定により請求報告があったときは、その内容を調査し、相当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

平成12年 4月 1日

甲 成田市花崎町760番地

成田市

成田市長 小川 国彦

乙 成田市玉造6丁目34番地

社団法人印旛郡市歯科医師会

会 長 笠井 精一

様式 1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日

成田市長 様

社団法人印旛郡市歯科医師会
会長 (印)

年 月 日から 年 月 日までにおける災害・訓練時
歯科医療活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
歯科医療チーム 費用弁償					延 チーム 詳細は別紙の とおり
	小 計				
医 薬 品 医 療 材料品実費弁償					詳細は別紙の とおり
施設・設備 実費弁償					同上
計					

様式 2

歯科医療チーム活動報告・歯科医療チーム員報告書

地区歯科 医師会名	歯 科 医 療 チ ー ム 責 任 者 名	歯科医療チーム員名		歯 科 医 療 活 動 場 所	歯科医療活動期間	歯 科 医 療 実 績				
		職 種	氏 名			死亡	重症	中等	軽症	計
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					

様式3

歯科医療チーム診療記録

月日	歯科医療チーム 責任者名	医療活動 場所	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病者名	程度	処置概要	備考
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		
					男				重 中 軽		
					女				重 中 軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入する。

様式5

事故報告書

年 月 日

成田市長 様

社団法人印旛郡市歯科医師会

会長



年 月 日から 年 月 日までにおける 災害・訓練 時歯科医
療活動において、別紙のとおり事故が発生しましたので、報告します。

様式6

事故傷病者概要

氏名		性別	男 女	年齢	歳	住 所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名				程度	重症・中等症・軽症		転帰	
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）医療機関名						
受傷（発病）日時		年 月 日 午前・午後 時 分						
受傷（発病）場所								
受傷（発病）時の状況								

様式7

物件損傷等報告書

歯科医療機関名 及び所在地	物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

- 注 1. 医療機関毎に記入する。
 2. 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入する。
 3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入する。
 4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入する。
 5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入する。

ラピッドカー運用に関する協定書

日本医科大学千葉北総病院（以下「甲」という。）と佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、成田市消防本部、四街道市消防本部、印西地区消防組合消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部（以下「乙」という。）は、甲が保有する千葉県ラピッドカー（以下、「ラピッドカー」という。）の運用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が保有するラピッドカーに、日本医科大学千葉北総病院救命救急センター（以下「救命センター」という。）の医師、看護師、ラピッドカー運転手、その他救命センター長が必要と認める者が乗車し、救命処置等の必要な救急患者が発生した救急現場に出動して医療行為を行うことによって、地域住民の救命率の向上に資することを目的とする。

（出動範囲）

第2条 ラピッドカーの出動範囲は乙の管轄内とする。ただし、近隣消防本部等から特別に出動要請があった場合、救命センター長の判断で出動することができる。

（運用時間）

第3条 運用時間は、別に定める。

（乗員）

第4条 ラピッドカーに乗車するものは次の各号のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) ラピッドカー運転手
- (4) その他救命センター長が認める者

（出動要請）

第5条 出動要請は、ドクターヘリ要請基準に準ずる。

（活動方法）

第6条 ラピッドカーは、原則あらかじめ指定されたドッキングポイントで乙の救急車とドッキングし、乗員は乙の救急車内で活動するものとする。

2 必要がある場合は、乙が誘導し救急現場に向かい活動することができる。

(現場指揮等)

第 7 条 災害、事故等の救急現場における指揮は、ラピッドカーを要請した乙の現場指揮者が行い、ラピッドカー乗員は、その指揮下に置かれる。

2 現場指揮者は、ラピッドカー乗員の安全を確保した上で、現場の医療行為については、ラピッドカーに乗車する医師に全権を委ねるものとする。

(病院選定)

第 8 条 基本的に救命センターへ搬送するが、現場状況や救急発生場所等の状況によっては、その限りでない。

(経費等の負担)

第 9 条 ラピッドカー運用に要する経費等については、甲が全て負担する。

(紛争)

第 10 条 ラピッドカー運用中に事故が発生し紛争が生じた場合は、医療行為等に関する問題は甲が処理し、その他の問題は甲と乙が協議し適切に処理する。

(補償)

第 11 条 ラピッドカー運用中に発生した交通事故に係る補償は、ラピッドカーの甲加入の自動車保険をもって行う。

(免責)

第 12 条 乙が行ったラピッドカー出動要請にかかわる責任は不問とする。

(疑義)

第 13 条 この協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力)

第 14 条 この協定は、執行の日から起算して 1 年を経過した日にその効力を失う。ただし、効力を失う 1 ヶ月前までに甲及び乙が、それぞれ相手方に本協定の効力を延長しない旨の意思表示をしない時は、引き続き 1 年間効力を発するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 その他必要な事項はラピッドカー運用要綱に定める。

附則

- 1 本協定は平成22年 月 日から施行する。
- 2 本協定の証として本書7通を作成し、協定者の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成22年3月17日

(甲) 日本医科大学千葉北総病院
院長 田中宣威

(乙) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

消防長 名和富男

成田市消防本部
消防長 山口貫司

四街道市消防本部
消防長 川村雅敏

印西地区消防組合消防本部
消防長 岡田 一

富里市消防本部
消防長 藤崎 操

栄町消防本部
消防長 大澤 幸男

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と一般社団法人成田市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、成田市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の確保への乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第2条 甲は、医療救護活動を行うに際し、必要が生じた時は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護チームの構成員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の管理
- (3) 環境衛生（避難所等）管理
- (4) その他医療救護活動に関し、必要とする事項

（調剤費）

第4条 救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

（医薬品・衛生材料等の供給）

第5条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により、医薬品（一般医薬品、医療用医薬品及び消毒薬等の衛生薬品）及び衛生材料を甲へ供給するものとする。

（医事紛争の措置）

第6条 この協定により協力した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等に協力した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 乙が調達した医薬品、衛生材料の実費
- (3) 薬剤師が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和元年 7月24日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 成田市飯田町内野1丁目46
一般社団法人成田市薬剤師会
会長

災害時の助産師による妊産婦並びに乳幼児支援に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県助産師会（以下「乙」という。）は、成田市内に災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における助産師による妊産婦並びに乳幼児（以下「妊産婦等」という。）支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、成田市地域防災計画に基づき、甲が行う妊産婦等への応急救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助産師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めた場合には、乙に対し、助産師の派遣及び支援活動に必要なとなる機材等について協力要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、乙並びに乙に加盟している

助産師の業務に支障のない範囲内において、助産師を派遣するものとする。

（派遣要請手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定による助産師の派遣要請を行う場合には、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書（第1号様式）により、乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- （1）派遣要請の理由
- （2）派遣希望人数
- （3）派遣希望日時及び期間
- （4）派遣先
- （5）その他必要事項

（助産師に対する指揮等）

第4条 助産師による支援活動の調整を図るため、乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（助産師の業務）

第5条 乙が派遣する助産師は、原則「妊産婦等」に対し、主に次に掲げる内容の助産師業務を行う。

- (1) 避難所等における妊産婦等に対する健康管理、健康相談及び支援
- (2) 家庭訪問による妊産婦等に対する健康相談及び支援
- (3) 妊産婦等の医療機関等への搬送要否の決定
- (4) 救護所等における妊産婦等に対する応急救護活動
- (5) 緊急時の分娩介助、分娩前後の処置
- (6) その他必要な業務

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
 - (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害補償)

第7条 第2条の規定により、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の損害補償は、助産師個人で加入する保険を適用することを原則とし、その適用がない場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）など法令等の規定に基づき補償するものとする。

(損害賠償)

第8条 第2条の規定により、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、妊産婦等に損害を与えた場合の損害賠償は、次のとおりとする。

- (1) 助産師の責に帰する場合は、当該助産師が賠償の責を負うものとし、その他の場合は、法令等の規定に基づき、甲がその責を負うものとする。
- (2) 妊産婦等との間に紛争が生じた場合は、甲、乙及び当該助産師が緊密に連携し、誠意をもって対応するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項または協定について、疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、その後においても同様の取り扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年 7月24日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

乙 千葉市若葉区千城台南1-2-6
サンライズ千城台205号
一般社団法人 千葉県助産師会
会 長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

助産師派遣要請書

一般社団法人 千葉県助産師会
会長 武田 智子 様

成田市長 小泉 一成

災害時の助産師による妊産婦並びに乳幼児支援に関する協定書第2条の規定により、次のとおり助産師の派遣を要請します。

依頼日時 及び担当者	年 月 日 時 分 成田市 _____ 課・担当者 _____ 電話： _____ FAX： _____
派遣要請の理由	
派遣希望人数	人
派遣希望日時 及び期間	日時： 年 月 日 () 時 期間： 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
派遣先	
備考	

災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、成田市内に災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における柔道整復師による医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、成田市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めた場合には、乙に対し、柔道整復師の派遣及び医療救護活動に必要な機材等について協力要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、乙に所属している柔道整復師の業務に支障のない範囲内において、柔道整復師を派遣するものとする。

（派遣要請手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定による柔道整復師の派遣要請を行う場合には、次に掲げる事項を記載した柔道整復師派遣要請書（第1号様式）により、乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後速やかに柔道整復師派遣要請書を提出するものとする。

- （1）派遣要請の理由
- （2）派遣希望人数
- （3）派遣希望日時及び期間
- （4）派遣先
- （5）その他必要事項

（柔道整復師に対する指揮等）

第4条 柔道整復師による医療救護活動の調整を図るため、乙が派遣する柔道整復師に対する指揮は、印旛市郡医師会成田市医師団長を通じて、現場の医師が行うものとする。

（柔道整復師の業務）

第5条 乙が派遣する柔道整復師は、主に次に掲げる内容の医療救護活動業務

を行う。

- (1) 負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- (2) 負傷者に対する応急手当に必要な施術用資機材及び衛生材料等の提供
- (3) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（費用弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復師の派遣に要する経費
 - (2) 乙が携行した施術用資機材及び衛生材料等を使用した場合の実費弁償
 - (3) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち0 甲が必要と認めた経費
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによる。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項または協定について、疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、その後においても同様の取り扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 成田市花崎町 760 番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉市中央区末広 3-21-6
公益社団法人 千葉県柔道整復師会
会 長 高橋 政夫

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

柔道整復師派遣要請書

公益社団法人 千葉県柔道整復師会
会 長 高橋 政夫 様

成田市長 小泉 一成

災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書第2条の規定により、次のとおり柔道整復師の派遣を要請します。

依頼日時 及び担当者	年 月 日 時 分 成田市 _____ 課・担当者 _____ 電話： _____ FAX： _____
派遣要請の理由	
派遣希望人数	人
派遣希望日時 及び期間	日時： 年 月 日 () 時 期間： 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
派遣先	
備考	

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

成田市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、成田市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出及び甲と乙の協力に関し必要な事項について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 看板とは、乙の実施している広告事業のうち、乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2） 広告主とは、本協定の目的に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1） この協定の目的に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2） 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3） 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4） 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5） 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年10月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県千葉市中央区新田町36-16 千葉テックビル
東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社
千葉総支社長 轟 和夫

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

成田高等学校・附属中学校

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田高等学校・付属中学校（以下「乙」という。）とは、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の教職員が指定避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市内において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、次に掲げる乙の管理する施設を甲が利用すること。

ア 講堂兼体育館（一般の避難者用）

イ 講堂兼体育館では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合においては、校長が許可した教室等

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害の種別）

ア グラウンド（崖崩れ・地震・大規模な火事）

イ 講堂兼体育館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

（3）避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

- 2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

- 2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

- 2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

- 2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。
- 3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。
- 4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市成田27番地
成田高等学校・附属中学校
校長 大澤 浩一

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

千葉県立成田西陵高等学校

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県立成田西陵高等学校（以下「乙」という。）とは、成田市において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の教職員が指定避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、次に掲げる乙の管理する施設を甲が利用すること。

ア 体育館（一般の避難者用）

イ 格技場（体育館が使用できない場合の一般の避難者用）

ウ 体育館、格技場では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合においては、校長が許可した教室等

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害の種別）

屋外運動場（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

体育館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を

加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市松崎20番地
千葉県立成田西陵高等学校
校長 久門 宏

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

千葉県立成田国際高等学校

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県立成田国際高等学校（以下「乙」という。）とは、成田市において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の教職員が指定避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、次に掲げる乙の管理する施設を甲が利用すること。

ア 体育館（一般の避難者用）

イ 格技場（体育館が使用できない場合の一般の避難者用）

ウ 体育館、格技場では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合においては、校長が許可した教室等

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害の種別）

屋外運動場（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

体育館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を

加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市加良部3丁目16番地
千葉県立成田国際高等学校
校長 渡邊 信治

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

千葉県立成田北高等学校

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県立成田北高等学校（以下「乙」という。）とは、成田市において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の教職員が指定避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、次に掲げる乙の管理する施設を甲が利用すること。

ア 体育館（一般の避難者用）

イ 格技場（体育館が使用できない場合の一般の避難者用）

ウ 体育館、格技場では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合においては、校長が許可した教室等

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害の種別）

屋外運動場（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

体育館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を

加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市玉造5丁目1番地
千葉県立成田北高等学校
校長 平賀 洋一

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

千葉県立下総高等学校

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県立下総高等学校（以下「乙」という。）とは、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の教職員が指定避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市内において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、次に掲げる乙の管理する施設を甲が利用すること。

ア 体育館（一般の避難者用）

イ 格技場（体育館が使用できない場合の一般の避難者用）

ウ 体育館、格技場では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合においては、校長が許可した教室等

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害の種別）

屋外運動場（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

体育館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を

加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市名古屋247番地
千葉県立下総高等学校
校長 鈴木 誠一

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団（以下「乙」という。）とは、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれのある場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市内において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、利用する施設

ア 成田市体育館（トレーニング室、卓球室、アリーナ、会議室、柔道場及び剣道場）

イ 久住体育館（アリーナ及び談話室）

ウ 大栄B&G海洋センター（アリーナ及び武道場）

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設（災害種別）

ア 中台運動公園（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

イ 久住体育館、久住テニスコート（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫）

ウ 大栄B&G海洋センター、大栄運動場、大栄テニスコート

(洪水・崖崩れ・地震・大規模な火事・内水氾濫)

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(4) 乙の職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。ただし、避難所運営委員会が設置されるまでは、甲の派遣した市職員が主体となって運営するものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 災害時の施設利用等に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の災害対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から指定期間満了の日までとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市中台5丁目2番地
公益財団法人
成田市スポーツ・みどり振興財団
理事長 石橋 廣

災害時における避難所等の施設利用 等に関する申し合わせ事項

成 田 市

公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団

災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項

成田市（以下「甲」という。）と公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書」に基づき、乙の施設の利用等の細目に関し、この申し合わせ事項を定めるものとする。

1 第2条関係について（施設利用等の要請）

- (1) 甲及び乙は、災害時における避難所等の施設利用等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、指定避難所ごとに毎年4月に連絡責任者名簿（様式第1号）を作成し、これをお互いに通知して情報連絡体制を確認するものとする。
- (2) 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。
- (3) 乙は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を速やかに連絡し、甲は速やかに職員を派遣する等の処置を行うものとする。
- (4) 緊急時を想定し、乙の管理する鍵を事前に甲の担当部署に預けるものとする。

2 第3条関係について（施設利用等の内容）

(1) 指定避難所

乙は、災害時において、避難者数を考慮し、適切な場所を避難所として提供するものとする。

(2) 指定緊急避難場所

乙は、災害時において、指定緊急避難場所として管理施設全般を提供するものとする。

(3) 甲は、緊急時を想定し、防災倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

3 第5条関係について（指定避難所の開設等）

- (1) 甲及び乙は、乙の施設利用等に当たり、施設の安全確認を行った上で使用する。
- (2) 上記の安全確認で、使用不可との判断が出た場合においては、甲及び乙は、速やかに他の指定避難所に避難者を誘導するものとする。
- (3) 指定避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議して最大7日間延長ができるものとする。

4 その他

- (1) 甲は、緊急時を想定し事務用品等を乙に預けるものとする。

- (2) 各指定避難所の事務用品等は、別表のとおりとする。
- (3) 乙は、事務用品等を適切に管理するものとする。

この申し合わせ事項の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市中台5丁目2番地
公益財団法人
成田市スポーツ・みどり振興財団
理事長 石橋 廣

平成 年 月 日

連絡責任者名簿

甲 成田市		
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
乙 公益財団法人成田市・スポーツみどり振興財団		
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	

別表

【避難所用事務用品】

① 避難所運営マニュアル 2 部	⑫ ラジオ機能付ライト 3 個
② 軍手 12 双組	⑬ ダブルクリップ 10 個
③ 黒ボールペン 20 本	⑭ 画鋏 130 本
④ 油性マーカー黒・赤各 1 本	⑮ クリップ 50 g
⑤ カッター 1 本	⑯ ホッチキス 1 個
⑥ カッティングマット 1 枚	⑰ ホッチキス針 5000 本
⑦ ガムテープ 1 本	⑱ 穴あけパンチ 1 個
⑧ 粘着テープ 1 本	⑲ 単 2 形電池 4 本
⑨ セロハンテープ 1 本	⑳ 単 3 形電池 8 本
⑩ スズランテープ 1 本	㉑ スティックのり 1 本
⑪ ハサミ 1 本	㉒ 避難所台帳

【トランシーバー】

①ICOM 製 携帯型デジタル簡易無線機 1 台
②ハンディーアンテナ (増強アンテナ) 1 本
③卓上充電器 1 台

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書の変更協定書

成田市（以下「甲」という。）と公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団（以下「乙」という。）は、平成28年4月1日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書」（以下、「原協定書」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原協定書の第3条（1）中に「エ 印東体育館（アリーナ及び会議室）」、同条（2）中に「エ 印東体育館（崖崩れ・地震・大規模な火災・内水氾濫）」を加える。

本変更協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 成田市中台5丁目2番地
公益財団法人
成田市スポーツ・みどり振興財団
理事長 藤 崎 祐 司

災害時における避難所等の施設利用 等に関する協定書

成 田 市

株式会社ケイミックス

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社ケイミックス（以下「乙」という。）とは、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれのある場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること及び乙の職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、成田市内において震度6弱以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の管理する施設を避難所等の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

（1）指定避難所として、利用する施設

成田国際文化会館

（2）指定緊急避難場所として、利用する施設及び場所（災害の種別）

成田国際文化会館（洪水・崖崩れ・地震・大規模な火災・内水氾濫）

（3）避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

（4）乙の職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、成田市発行の

「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(市職員の派遣)

第4条 甲は、指定避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(指定避難所の開設等)

第5条 指定避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 指定避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。ただし、避難所運営委員会が設置されるまでは、甲の派遣した市職員が主体となって運営するものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 災害時の施設利用等に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の災害対策の推進に努めるものとする。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

- 3 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から指定期間満了の日までとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
株式会社ケイミックス
代表取締役 橋本 鉄司

災害時における避難所等の施設利用 等に関する申し合わせ事項

成 田 市

株式会社ケイミックス

災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項

成田市（以下「甲」という。）と株式会社ケイミックス（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書」に基づき、乙の施設の利用等の細目に関し、この申し合わせ事項を定めるものとする。

1 第2条関係について（施設利用等の要請）

- (1) 甲及び乙は、災害時における避難所等の施設利用等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、指定避難所ごとに毎年4月に連絡責任者名簿（様式第1号）を作成し、これをお互いに通知して情報連絡体制を確認するものとする。
- (2) 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。
- (3) 乙は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を速やかに連絡し、甲は速やかに職員を派遣する等の処置を行うものとする。
- (4) 緊急時を想定し、乙の管理する鍵を事前に甲の担当部署に預けるものとする。

2 第3条関係について（施設利用等の内容）

(1) 指定避難所

乙は、災害時において、避難者数を考慮し、適切な場所を避難所として提供するものとする。

(2) 指定緊急避難場所

乙は、災害時において、指定緊急避難場所として管理施設全般を提供するものとする。

- (3) 甲は、緊急時を想定し、防災倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

3 第5条関係について（指定避難所の開設等）

- (1) 甲及び乙は、乙の施設利用等に当たり、施設の安全確認を行った上で使用する。
- (2) 上記の安全確認で、使用不可との判断が出た場合においては、甲及び乙は、速やかに他の指定避難所に避難者を誘導するものとする。
- (3) 指定避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議して最大7日間延長ができるものとする。

4 その他

- (1) 甲は、緊急時を想定し事務用品等を乙に預けるものとする。
- (2) 各指定避難所の事務用品等は、別表のとおりとする。
- (3) 乙は、事務用品等を適切に管理するものとする。

この申し合わせ事項の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
株式会社ケイミックス
代表取締役 橋本 鉄司

平成 年 月 日

連絡責任者名簿

甲 成田市		
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
乙 株式会社 ケイミックス		
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	
	TEL	
	FAX	
	携帯/PHS	
	E-MAIL	

別表

【避難所用事務用品】

① 避難所運営マニュアル 2 部	⑫ ラジオ機能付ライト 3 個
② 軍手 12 双組	⑬ ダブルクリップ 10 個
③ 黒ボールペン 20 本	⑭ 画鋏 130 本
④ 油性マーカー黒・赤各 1 本	⑮ クリップ 50 g
⑤ カッター 1 本	⑯ ホッチキス 1 個
⑥ カッティングマット 1 枚	⑰ ホッチキス針 5000 本
⑦ ガムテープ 1 本	⑱ 穴あけパンチ 1 個
⑧ 粘着テープ 1 本	⑲ 単 2 形電池 4 本
⑨ セロハンテープ 1 本	⑳ 単 3 形電池 8 本
⑩ スズランテープ 1 本	㉑ スティックのり 1 本
⑪ ハサミ 1 本	㉒ 避難所台帳

【トランシーバー】

① ICOM 製 携帯型デジタル簡易無線機 1 台
② ハンディーアンテナ (増強アンテナ) 1 本
③ 卓上充電器 1 台

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書の変更協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「乙」という。）は、平成28年4月1日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書」（以下、「原協定書」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原協定書の本則中「株式会社ケイミックス」を「株式会社ケイミックスパブリックビジネス」に改め、締結者の乙の欄中「東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 株式会社ケイミックス 代表取締役 橋本 鉄司」を「東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 代表取締役 橋本 鉄司」に改める。

本変更協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 成田市花崎町760番地
成田市

成田市長 小泉 一成

乙 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄司

災害時における避難所の施設利用等 に関する協定書

成 田 市

アクティオ株式会社

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）とアクティオ株式会社（以下「乙」という。）とは、成田市市内において災害対策基本法（昭和36年1月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれのある場合に甲が乙の管理する施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を自主避難所として利用すること及び乙の職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するとともに、利用に供するものとする。

- （1）施設利用等の範囲
- （2）施設利用等の期間
- （3）その他必要と認める事項

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- （1）自主避難所として、利用する施設

三里塚コミュニティセンター

- （2）避難所等として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

- （3）乙の職員が避難所等の運営に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、成田市発行の「避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（市職員の派遣）

第4条 甲は、自主避難所を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(自主避難所の開設等)

第5条 自主避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した市職員が行うものとする。

2 自主避難所の管理及び運営は、甲の派遣した市職員、乙の職員が連携して行うものとする。

(乙の施設の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 災害時の施設利用等に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の災害対策の推進に努めるものとする。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から指定期間満了の日までとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号
アクティオ株式会社
代表取締役社長 鈴木 悟

災害時における 一時滞在施設の提供に関する協定

成 田 市

公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団

災害時における一時滞在施設の提供に関する協定

成田市（以下「甲」という。）と公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団（以下「乙」という。）は、成田市内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、公共交通機関の運行の停止等により帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、乙の施設の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時的に滞在できる施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供する必要があるときは、乙に対しその旨を電話等により要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による施設提供の要請を受けたときは、運営に支障のない範囲で一時滞在施設としての施設提供に協力するものとする。

（提供する施設）

第 3 条 一時滞在施設として提供する施設は、中台運動公園体育館とする。ただし、災害時において、当該施設が指定避難所として提供されている場合においては、同施設において指定避難所の用に供していない空室等を一時滞在施設として提供するものとする。

（協力内容）

第 4 条 甲は、この協定に基づき、乙に対し次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- （2）帰宅困難者に対し、乙の施設に付随する設備、備品、機械類等を提供すること。
- （3）帰宅困難者に対し、帰宅支援に関する情報を提供すること。
- （4）帰宅困難者に対し、甲が用意する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- （5）帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- （6）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し協力できる事項

（提供の期間）

第 5 条 一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、災害の発生から 72 時間以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(市職員の派遣)

第6条 甲は、一時滞在施設を開設したときは職員を配置するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、一時滞在施設の提供に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(乙の施設の返還)

第7条 甲は、乙の施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供した場合においても、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、帰宅困難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する設備、備品、機器類等の提供の範囲を縮小するときは、段階的に乙の施設及び設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した一時滞在施設を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、一時滞在施設として提供する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(費用負担)

第8条 施設提供に要した費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(平常時からの備え)

第9条 乙は、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の災害対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から指定管理期間満了の日までとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、同一の条件をもって更新されるものとし、

以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月22日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市中台5丁目2番地
公益財団法人
成田市スポーツ・みどり振興財団
理事長 石橋 廣

災害時における特別な配慮が必要な
帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

成 田 市

大清ホテルズ株式会社

災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

成田市（以下「甲」という。）と大清ホテルズ株式会社（以下「乙」という。）は、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共交通機関の運行の停止等により発生した帰宅困難者であつて、高齢者、障がい者、介護を要する者、妊産婦、乳幼児等のうち、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者（以下「帰宅困難要配慮者」という。）の受入れ等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難要配慮者が一時的に滞在できる施設として提供する必要があるときは、乙に対しその旨を別記様式により要請するものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で乙に要請することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（受入協力の決定）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請があつた場合には、帰宅困難要配慮者の受入れの可否や受入可能な人数等について確認し、別記様式により甲に回答するものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で甲に回答することができる。

（協力内容）

第4条 甲は、この協定に基づき、乙に対し次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。なお、要請先は、乙が運営するメルキュールホテル成田とする。

- （1）帰宅困難要配慮者に対し、空いている客室を一時受入場所として提供すること。
- （2）帰宅困難要配慮者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （3）帰宅困難要配慮者に対し、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （4）帰宅困難要配慮者に対し、甲が用意する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- （5）帰宅困難要配慮者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路を案内すること。
- （6）その他乙が帰宅困難要配慮者の受入れ等に関して甲に協力できる事項

2 乙は、帰宅困難要配慮者の施設利用時における介助を甲に要請することが出来る。また、必要な物資の搬入等についても甲に協力を求めることができる。

(要請期間)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、1日間程度とする。ただし、当該期間を超えて乙の施設を使用する必要がある場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用負担)

第6条 第4条第1項第1号に規定された協力内容に要した費用は、乙が客室利用者に対して直接請求するものとする。

2 第4条第1項第2号から第6号までに規定された協力内容に要した費用は、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 第4条第1項各号に掲げる協力に従事した場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に対し直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第4条第1項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第5条に定める要請期間が満了した後も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時において円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備や訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、平成29年3月28日から平成30年3月31日までとす

る。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月28日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市花崎町818番地1
大清ホテルズ株式会社
代表取締役 黄 璟浩

帰宅困難要配慮者の受入れに関する要請書 兼 回答書

要 請 書

(成田市災害対策本部 → 各ホテル)

年 月 日 時 分時点において、市が把握している状況は次のとおりです。

①	施設名：スカイタウン成田	帰宅困難要配慮者の数：計（ ）名
	内訳：高齢者（ ）名、障がい者（ ）名、介護を要する者（ ）名 妊産婦（ ）名、乳幼児（ ）名、その他（ ）名	
②	施設名：中台運動公園体育館	帰宅困難要配慮者の数：計（ ）名
	内訳：高齢者（ ）名、障がい者（ ）名、介護を要する者（ ）名 妊産婦（ ）名、乳幼児（ ）名、その他（ ）名	

上記のとおり、合計（ ）名の帰宅困難要配慮者が発生しているため、貴施設における客室提供（概ね1日程度）の可否等について、下記によりご回答ください。

担当	所属：	TEL：
	氏名：	FAX：

回 答 書

(各ホテル → 成田市災害対策本部)

ホテル名（ ）

年 月 日 時 分時点において、本施設における帰宅困難者の受入れ等について、次のとおり回答します。（いずれかに○印）

協力可能 ・ 協力不可能

以下、協力可能な施設のみご回答ください。

①	受入れ可能客室数（ ）室					
内訳	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円
	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円
②	受入れ可能期間	月 日（ 時 分）～ 月 日（ 時 分）				
③	特記事項					

担当	所属：	TEL：
	氏名：	FAX：

災害時における特別な配慮が必要な
帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

成 田 市

株式会社フォーラム商事

災害時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

成田市（以下「甲」という。）と株式会社フォーラム商事（以下「乙」という。）は、成田市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共交通機関の運行の停止等により発生した帰宅困難者であつて、高齢者、障がい者、介護を要する者、妊産婦、乳幼児等のうち、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者（以下「帰宅困難要配慮者」という。）の受入れ等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難要配慮者が一時的に滞在できる施設として提供する必要があるときは、乙に対しその旨を別記様式により要請するものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で乙に要請することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（受入協力の決定）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請があつた場合には、帰宅困難要配慮者の受入れの可否や受入可能な人数等について確認し、別記様式により甲に回答するものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で甲に回答することができる。

（協力内容）

第4条 甲は、この協定に基づき、乙に対し次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。なお、要請先は、乙が運営する成田U-シティホテルとする。

（1）帰宅困難要配慮者に対し、空いている客室を一時受入場所として提供すること。

（2）帰宅困難要配慮者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（3）帰宅困難要配慮者に対し、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。

（4）帰宅困難要配慮者に対し、甲が用意する飲料水、食料、毛布等を提供すること。

（5）帰宅困難要配慮者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路を案内すること。

（6）その他乙が帰宅困難要配慮者の受入れ等に関して甲に協力できる事項

2 乙は、帰宅困難要配慮者の施設利用時における介助を甲に要請することが出来る。また、必要な物資の搬入等についても甲に協力を求めることができる。

(要請期間)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、1日間程度とする。ただし、当該期間を超えて乙の施設を使用する必要がある場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用負担)

第6条 第4条第1項第1号に規定された協力内容に要した費用は、乙が客室利用者に対して直接請求するものとする。

2 第4条第1項第2号から第6号までに規定された協力内容に要した費用は、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 第4条第1項各号に掲げる協力に従事した場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に対し直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第4条第1項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第5条に定める要請期間が満了した後も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時において円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備や訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、平成29年3月31日から平成30年3月31日までとす

る。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 成田市囀護台1丁目1番地2
株式会社フォーラム商事
代表取締役 甲田 直弘

帰宅困難要配慮者の受入れに関する要請書 兼 回答書

要 請 書

(成田市災害対策本部 → 各ホテル)

年 月 日 時 分時点において、市が把握している状況は次のとおりです。

①	施設名：スカイタウン成田	帰宅困難要配慮者の数：計（ ）名
	内訳：高齢者（ ）名、障がい者（ ）名、介護を要する者（ ）名 妊産婦（ ）名、乳幼児（ ）名、その他（ ）名	
②	施設名：中台運動公園体育館	帰宅困難要配慮者の数：計（ ）名
	内訳：高齢者（ ）名、障がい者（ ）名、介護を要する者（ ）名 妊産婦（ ）名、乳幼児（ ）名、その他（ ）名	

上記のとおり、合計（ ）名の帰宅困難要配慮者が発生しているため、
貴施設における客室提供（概ね1日程度）の可否等について、下記によりご回答ください。

担 当	所属：	TEL：
	氏名：	FAX：

回 答 書

(各ホテル → 成田市災害対策本部)

ホテル名（ ）

年 月 日 時 分時点において、本施設における帰宅困難者の
受入れ等について、次のとおり回答します。（いずれかに○印）

協力可能 ・ 協力不可能

以下、協力可能な施設のみご回答ください。

①	受入れ可能客室数（ ）室					
内 訳	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円
	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円	号室	ベッド数（ ）台 金額（ ）円
②	受入れ可能期間	月 日（ 時 分）～ 月 日（ 時 分）				
③	特記事項					

担 当	所属：	TEL：
	氏名：	FAX：

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

成田市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又

移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月17日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉縣市川市市川1-4-10市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村健史

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 透友会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 有楽苑	千葉県成田市横山204番地40

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉県成田市横山204番地40
社会福祉法人 透友会
理事長 岡井平太

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 浅間の杜（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の決定をするに当たり、当該対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 長寿園	千葉県成田市長沼1600番地

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市長沼1600番地
社会福祉法人 浅間の杜
理事長 岩館 岩雄

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 下総会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 名木の里	千葉県成田市名木192番地

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市名木192番地
社会福祉法人 下総会
理事長 富澤 誠

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 徳栄会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、その可否について甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 成田苑	千葉県成田市大室1783番地22

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県山武郡芝山町山中1337番地1
社会福祉法人 徳栄会
理事長 高根 宏

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人すはま会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 蓬萊の杜	千葉県成田市川栗842番地4

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市川栗842番地4
社会福祉法人 すはま会
理事長 小岩井 雅彦

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 豊立会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 玲光苑	千葉県成田市押畑896番地4

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市押畑896番地4
社会福祉法人 豊立会
理事長 藤崎 壽路

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と医療法人社団 聖母会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、その可否について甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
介護老人保健施設 セントアンナ ナーシングホーム	千葉県成田市本三里塚226番地1

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉県成田市取香446番地
医療法人社団 聖母会
理事長 太田不二雄

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と医療法人社団 透光会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
介護老人保健施設 透光苑	千葉県成田市桜田1137番地

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市桜田1137番地
医療法人社団 透光会
理事長 岡井 平太

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 大成会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
障害児入所施設 不二学園	千葉県成田市大清水206番地1

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市大清水206番地1
社会福祉法人 大成会
理事長 太田 三郎

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 菜の花会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、その可否について甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
障害者支援施設 しもふさ学園	千葉県成田市名木511番地15

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県成田市名木511番地15
社会福祉法人 菜の花会
理事長 小林 禮子

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清郷会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における災害時要援護者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない災害時要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第3条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、その可否について甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
障害者支援施設 十倉厚生園	千葉県富里市十倉2443番地
障害者支援施設 協和厚生園	千葉県富里市日吉倉1082番地3
障害者支援施設 日吉厚生園	千葉県富里市日吉倉1082番地6

(手続き)

第6条 第3条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第9条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年11月 7日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県富里市日吉倉1082番地3
社会福祉法人 清郷会
理事長 片寄 照文

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

株式会社 あかうみ

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社あかうみ（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市下福田285番地4
株式会社 あかうみ
代表取締役 赤 海 守

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

有限会社 ファインドランドハウス

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と有限会社ファインドランドハウス（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市公津の杜6丁目18番地3
有限会社 ファインドランドハウス
取締役 山 下 直 人

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

株式会社 たいが企画

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社たいが企画（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市公津の杜4丁目6番地7
株式会社 たいが企画
代表取締役 尾 畑 正 樹

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

株式会社 高根商事

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社高根商事（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市吉岡1125番地43
株式会社 高根商事
代表取締役 高 根 久 雄

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

株式会社 S S プランニングサービス

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社SSプランニングサービス（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市船形541番地1
株式会社 SSプランニングサービス
代表取締役 鈴木 進 二

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

株式会社 サンベ

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社サンベ（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市公津の杜2丁目29番地3
株式会社 サンベ
代表取締役 湯 浅 純 一

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害時における要援護者等の 輸送協力に関する協定書

成 田 市

ハッピーハート成田店

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）とハッピーハート成田店（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を医療機関、福祉避難所等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が成田市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- （2）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、「要援護者等の輸送協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、輸送を実施したときは、「要援護者の輸送協力報告書」（様式第2号）により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により乙が行った輸送協力を要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前における通常料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 乙は、輸送協力に要した経費について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災活動への協力)

第12条 乙は、甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26年 5月 1日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市飯仲36番地21
ハッピーハート成田店
営業部長 武 部 茂

平成 年 月 日

様

成田市長

要援護者等の輸送協力要請書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
必要な器材（車椅子、ストレッチャーなど）		
心身の状況（障がい、傷病の程度）・介助者の有無・注意事項		

平成 年 月 日

成田市長 様

要援護者等の輸送協力報告書

災害時における要援護者等の輸送協力に関する協定書第6条の規定に基づく報告をいたします。

氏名	性別	生年月日
住所		
出発場所（避難所名など）		
到着場所（施設・病院）		
出発時間 平成 年 月 日 AM・PM	到着時間 平成 年 月 日 AM・PM	
走行距離（経路も記入）		
使用器材		
連絡事項		

災害発生時における福祉避難所の設置運営 に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人金木犀会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における避難行動要支援者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない要支援者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

第 3 条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第 4 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第 5 条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
介護老人福祉施設 まきの里	千葉県成田市吉岡 1342 番地 6

(手続き)

第 6 条 第 3 条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第 7 条 甲は、乙に対し、福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第 8 条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第 9 条 第 3 条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き 7 日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第 11 条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 1 日

甲 千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市吉岡 1342 番地 6
社会福祉法人 金木犀会
理事長 牧 瀬 敏 裕

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人福祉楽団（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における避難行動要支援者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない要支援者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第 3 条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第 4 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第 5 条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
介護老人福祉施設 杜の家なりた	千葉県成田市下方 686 番 1

(手続き)

第 6 条 第 3 条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第 7 条 甲は、乙に対し、福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第 8 条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第 9 条 第 3 条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き 7 日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第 11 条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 1 日

甲 千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県香取市沢 2459 番 1
社会福祉法人 福祉楽団
理事長 在 田 正 則

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と医療法人社団寿光会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、成田市内に大規模な災害が発生した場合における避難行動要支援者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない要支援者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（介助を要する者にあたっては、その家族等の介助者を含む。）とする。

（対象者の受入等）

- 第 3 条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、対象者受入れを要請するものとする。
- 乙は、前項の要請があったときは、対象者の受入れの可否を速やかに決定し、甲に連絡するものとする。
 - 乙は、前項の決定をするに当たり、対象者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。
 - 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第 4 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

（指定する施設）

第 5 条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
介護老人福祉施設 エスポワール成田	千葉県成田市宝田 360 番地 1

(手続き)

第 6 条 第 3 条による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第 7 条 甲は、乙に対し、福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第 8 条 甲は、日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるようボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第 9 条 第 3 条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、引き続き 7 日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第 11 条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協誼)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 1 日

甲 千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県いすみ市岬町和泉 330 番 1
医療法人社団 寿光会
理事長 作田 美奈子

災害時応急工事等の協力に関する 業務協定書

成 田 市
成田市建設業災害対策協力会

災害時応急工事等の協力に関する業務協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市建設業災害対策協力会（以下「乙」という。）は、成田市地域防災計画に基づき、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害時応急工事等」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲と乙の間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時応急工事等を実施する必要が生じた場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、災害時応急工事等に必要な人員、建設資機材等を出動させ、甲が実施する災害時応急措置に協力するものとする。

3 災害時応急工事等を実施する場合における人員や業務等は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用される範囲内とする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合に速やかに災害時応急工事等を実施できるよう、乙の会員で、かつ、成田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者により協力体制を整備しておくものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害時応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害が生じたときの措置）

第5条 災害時応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙

が協議して、その処理解決に当たるものとする。

(損害補償)

第6条 第2条の規定により、災害時応急工事等に従事した者が、当該災害時応急工事等により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年6月1日

成田市花崎町760番地

甲 成田市

成田市長 小泉 一成

成田市吉倉263番地4

乙 成田市建設業災害対策協力会

会長 郡司 正幹

災害時応急工事等の協力に関する業務細目

成田市（以下「甲」という。）と成田市建設業災害対策協力会（以下「乙」という。）は、平成24年6月1日付をもって締結した「災害時応急工事等の協力に関する業務協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定により、次のとおり細目を定める。

（要請手続等）

第1条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に対し協力の要請をしようとするときは、電話等の方法により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）災害箇所又は災害発生予想箇所
- （2）被害状況
- （3）災害時応急工事等の内容
- （4）人員数
- （5）建設資機材
- （6）その他必要な事項

2 乙は、甲から災害時応急工事等の協力の要請があったときは、災害箇所を担当する工事施工業者（以下「施工業者」という。）に対し、前項各号に掲げる事項を通報しなければならない。

（施工業者名の報告）

第2条 乙は、前条の規定により、施工業者に通報し災害現場に出動させたときは、当該施工業者名を速やかに甲に報告しなければならない。

（協力活動）

第3条 施工業者は、乙から通報を受けたときは、直ちに災害箇所に急行し現地に派遣された甲の職員の指示に従って、災害時応急工事等を実施するものとする。この場合において、甲の職員が現地に派遣されていない場合に、緊急を要するときは、通報を受けた要請事項に従い、災害時応急工事等を実施するものとする。

2 前項後段の場合において、施工業者が災害時応急工事等の実施に移した後、

甲の職員が災害箇所に派遣されたときは、施工業者の現場責任者は、甲の職員に速やかに被害状況、災害時応急工事等の概要を報告し、その後は、甲の職員の指示に従って災害時応急工事等を実施しなければならない。

(完了の報告)

第4条 乙は、施工業者が災害時応急工事等を完了したときは、遅滞なくその結果を災害時応急工事等完了報告書(別紙様式1)により、甲に報告するものとする。この場合において、災害時応急工事等実施時に防災資機材を使用した場合は、防災資機材使用報告書(別紙様式2)を添えて報告するものとする。

(費用の算出)

第5条 災害時応急工事等に要した費用の積算は、千葉県積算基準等を準用するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲は、災害時応急工事等に要した費用について、別途甲と施工業者とで締結した工事請負契約及び成田市財務規則(昭和44年規則第13号)に基づき支払うものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、災害時応急工事等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し事故報告書(別紙様式3)により報告するものとする。

(建設機材等の種類及び数量の把握)

第8条 乙は、協定書に基づき災害時応急工事等の実施に関し、常時甲に協力できるように建設資機材等の種類及び数量について把握し、その体制を整備しておくものとする。

(協議)

第9条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

(細目の期間)

第10条 この細目の有効期間は、この細目の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれから何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この細目は更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

甲及び乙は、本細目書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年6月1日

成田市花崎町760番地

甲 成田市

成田市長 小泉 一成

成田市吉倉263番地4

乙 成田市建設業災害対策協力会

会長 郡司 正幹

様式 1

平成 年 月 日

(あて先) 成田市長

成田市建設業災害対策協力会
会長

災害時応急工事等完了報告書

災害時応急工事等における協力に関する業務細目第4条の規定により、下記のとおり災害時完了工事等が完了しましたので報告します。

記

工事完了 年月日	工事箇所		工事内容	施工業者名
	路線河川名等	所在地		

様式 2

防災資機材使用報告書

施工業者名 責任者名	品名	使用量		防災資機材の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

平成 年 月 日

(あて先) 成田市長

成田市建設業災害対策協力会
会長

事故報告書

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種				施工業者名			
傷病名			程度	重傷・中・軽症		転帰	
外来・入院 (月 日)			診療 (入院) 医療機関名				
受傷 (発病) 日時	年 月 日		午前・午後		時	分	
受傷 (発病) 場所							
受傷 (発病) 時の状況							

災害時応急工事等の協力に関する 業務協定書

成 田 市 空 衛 協 力 会
成 田 市

災害時応急工事等の協力に関する業務協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市空衛協力会（以下「乙」という。）は、成田市地域防災計画に基づき地震災害・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を円滑に確保するため、甲と乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要が生じた場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害時応急工事等に必要な人員、機材等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

（協力の体制）

第3条 乙は、前条第1項の協力要請を受けた場合に、速やかに災害応急工事等を実施できるよう、乙の会員で、かつ、成田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者により協力体制を整備しておくものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の規定に基づき協力要請手続きをする場合は、電話等により要請をするものとする。

ただし、連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、乙は自主的判断により災害応急業務を施行できるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは甲と乙が協議して、その処理解決に当たるものとする。

(損害補償)

第7条 第2条の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の規定に準じて損害補償を行うものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年3月28日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小川 国彦

乙 成田市玉造2丁目4番地の14
成田市空衛協力会
会長 安齋 四郎

災害応急工事等の協力に関する業務細目

平成14年3月28日付をもって締結した「災害時応急工事等の協力に関する業務協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定による細目は、次のとおりとする。

（要請手続等）

第1条 協定書第2条第1項の規定に基づき、甲が乙に対し協力の要請をしようとするときは、電話等の方法により、次の各号に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）災害箇所又は災害発生予想箇所
- （2）被害状況
- （3）工事等の内容
- （4）人員数
- （5）機材
- （6）その他必要な事項

2 乙は、甲から協力の要請があったときは災害箇所を担当する工事施工業者（以下「施工業者」という。）に、前各号に掲げる事項を通報しなければならない。

（施工業者名の報告）

第2条 乙は、前条の規定に基づき、施工業者に通報し災害現場に出動させた時は、当該担当業者名を速やかに甲に報告しなければならない。

（協力活動）

第3条 乙から通報を受けた施工業者は、直ちに災害箇所に急行し現地に派遣された甲の職員の指示に従って、災害応急工事等を実施するものとする。この場合において、甲の職員が現地に派遣されておらず、緊急を要するときはあらかじめ通報を受けた要請事項に従い、災害応急工事等を実施するものとする。

2 前項後段の場合において、施工業者が災害応急工事等の実施に移した後、甲の職員が派遣されたときは、施工業者の現場責任者は、甲の職員に速やかに被害状況、災害応急工事等の概要を報告し、その後は、指示に従って災害応急工事等を実施しなければならない。

（完了報告）

第4条 乙は、施工業者が災害応急工事等を完了したときは、遅滞なくその結果を災害応急工事等完了報告書（別紙様式1）により、甲に報告するものとする。なお、災害応急工事等実施時に資機材を使用した場合は、防災資機材使用報告書（別紙様式2）も添えて報告するものとする。

(費用の算出)

第5条 災害応急工事等に要した費用の積算は、災害発生時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲は、災害応急工事等に要した費用について、別途甲と施工業者とで締結した工事請負契約及び成田市財務規則(昭和44年規則第13号)に基づき支払うものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、災害応急工事等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書(別紙様式3)により報告するものとする。

(機材等の種類及び数量の把握)

第8条 乙は、協定書に基づき災害応急工事等の実施に関し、常時甲に協力できるよう機材等の種類及び数量について把握し、その体制を整備しておくものとする。

(協議)

第9条 この細目に定めていない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本業務細目2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年3月28日

甲 成田市
成田市長 小川 国彦

乙 成田市空衛協力会
会長 安齋 四郎

様式 1

平成 年 月 日

成田市長 様

成田市空衛協力会
会長

災害応急工事等完了報告書

このことについて、「災害時応急工事等における協力に関する業務細目」第4条より、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

工 事 完 了 年 月 日	工 事 箇 所		工 事 内 容	施 工 業 者 名
	路線河川名等	所 在 地		

様式2

防災資機材使用報告書

施工業者名 責任者名	品名	使用量		防災資機材の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

平成 年 月 日

成田市長 様

成田市空衛協力会
会長

事故報告書

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種				施工業者名			
傷病名			程度	重傷・中・軽症		転帰	
外来・入院（ 月 日）			診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日		午前・午後		時	分	
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

災害時における電気設備の応急協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と成田市電設事業協同組合（以下「乙」という。）は、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合及び災害が発生した場合の電気設備に係る応急工事及び資機材の供給等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に市民生活の早期安定を図るため、甲と乙との間において電気設備に係る応急工事及び資機材の供給等（以下「応急工事等」という。）に関する協力について基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、電気設備に係る応急工事等に関して必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員の配備及び資機材等の供給を行い、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

（協力の体制）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、速やかに対応できるよう、乙の会員で、かつ、成田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者により協力の体制を整備しておくものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の要請をする場合は、電話その他迅速な伝達手段により要請をするものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担

するものとする。

2 前項に規定する費用の額及びその支払方法等については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

(法令の遵守)

第6条 この協定の施行に当たっては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令を遵守するものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 応急工事等の実施に伴い第三者に被害が生じたときは、甲乙協議して、その解決処理に当たるものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、第2条の規定により応急工事等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その遺族又は被扶養者に対する損害補償について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じてその損害補償をするものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日1カ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(委任)

第11条 この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年6月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小川 国彦

乙 成田市橋賀台1丁目44番地1
成田市電設事業協同組合
代表理事 佐久間 早文郎

災害時における電気設備の応急協力に関する業務細目

平成14年6月1日付けをもって締結した災害時における電気設備の応急協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定による細目は、次のとおりとする。

（連絡事項）

第1条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に対し協力の要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 応急工事等の場所
- (2) 応急工事等の内容
- (3) 必要人員の数
- (4) 必要資機材の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、応急工事等を行う業者に、前項各号に掲げる事項を通報しなければならない。

（業者名の報告）

第2条 乙は、前条の規定により、災害の発生した地区又は発生が予想される地区を担当する業者（以下「担当業者」という。）を要請現場に出動させたときは、当該担当業者名を速やかに甲に報告しなければならない。

（協力活動）

第3条 乙から通報を受けた担当業者は、直ちに要請現場に急行し、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、応急工事等を実施するものとする。この場合において、甲の職員が現地に派遣されておらず、緊急を要するときは、あらかじめ通報を受けた要請事項に従い、応急工事等を実施するものとする。

2 前項後段の場合において、担当業者が応急工事等の実施に着手した後、甲の職員が派遣されたときは、担当業者の現場責任者は、当該職員に速やかに応急工事等の概要を報告し、その指示に従うものとする。

（完了報告）

第4条 乙は、担当業者が応急工事等を完了したときは、遅滞なくその結果を災害応急工事及び資機材の供給等完了報告書（別記第1号様式）及び電設資機材使用報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の算出）

第5条 応急工事等に要した費用は、災害発生時における千葉県積算基準等を準用し、積算するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲は、応急工事等に要した費用について、別途甲と乙とで締結した工事請負契約及び成田市財務規則（昭和44年4月19日規則第13号）に基づき支払うものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、応急工事等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、速やかに事故報告書（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。

(資機材等)

第8条 甲が乙に供給を要請する主な応急資機材は、別表に掲げるとおりとする。

2 乙は、甲の必要とするその他の資機材等について、可能な限り供給をおこなうものとする。

(協議)

第9条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、本業務細目2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年6月1日

甲 成 田 市

成田市長 小 川 国 彦

乙 成田市電設事業協同組合

代表理事 佐久間 早文郎

別表

応急出動時の資機材リスト

1. 車両

2.9 t クレーン付 4 t トラック	・ ・ ・ ・ ・	5 台
ダンプトラック (2 t)	・ ・ ・ ・ ・	5 台
普通トラック (2 t)	・ ・ ・ ・ ・	8 台
普通・軽トラック	・ ・ ・ ・ ・	19 台
高所作業車	・ ・ ・ ・ ・	4 台

2. 発電機

エンジン付 (3相 10 KVA)	・ ・ ・ ・ ・	2 台
" (单相 3 KVA)	・ ・ ・ ・ ・	3 台
" (单相 2 KVA)	・ ・ ・ ・ ・	9 台
" (单相 1 KVA)	・ ・ ・ ・ ・	1 台

3. 切断機

プラズマ切断機 (单相 3 KVA)	・ ・ ・ ・ ・	3 台
--------------------	-----------	-----

4. 水中ポンプ

電動式水中ポンプ (50 mm 径)	・ ・ ・ ・ ・	11 台
--------------------	-----------	------

5. 仮設配線用機材

ドラムコード (100 V 20 A) 30 m	・ ・ ・ ・ ・	40 台
投光器 (100 V 300 W)	・ ・ ・ ・ ・	47 台
" (100 V 500 W)	・ ・ ・ ・ ・	68 台
蛍光灯器具 (照明用 40 W)	・ ・ ・ ・ ・	213 台
各種分電盤 (仮設用)	・ ・ ・ ・ ・	74 面
電線・ケーブル類		

その他状況に応じ必要なものを調達する。

6. 連絡用機器・携帯品類

トランシーバー	・ ・ ・ ・ ・	18 台
懐中電灯	・ ・ ・ ・ ・	45

災害時における支援協力に関する協定書

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
成 田 市

災害時における支援協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害が発生し、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は、集中的に発生した場合に迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）により行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間

- (5) 協力を要請する場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか，要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は，前条の規定による甲からの要請を受けたときは，乙のでき得る範囲において，甲の指示に従い，第2条各号に規定する協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は，第2条各号に規定する協力を行った場合は，次に掲げる事項を記載した災害時協力実績報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に使用した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及びその施設を使用した日数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか，甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は，前条の規定による乙の報告があった場合は，甲の要請に相違ないことを確認の上，乙が要した経費について，甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は，前条の経費を甲に請求する場合は，甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により，甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合は，その経費は，当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定による乙から請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に使用した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協力体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙がそれぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部福祉部長の職にある者を、乙にあつては、北関東ブロック千葉地区本部長の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に知り得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援協力を行う場合において知り得た災害に係わる情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末日までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年6月24日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
第2秋山ビル7階
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 柴山 文夫

災害時における支援協力に関する協定書

千葉中央葬祭業協同組合
成 田 市

災害時における支援協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害が発生し、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は、集中的に発生した場合に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

- （1） 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- （2） 要請の理由
- （3） 要請の内容

- (4) 要請する期間
- (5) 要請する場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号に規定する協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に規定する協力を行った場合は、次に掲げる事項を記載した災害時協力実績報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に使用した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及びその施設を使用した日数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合は、その経費は、当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定による乙から請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に使用した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協力体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙がそれぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部福祉部長の職にある者を、乙にあつては、代表理事の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に知り得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援協力を行う場合において知り得た災害に係る情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協

力できる乙の会員名簿を毎年3月末日までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年6月24日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉市中央区中央3丁目5番3号
千葉中央葬祭業協同組合
代表理事 並木 義幸

成田市及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定

成田市長（以下「甲」という。）と成田国際空港株式会社代表取締役社長（以下「乙」という。）は、成田市、及び成田国際空港（以下「空港」という。）の区域における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市及び空港の区域（以下「出動区域」という。）における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの火災発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び消火活動等）

第2条 出動区域を別図のとおり第1種区域、第2種区域および第3種区域に区分し、次により通報及び消火救難活動を行うものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、乙は、甲に対して速やかに通報するものとする。この場合、消火救難活動は、乙が第1次的にこれに当たり、甲は、必要に応じて出動するものとする。
 - (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、覚知した側は、速やかに相手側に通報するものとする。この場合、消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙は、必要に応じて出動するものとする。
 - (3) 第3種区域において航空機火災が発生した場合は、甲は、乙に対して速やかに通報するものとし、乙は、必要に応じて出動するものとする。
- 2 出動区域の周辺において、航空機火災が発生するおそれのある場合は、乙は、甲に対して速やかに通報するものとする。

（通報要領）

第3条 前条の規定による通報は、次の事項について電話その他の迅速な連絡方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態
- (2) 被災物件が航空機の場合は、機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (4) 消防隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

2 通報に応じて出動した甲又は乙は、現場に到着したときは、速やかに相手側にその旨を通告するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が緊急事態に出動したときは、当該物件の状態、現場におけるこん跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意し、事後における調査は、相互に協力するものとする。

(単独出動の通報)

第6条 甲又は乙が単独で緊急事態に出動したときは、速やかにそのてん末を相手側に通報するものとする。

(計画の樹立及び訓練)

第7条 甲及び乙は、緊急事態における消火救難活動に関する計画の樹立に際しては、相互に連絡を密にするとともに、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、消防機器、人員等の状況その他消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協定の細目)

第9条 甲は、この協定の実施に関し必要な事項は、成田市消防長及び成田国際空港株式会社空港運用本部保安警備部長が協議して定める。

(協定の改正又は廃止)

第10条 事情の変化により、この協定を改正し、又は廃止する必要があるときは、その事由を相手側に通告し、相互に協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成16年4月1日に施工する。
- 2 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 成田市長
小林 攻

乙 成田国際空港株式会社
代表取締役 黒野 匡彦

成田市及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定に関する細目

成田市消防長（以下「甲」という。）と成田国際空港株式会社空港運用本部保安警備部長（以下「乙」という。）は、成田市、及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、次のとおり細目を定める。

（消火救難活動）

第1条 協定第2条第1項に定めるこの出動は、甲及び乙が、それぞれ定まる計画に基づき、所要の消防隊を出動させ、消火救難活動を行うものとする。

（第1種区域における車両の誘導）

第2条 甲は、消火救難活動を行うため第1種区域に進入し、又は退出するときは、乙の車両の誘導を受けるものとする。

（指揮区分）

第3条 第1種区域における消火救難活動の指揮は、乙が行う。ただし、退出するときは、乙の車両の誘導を受けるものとする。

2 第2種区域および第3種区域における消火救難活動の指揮は、甲が行う。

（情報の交換）

第4条 緊急事態の発生に際し、消火救難活動を円滑に行うため、現場において知り得た情報は相互に交換するものとする。

（胴体着陸）

第5条 第1種区域において航空機が胴体着陸等を行うため、あらかじめ滑走路に泡剤の撒布を行う場合等、事故の内容が重大で多くの消防隊により警戒等の活動を行う必要がある場合は、乙の要請により甲は協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 協定第4条に定める費用のうち通常を経費については、それぞれの負担とする。

（通報）

第7条 協定第6条に定める通報は、次の事項を速やかに電話等で連絡するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 火災等の種別及び場所
- (3) 被災物件が航空機の場合は、機種及び搭乗人員
- (4) 消火救難活動の概要
- (5) その他必要な事項

（訓練）

第8条 協定第7条に規定する訓練は合同訓練及び総合訓練とし、次により実施するものとする。

(1) 合同訓練

緊急事態の場合における警戒及び消火救難活動等の要領を習得するため、甲及び乙が合同して行うものとし、あらかじめ場所、想定、訓練項目等を協議して定め、定期的を実施するものとする。

(2) 総合訓練

甲及び乙のほか、消火救難活動に関する官公署及び航空会社等の参加を求め、総合的な消火救難体勢等について検討するために行うものとし、毎年1回実施するものとする。

(資料)

第9条 協定第8条に規定する資料は、次に掲げるものとする。

(1) 甲が乙に提供するもの

- (ア) 空港周辺の平面図（水利をもちこんだもの）
- (イ) 空港に対する消防隊出動計画及び消防力に関する資料

(2) 乙が甲に提供するもの

- (ア) 空港の平面図
- (イ) 消防水利及び消防設備に関する資料
- (ウ) 空港内諸施設の概要に関する資料
- (エ) 乙の消防計画及び消防力に関する資料
- (カ) 年間の航空機離着陸回数及び乗降客数
- (キ) 空港に着陸する航空機の諸元性能及び消火救出関係図

(合同調査)

第10条 甲及び乙は、円滑な消火救難活動等を行うため、第1種区域及び第2種区域内の水利、誘導路、エプロン、その他消火救難活動上必要な施設等の状況について、定期的に合同して調査を行うものとする。

(その他)

第11条 乙は、空港管理規程その他この協定の運用に関係する規定等が改正されたとき、又は第1種区域及び第2種区域において次の工事等を行うときは、その都度甲に通知するものとする。

- (1) 消火救難活動に支障を及ぼすおそれのある誘導路、場周道路等の工事
- (2) 水道の断水又は減水
- (3) 消防用水利施設の使用不能又は使用障害
- (4) 第1種区域への出入口の新設又は閉鎖
- (5) 駐機場、エプロン等の空港施設の新設又は変更

附 則

- 1 この細目は、平成16年4月1日から効力を生ずる。
- 2 この細目を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 成田市消防長

根本 一彦

乙 成田国際空港株式会社

空港運用本部保安警備部長 高橋 哲也

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

成 田 市

千葉県土地家屋調査士会

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、成田市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について成田市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（成田市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉市中央区中央港一丁目23番25号

千葉県土地家屋調査士会
会 長 笠 原 孝

別記様式第1号（第1条関係）

年 月 日

千葉県土地家屋調査士会

会 長 様

成田市長

応急対策業務要請書

災害時における応急対策業務に関する協定書第1条の規定により，下記のとおり要請します。

1. 要 請 番 号	
2. 災 害 の 状 況	
3. 要 請 す る 内 容	
4. 必 要 と す る 資 機 材 等	(資機材等の種類・数量) (人員等)
5. 協 力 を 要 す る 日 時 等	(日時) (場所) (期間)
6. 現 場 責 任 者	(職氏名)
7. そ の 他	

別記様式第2号（第1条第2項関係）

年 月 日

成田市長

様

千葉県土地家屋調査士会
会 長

応急対策業務受諾書

災害時における応急対策業務に関する協定書第1条第2項の規定により、下記のとおり報告
します。

1. 要 請 番 号	
2. 受諾日時	
3. 実施者名	
4. 出動日時	
5. その他	

災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書

成田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「災害時用公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「災害時用公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（災害時用公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 災害時用公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 災害時用公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における災害時用公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第 4 条 甲は、災害時用公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に災害時用公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第 5 条 乙は、災害時用公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第 6 条 甲は、災害時用公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第 4 条及び第 5 条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第 7 条 災害時用公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は災害時用公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、災害時用公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し災害時用公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第 8 条 甲は、災害時用公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 災害時用公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は災害時用公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに災害時用公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 10 条 乙は、災害時の通信確保のために、災害時用公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第 11 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に災害時用公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 2 に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第 12 条 甲及び乙は、災害時用公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、災害時用公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、災害時用公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 28 年 12 月 15 日

甲 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地

東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部
ビジネス営業部 千葉法人営業所
千葉法人営業所長 山本 功

災害時における動物救護活動に関する協定書

成 田 市

公益社団法人 千葉県獣医師会 印旛地域獣医師会

災害時における動物救護活動に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会（以下「乙」という。）は、成田市内に地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模な災害等が発生した場合に、動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理等のために行う動物救護活動等に対して、甲乙必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、「動物」とは、原則として、人が飼育している被災した犬、猫などのペットをいう。

（協力業務及び協力の要請）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した動物の応急手当
- (2) 負傷した動物の治療に必要な資機材の確保及び提供
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (4) 動物救護活動を行うボランティア等に対する助言及び指導等
- (5) その他必要な業務

2 甲が乙に対して、前項の規定により要請をする場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（動物救護活動拠点等）

第4条 甲は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて動物救護活動拠点等を設置するものとする。

（動物救護活動の啓発）

第5条 甲及び乙は相互に連携し、平常時から災害時の動物救護対策についての啓発に努めるものとする。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく動物救護活動を円滑かつ迅速に行うため、随時、次の情報について共有するものとする。

- (1) 緊急時の連絡体制
- (2) 避難場所及び動物救護活動拠点等
- (3) 動物救護、保護の状況
- (4) 動物救護活動に必要な資機材、物品、薬品等の状況
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害時における明確な連絡系統を定めておくものとし、変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、各連絡責任者が年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、動物の救護活動において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(損害の措置)

第9条 動物救護活動の実施に伴い、乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第10条 本協定に基づき乙が実施した動物救護活動において、必要とする医薬品、資機材、飼料、その他の物品等の費用の負担は、動物救護活動終了後、甲及び乙が協議して定めるものとする。

ただし、動物救護活動後、当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則として、その者に負担を求めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成29年2月28日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市長 小泉一成

乙 千葉県千葉市中央区都町463-3
公益社団法人 千葉県獣医師会
印旛地域獣医師会
会長 杉田祐司

災害時等における廃棄物処理
施設に係る相互援助細目協定書

平成9年7月

千葉県環境衛生促進協議会

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行、以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。
ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書（様式1号）により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式2号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

様式 1 号

災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第 号
平成 年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第 5 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

改修工事等 の内容	
協力要請の内容	
要請の具体的な 内容及び必要量	
要請する期間	
その他必要事項	

様式 2 号

平成 年度一般廃棄物処理施設事業計画書

第 号
平成 年 月 日

様

市長村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第 7 条の規定により、下記の施設について別紙のとおり報告します。

記

- 1 ごみ処理施設
- 2 し尿処理施設
- 3 連絡先

担当部課所	
担当者	
電話番号	

別紙（ごみ処理施設用）

施設の種類			
名称			
所在地	〒 TEL ()		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	t/日	実処理能力	t/日
計画処理量	t/年	受入可能量	t/日
プラスチックの混燃	可・否	設計発熱量 (高質ごみ)	Kcal/kg
定期点検等整備の時期	第1号炉	平成 年 月	
	第2号炉	平成 年 月	
	第3号炉	平成 年 月	
	第4号炉	平成 年 月	
改修工事	有・無	時期	平成 年 月
次期整備計画の時期		平成 年度予定	

別紙（し尿処理施設用）

施設の種類			
名称			
所在地	〒 TEL ()		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	ℓ/日	実処理能力	ℓ/日
計画処理量	ℓ/年	受入可能量	ℓ/日
定期点検等整備の時期		平成 年 月	
改修工事	有 ・ 無	時期	平成 年 月
次期整備計画の時期		平成 年度予定	

千葉市長	松井	旭
銚子市長	大川	政武
市川市長	高橋	國雄
船橋市長	藤代	孝七
館山市長	庄司	厚
木更津市長	須田	勝勇
松戸市長	川井	敏久
野田市長	根本	崇
佐原市長	鈴木	全一
茂原市長	石井	常雄
成田市長	小川	国彦
佐倉市長	渡貫	博孝
東金市長	岡本	健
八日市場市長	増田	健
旭市長	加瀬	五郎
習志野市長	荒木	勇
柏市長	本多	晃
勝浦市長	山口	吉暉

市原市長	小出 善三郎
流山市長	眉山 俊光
八千代市長	大澤 一治
我孫子市長	福嶋 浩彦
鴨川市長	本多 利夫
鎌ヶ谷市長	皆川 圭一郎
君津市長	若月 弘
富津市長	白井 貫
浦安市長	熊川 好生
四街道市長	中台 良男
袖ヶ浦市長	小泉 義弥
八街市長	長谷川 健
印西市長	海老原 栄
関宿町長	河井 弘
沼南町長	藤川 清
酒々井町長	吉岡 正孝
富里町長	相川 義雄
印旛村長	山口 進
白井町長	中村 教彰

本 埜 村 長 眞 嶋 八 十 八

栄町長職務代理者

栄 町 助 役 喜 多 見 明

下 総 町 長 澤 田 正

神 崎 町 長 後 藤 好 男

大 栄 町 長 山 倉 正 男

小 見 川 町 長 鈴 木 弘 治

山 田 町 長 菅 谷 長 藏

栗 源 町 長 斎 藤 豊

多 古 町 長 菅 澤 重 矩

干 潟 町 長 山 田 常 衛

東 庄 町 長 岩 田 利 雄

海 上 町 長 穴 澤 清

飯 岡 町 長 向 後 貞 夫

光 町 長 向 後 肇

野 栄 町 長 渡 辺 忠

大 網 白 里 町 長 石 橋 捷 洋

九 十 九 里 町 長 斎 藤 峻 佐

成 東 町 長 椎 名 千 収

山武町長	並木宏夫
蓮沼村長	金杉 擇
松尾町長	古谷 淳
横芝町長	實川 堅司朗
芝山町長	内田 裕雄
一宮町長	近藤 直
睦沢町長	河野 功
長生村長	市原 良夫
白子町長	林 和雄
長柄町長	横山 善長
長南町長	仁茂田 弘
大多喜町長	田嶋 隆威
夷隅町長	久我 洋
御宿町長	伊藤 治昌
大原町長	近藤 万芳
岬町長	江澤 嘉彦
富浦町長	遠藤 一郎
富山町長	鈴木 豊
鋸南町長	富永 純

三 芳 村 長	安 藤 光 男
白 浜 町 長	山 口 重 明
千 倉 町 長	山 口 功
丸 山 町 長	石 井 洋
和 田 町 長	中 山 卯 一 郎
天 津 小 湊 町 長	辰 馬 和 郎
小 見 川 外 二 ヶ 町 清 掃 組 合 組 合 長	菅 谷 長 藏
長 生 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合 管 理 者	石 井 常 雄
鋸 南 地 区 環 境 衛 生 組 合 管 理 者	富 永 純
北 総 西 部 衛 生 組 合 組 合 長	鈴 木 全 一
東 総 衛 生 組 合 管 理 者	加 瀬 五 郎
印 旛 衛 生 施 設 管 理 組 合 管 理 者	中 台 良 男
沼 南 白 井 鎌 ヶ 谷 環 境 衛 生 組 合 管 理 者	皆 川 圭 一 郎
山 武 郡 市 広 域 行 政 組 合 管 理 者	岡 本 健
夷 隅 郡 環 境 衛 生 組 合 管 理 者	久 我 洋
長 挾 地 区 衛 生 組 合 管 理 者	本 多 利 夫
朝 夷 衛 生 組 合 管 理 者	山 口 功
印 西 地 区 衛 生 組 合 管 理 者 職 務 代 理 者	
印 西 地 区 衛 生 組 合 副 管 理 者	眞 嶋 八 十 八

東総塵芥処理組合管理者	山田 常衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田 健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡貫 博孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實川 堅司郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡本 健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中山 卯一郎
夷隅町岬町清掃組合管理者	久我 洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海老原 栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴木 全一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄司 厚

大規模災害時における施設等の使用に関する協定書

災害時における相互協力について、成田市（以下「甲」という。）と成田警察署（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は成田市内において地震・津波災害及び緊急事態等が発生し、乙が自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が、甲の管理する施設を災害活動等の拠点として使用することへの協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第 2 条 前条の場合において、乙は必要に応じ、甲に対して以下の協力を求めるものとする。この場合、甲は、地震・津波災害活動等の重要性を理解の上、可能な限り乙の求めに応ずるものとする。

(1) 甲が管理する以下の施設に、乙が、乙の管理する通信機器等の災害活動に必要な資機材を搬入して、乙の活動拠点とすること。

活動拠点は、成田市生涯大学校（成田市囀護台 1385 番地 6）の施設とする。

(2) また、上記施設の駐車場を、乙が管理する自動車等の臨時の駐車場として借用すること。

(3) その他、甲が管理する資器材等で乙の地震・津波災害活動に必要なものについて借用すること。

（協力の期間）

第 3 条 前条の施設の使用期間は、被災等の影響を勘案し甲乙で協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第 4 条 乙の活動拠点として使用された場合の施設・備品の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 甲が、乙の要請により支援協力を要した経費については、甲、乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定は、締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月5日

甲 成田市花崎町760番地
成田市長 小泉一成

乙 成田市加良部3丁目5番地
成田警察署 署長 坂本誠

鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、千葉県内の消防本部（局）と鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、千葉県の調整の下、この協定書を定める。

（用語の定義）

第 1 条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道災害とは、鉄道軌道路線における人身事故及び火災（鉄道沿線火災も含む。）等をいう。
- (2) 甲とは、千葉県内の消防本部（局）で別表のとおりとする。
- (3) 乙とは、千葉県内で運行する鉄道軌道事業者で別表のとおりとする。
- (4) 丙とは、千葉県総務部消防地震防災課で別表のとおりとする。
- (5) 消防隊とは、甲が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (6) 現場責任者とは、乙が派遣する現場の責任者をいう。
- (7) 指揮者とは、消防隊の現場最高責任者をいう。
- (8) 消防活動とは、甲が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- (9) 支援活動とは、乙が行う消防活動時における協力活動をいう。

（鉄道災害発生時等の緊急通報）

第 2 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 24 条（同法 36 条により準用する場合を含む。）に基づき 119 番通報しなければならない。

2 119 番地通報にあたっては、次の事項について情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別（火災、救助、救急）
- (2) 発生時刻

- (3) 発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- (4) 負傷者の人数及び状況
- (5) 消防隊が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- (6) 現場責任者の派遣状況、その職名等
- (7) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
- (8) その他、乙がすでに実施している事項

（指定連絡先）

第3条 甲及び乙は、119番通報の他に連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

- 2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（変更が生じた場合を含む）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

（指定連絡先への連絡）

第4条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第2条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

- 2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。
- 3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

（現場責任者等）

第5条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

- 2 指揮者と現場責任者は、相互に連携し、軌道内における安全を確保する。
- 3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

（情報の共有）

第6条 現場責任者は、次の事項について把握している情報を消防隊が消防活動を行う前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて、災害発生場所等への誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備、その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防活動の体制及び方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第 7 条 鉄道災害が発生し、避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内及び車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(消防活動の連携)

第 8 条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な消防活動及び支援活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において消防活動を開始する前に、現場責任者に対して第 6 条第 1 項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により列車停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し消防活動を開始する。
- (2) 災害現場に現場責任者が不在で、前項の確認及び協議が行えない場合は、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を開始する。
- (3) 現場責任者は、指揮者が行う消防活動に対し、必要な支援活動を行う。
- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じて列車の電源遮断、技術者の派遣、消防活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 現場責任者は、前号の求めに対し、状況に応じた措置を行う。

- (6) 指揮者は、消防活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。
- (7) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者及びその他関係機関担当者が協議し、安全を確認した後に行う。

(連携の範囲)

第 9 条 鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（鉄道敷地内）及び駅構内の消防活動で、次のとおりとする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

- (1) 救助事故
- (2) 救急事故
- (3) 火災（車両、その他）
- (4) 火災原因調査

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第 10 条 甲の消防活動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合には、甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合には、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第 11 条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携並びに効果的な消防活動及び支援活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両方で協議する。

- (1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法
 - (2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等
- 2 甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を相互に交換する。

(訓練)

第 12 条 甲及び乙は鉄道災害時における消防活動及び支援活動を円滑に遂行するため、連携し訓練の実施に努める。

(千葉県総務部消防地震防災課の役割)

第 13 条 丙は、この協定書の効果的な履行のため、必要に応じ甲及び乙による連絡会議を開催する等消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 29 条の規定に基づき支援を行う。

2 甲及び乙は、この協定書の効果的な履行のため、丙に対し甲及び乙による連絡会議の開催を求めることができる。

(連絡会議)

第 14 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙による連絡会議で協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書 47 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 3 月 31 日

(甲)

千葉市消防局
消防局長 熊瀬 俊明

銚子市消防本部
消防長 佐藤 信雄

市川市消防局
消防局長 矢作 政雄

船橋市消防局
消防局長 小川 喜代志

木更津市消防本部
消防長 鈴木 清一

松戸市消防局
消防局長 溝田 猛

野田市消防本部
消防長 佐賀 悦男

成田市消防本部
消防長 山口 貫司

旭市消防本部
消防長 菅谷 衛一

習志野市消防本部
消防長 谷本 仁

柏市消防局
消防局長 長妻 力

市原市消防局
消防局長 山越 照太郎

流山市消防本部
消防長 大越 一夫

八千代市消防本部
消防長 武藤 博明

我孫子市消防本部
消防長 篠原 佳治

鎌ヶ谷市消防本部
消防長 松原 正一

君津市消防本部
消防長 鈴木 隆

富津市消防本部
消防長 松井 朝市

浦安市消防本部
消防長 岩田 高一

四街道市消防本部
消防長 小林 昭五

袖ヶ浦市消防本部
消防長 大森 正行

富里氏消防本部
消防長 藤崎 操

栄町消防本部
消防長 鳥羽 功雄

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 土岐 一義

長生郡市広域市町村圏組合消防本部
消防長 麻生 佳秋

匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
消防長 並木 茂

山武郡市広域行政組合消防本部
本部
消防長 布留川 富夫

香取広域市町村圏事務組合消防
消防長 平野 光男

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
消 防 長 大 野 道 夫

印西地区消防組合消防本部
消 防 長 岡 田 一

夷隅群市広域市町村圏事務組合消防本部
消 防 長 藤 江 久 雄

(乙)

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
執行役員千葉支社長 梅原 康義

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
常務取締役東京支社長 中村 弘之

京成電鉄株式会社
専務取締役鉄道本部長 三枝 紀生
郎

東武鉄道株式会社
常務取締役鉄道事業本部長 柴田 浩一

新京成電鉄株式会社
常務取締役鉄道事業本部長 石毛 剛

北総鉄道株式会社
取締役社長 亀甲 邦敏

東京地下鉄株式会社
代表取締役副社長鉄道本部長 奥 義光

流鉄株式会社
代表取締役 小宮山 英一

東京都交通局
局長 金子 正一郎

京葉臨海鉄道株式会社
代表取締役社長 川上 五郎

東葉高速鉄道株式会社
代表取締役社長 小澤 慶和

芝山鉄道株式会社
代表取締役社長 波津久 和章

首都圏新都市鉄道株式会社
代表取締役専務
鉄道事業本部長 後藤 紳太郎

株式会社舞浜リゾートライン
代表取締役 越川 敏雄

千葉都市モノレール株式会社
取締役社長 岡田 和哲

(丙)

千葉県
防災対策監 星 正三

別表

甲	乙	丙
千葉市消防局	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社	千葉県総務部消防地震防災課
銚子市消防本部	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	
市川市消防局	京成電鉄株式会社	
船橋市消防局	東武鉄道株式会社	
木更津市消防本部	新京成電鉄株式会社	
松戸市消防局	北総鉄道株式会社	
野田市消防本部	東京地下鉄株式会社	
成田市消防本部	流鉄株式会社	
旭市消防本部	東京都交通局	
習志野市消防本部	京葉臨海鉄道株式会社	
柏市消防局	東葉高速鉄道株式会社	
市原市消防局	芝山鉄道株式会社	
流山市消防本部	首都圏新都市鉄道株式会社	
八千代市消防本部	株式会社舞浜リゾートライン	
我孫子市消防本部	千葉都市モノレール株式会社	
鎌ヶ谷市消防本部		
君津市消防本部		
富津市消防本部		
浦安市消防本部		
四街道市消防本部		
袖ヶ浦市消防本部		
富里市消防本部		
栄町消防本部		
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部		
長生郡市広域市町村圏組合消防本部		
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部		
山武郡市広域行政組合消防本部		
香取広域市町村圏事務組合消防本部		
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部		
印西地区消防組合消防本部		
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部		

大栄 J C T ～ 稲敷東 I C

首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

大栄JCT～稲敷東IC
首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、成田市、神崎町、稲敷地方広域市町村圏事務組合（以下「協定市町村等」という。）の長は、協定市町村等の行政区域のうち首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互支援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別支援）

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市町村等（以下「出場市町村等」という。）の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認めるときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生 の 場所 及び 災害 の 概要
 - (2) 応援 を 要 する 消防 隊 等 の 種類 及び 数
 - (3) その他 活動 内容 等 必要 な 事項
- （出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別支援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

（1）応援のため要した通常経費は、応援のため出場した協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

（2）応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

（3）応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援のため出場した協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

（4）特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援のため出場した協定市町村等が負うものとする。

（情報交換等）

第 7 条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、平成 27 年 6 月 7 日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、各々記名押印の上各 1 通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成 26 年 4 月 12 日に締結した神崎 I C ～稲敷東 I C 首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

平成 27 年 6 月 7 日

成 田 市
市 長 小 泉 一 成

神 崎 町
町 長 石 橋 輝 一

稲敷地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 中 山 一 生

圏央道・応援出場区域表

出場市町村等	出 場 区 域	
	外回り（神崎町・成田市方面）	内回り（稲敷市方面）
成田市消防本部 （神崎町・業務委託）	神崎 IC～大栄 JCT の区間 ※大栄 JCT より先の区間については東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定に基づく	大栄 JCT～稲敷東 IC の区間
稲敷広域消防本部	稲敷東 IC～神崎 IC の区間	稲敷東 IC～稲敷 IC の区間 ※稲敷 IC より先の区間については茨城高速自動車道等における消防相互応援協定に基づく

※神崎町については消防業務を成田市に委託しているため出場市町村等については成田市消防本部となる

災害時等における避難者輸送等に関する協定書

成 田 市

株式会社 旅 友

災害時等における避難者輸送等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と、株式会社旅友（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、成田市内において地震、風水害その他の異常な自然災害及び大規模火災等の緊急処理事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生の恐れがある場合において、乙が実施する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 協力内容は、乙所有のバス等（以下「車両」という。）を利用した次の各号に掲げる範囲のものとする。

- （1）災害対策基本法第8条に規定する要配慮者等（以下「要配慮者等」という。）を、避難が必要な地域から指定避難所等へ移送すること
- （2）要配慮者等を指定避難所等から福祉避難所等へ移送すること
- （3）要配慮者等に車両を一時的に避難所施設として提供すること
（可能な限りUSBポート付き携帯充電機能付き車両とする。）

（4）ペット同行避難者等に対して車両の一部を一時的にペット避難施設等として提供すること

2 前項各号の協力実施にあたり必要な事項は別途協議し事前に定めるものとする。また、乙は第1項の協力を円滑に行うため、甲の主催する総合防災訓練等の行事に参加するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する協力を要請し、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として協力要請書（別記第1号様式）に次に掲げる内容を記載して要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAX等の方法により行い、後日、協力要請書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要する理由
- （2）協力を必要とする期間
- （3）協力を必要とするバスの台数
- （4）協力を必要とする移送区間（又は待機場所）
- （5）その他、参考となる事項

3 甲及び乙は、日頃から連絡体制及び連絡方法等について、災害時等における避難者輸送等に関する協定書の連絡先等（別記第2号様式）により相互に確認し、災害時に支障を来さないよう努めるものとする。

(活動報告)

第4条 乙は、前条の活動を実施したときは、活動報告書(別記第3号様式)により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙の車両に甲の職員を同乗させることができる。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項等の協力により乙に発生する経費の甲の負担額は、国土交通省関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金」を基礎として甲乙が協議の上決定するものとする。

2 第2条第2項の総合防災訓練等の参加に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(協力従事者への補償)

第6条 第2条第1項及び第2項の協力従事中に乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、甲はその責任を負わないものとする。

(契約期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び各条項の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月8日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉一成

乙 千葉県富里市中沢1150番地6
株式会社 旅友
代表取締役 中村宣弘

年 月 日

株式会社 旅 友

様

成田市長



協力要請書

災害時等における避難者輸送等に関する協定書第3条の規定により
次のとおり要請します。

記

要請理由		
要 請 事 項	第2条による協力事項	
	第8条による協力事項	
日	時	年 月 日～ 年 月 日
場	所	
電話・FAX等により 要請した日時		年 月 日（ ） 時 分頃（第 報）
要 請 担 当 者 等	部課名 職・氏名 電話番号	内線
備	考	

年 月 日現在

災害時等における避難者輸送等に関する協定書の連絡先等

記

1 甲

団体名	成田市	
所在地		
連絡責任者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

2 乙

団体名	株式会社 旅友	
所在地		
連絡責任者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

年 月 日

成田市長

様

団体名 株式会社 旅友

所在地

代表者名

連絡先電話番号



活動報告書

年 月 日付けの協力要請書について災害時等における避難者輸送等に関する協定書第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 活動内容等

活動場所又は移送区間	活動期間	活動したバスの台数	作業従事者数	移送した人数等

2 その他参考となる事項

災害時における支援協力に関する協定書

成 田 市
千葉県行政書士会

災害時における支援協力に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成田市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、支援協力の要請を行った際に、当該要請に応じて乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲の地域防災計画に基づき、甲が災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3に規定する業務（主に別途定める別表に例示する業務）、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- （1）甲の依頼による乙の会員の派遣
- （2）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲、及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。
- 3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（支援協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務の実施が必要であると判断したときは、「協力要請書」（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法により要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- 2 乙は、前項の要請があった場合は、特別の理由がない限り支援協力するものとする。
- 3 甲は、第2条に定めたもののほか、特に必要があると認めたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

（支援協力の実施）

第6条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、

災害応急支援業務を実施することとし、甲に対し支援協力するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条に基づき業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」(別記第2号様式。以下「報告書」という。)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話等の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
 - (2) 業務の内容
 - (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- (費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、必要に応じて、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができるものとする。

(相談者の負担)

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 災害応急支援業務に従事する乙、及び乙の会員が当該業務に関連して、負傷し、若しくは疾病に罹患し、あるいは死亡した場合、又は第三者に損害を与えた場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲、又は乙がそれぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了となる日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

乙 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館本館4階
千葉県行政書士会
会長 中村 利雄

災害時等における避難者輸送等に関する協定書

成 田 市

東関交通株式会社

災害時等における避難者輸送等に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と、東関東交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、成田市内において地震、風水害その他の異常な自然災害及び大規模火災等の緊急処理事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生の恐れがある場合において、乙が実施する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 協力内容は、乙所有のバス等（以下「車両」という。）を利用した次の各号に掲げる範囲のものとする。

（1）災害対策基本法第8条に規定する要配慮者等（以下「要配慮者等」という。）を、避難が必要な地域から指定避難所等へ移送すること

（2）要配慮者等を指定避難所等から福祉避難所等へ移送すること

（3）要配慮者等に車両を一時的に避難所施設として提供すること

（可能な限りUSBポート付き携帯充電機能付き車両とする。）

（4）ペット同行避難者等に対して車両の一部を一時的にペット避難施設等として提供すること

2 前項各号の協力実施にあたり必要な事項は別途協議し事前に定めるものとする。また、乙は第1項の協力を円滑に行うため、甲の主催する総合防災訓練等の行事に参加するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する協力を要請し、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として協力要請書（別記第1号様式）に次に掲げる内容を記載して要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAX等の方法により行い、後日、協力要請書を乙に提出するものとする。

（1）災害の状況及び協力を要する理由

（2）協力を必要とする期間

（3）協力を必要とするバスの台数

（4）協力を必要とする移送区間（又は待機場所）

（5）その他、参考となる事項

3 甲及び乙は、日頃から連絡体制及び連絡方法等について、災害時等における避難者輸送等に関する協定書の連絡先等（別記第2号様式）により相互に確認し、災害時に支障を来さないよう努めるものとする。

(活動報告)

第4条 乙は、前条の活動を実施したときは、活動報告書(別記第3号様式)により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の車両に甲の職員を同乗させることができる。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項等の協力により乙に発生する経費の甲の負担額は、国土交通省関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金」を基礎として甲乙が協議の上決定するものとする。

2 第2条第2項の総合防災訓練等の参加に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(協力従事者への補償)

第6条 第2条第1項及び第2項の協力従事中に乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、甲はその責任を負わないものとする。

(契約期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び各条項の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県成田市吉岡1049-26
東関交通株式会社
代表取締役 浅 川 範 仁

年 月 日

東関交通株式会社

様

成田市長



協力要請書

災害時等における避難者輸送等に関する協定書第3条の規定により
次のとおり要請します。

記

要請理由		
要 請 事 項	第2条による協力事項	
	第8条による協力事項	
日	時	年 月 日～ 年 月 日
場	所	
電話・FAX等により 要請した日時		年 月 日（ ） 時 分頃（第 報）
要 請 担 当 者 等	部課名 職・氏名 電話番号	内線
備	考	

年 月 日現在

災害時等における避難者輸送等に関する協定書の連絡先等

記

1 甲

団体名	成田市	
所在地		
連絡責任者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

2 乙

団体名	東関交通株式会社	
所在地	千葉県成田市吉岡 1049-26	
連絡責任者	部署・氏名	代表取締役 浅川範仁
	電話番号	0476-73-6630
	FAX番号	0476-73-6669
担当者	部署・氏名	代表取締役 浅川範仁
	電話番号	0476-73-6630
	FAX番号	0476-73-6669

年 月 日

成田市長

様

団体名 東関東交通株式会社

所在地 千葉県成田市吉岡 1049-26

代表者名 代表取締役 浅川範仁



連絡先電話番号 0476-73-6630

活動報告書

年 月 日付けの協力要請書について災害時等における避難者輸送等に関する協定書第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 活動内容等

活動場所又は移送区間	活動期間	活動したバスの台数	作業従事者数	移送した人数等

2 その他参考となる事項

災害発生時における成田市と成田市内郵便局の協 力に関する覚書

成田市

成田市内郵便局

災害発生時における成田市と成田市内郵便局の協力に関する覚書

千葉県成田市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、成田市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の成田市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、「成田市と成田市内郵便局との包括連携に関する協定書(平成29年3月24日)」に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、成田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、

法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 成田市 総務部長(危機管理課長)

乙 日本郵便株式会社 成田郵便局長(総務部長)

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、令和2年11月16日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小 泉 一 成

乙 成田市内郵便局
成田市赤坂二丁目1番3号
代表 日本郵便株式会社 成田郵便局長
齋 田 文 雅